

607
340



0028916-000

607-340


庶民銀行

井関孝雄・著

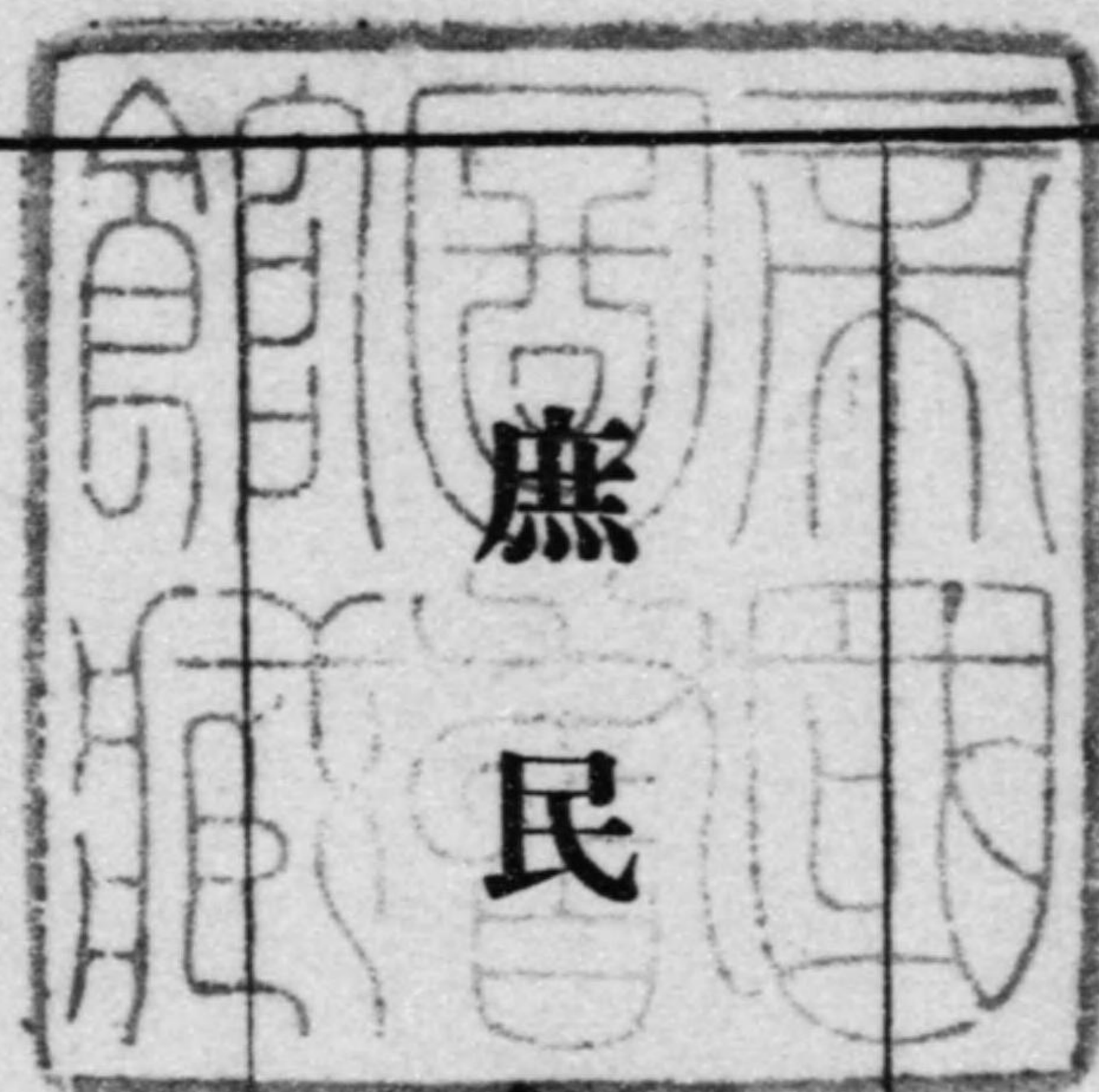
先進社

昭和6

ADI



コ-2582



中央
銀行

井關孝雄著

先進社版

1931



607-340

序

歐洲の大戦亂前後を中心とする世界經濟界の大變動は、世界に於ける經濟機構——特に世界の金融資本家が其の金城湯地と頼んで居た既成金融機關即ち銀行の無力さを民衆の前にまざまざと曝露したのである。

インフレーションとデフレーションとは民衆をして損益の波濤の上を漂はしめ、又引續く金融機關の恐慌は民衆をして其の預金の取付けに狂奔せしめてこれに多大の損害を蒙らしめ爲めに民衆をして今や既成銀行への預金不安をさへ醸成せしめたのである。

又更らに之等既成の銀行は、民衆が汗と涙で貯へた金を集中せしめてこれを大資本家と大企業家の利用にのみ任せ、其の金は再び資本家が自分達への攻撃の武器となることを考へるに至つたのである。そして民衆はこれらの金を更らに再び自分達の手に奪還して、これを民衆自身の支配下に置かんとする運動を起したのである。これが即ち「労働銀行」の運動で

あり、「庶民銀行」の運動である。

而して此の大勢には、資本家自體も、これに抗すること能はずして、銀行家、ブルジョア經濟學者、社會改造論者も亦株式組織銀行といふ既成金融機關が、色々な意味に於いて各種の缺陷を保有して居ることを認めざるを得なくなつたのである。これが爲め或るものは其の原因を現行『金本位制度』の不備に歸して新しき復本位制度其の他の制度によらんとし、又或るものは其の原因が其の國中央銀行制度の缺陷にありとして中央銀行制度の改造を叫び、引いては各國中央銀行の連聯機關たる國際決済銀行の設立によつて其の缺點を補はんとして居る。又或るものは新しき銀行の型態を求めて此の弊害を除かんとして新樣式の銀行型態の研究に没頭して居るものもある。更らに中には依然として舊型態の銀行を墨守しながら僅かに申譯的にサラリーマン金融や庶民金融を始めて世間の眼を逃がれんとする輩も亦續出したのである。

斯くの如くして既成金融機關の改造即ち將來の金融機關は如何なる型態になり行くやの間

題は今や世界の學者、實業家の一大問題となつて居る一方、近時世界の金融界に於ける資金の偏在と資金の集中は金融資本家と民衆との双方をして更らに此の問題の解決の急を叫ばしむるに至つたのである。

著者は曩きに『金融の常識』を著はして世界に於ける此の問題の概觀を述べ、更らに『労働銀行』の中に於いて、此の問題を中心として、世界の労働者相互間に於ける新運動を述べて置いたのである。本書に於いては世界各國に於ける『庶民銀行』の様式と其の組織と機能とを詳説することに意を注いで置いた。

本書が著者と考へを同じくする學者、實務家の研究の一助ともならば著者の望みは即ち足れるものである。

一九三一年五月

庶民銀行 『目次』

1. 米國のモーリス・プラン銀行	一
緒論	一
ローン・シャーク——小額貸付に對する需要の増加——都會と農村の借入人の相違——俸給生活者の借入權——安全な貸付に對する取引上の原則——ローン・シャークの代用物——個人的貸付は認容の原則	一
アーサー・ヂエー・モーリス	三
歐洲に於ける庶民銀行——モーリス・プランと協同組合銀行との比較——キャッシュ・クレ	三
ドイツ制度とモーリス・プランとの比較——米國に於ける協同組合の原理	三
モーリス・プラン	三
ヒドリティ信託貯蓄會社——モーリス・プラン貸付の保證制度——貸付の根本原理——不拂金の所置——モーリス・プランの運轉資金の出所——一般貸付原則の修正	三
モーリス・プラン制度の發展	三

アトランタ貸付貯蓄會社——モーリス・プラン系の諸會社の設立——産業經濟組合の形成
 ——産業經濟組合の目的——この新計畫背後の人々と其の機關の再聲明——モーリス・プラン制度と産業經濟組合との相關的關係——地方機關に對する親會社の關係——ニューヨークモーリス・プラン庶民銀行の設立——ニューヨークに於けるモーリス・プラン庶民銀行の發展——モーリス・プランの法律上の地位——其の他のモーリス・プラン式機關の創立

産業經濟組合の附帶事業……………五二

自動車販賣金融——産業引受會社の組織——モーリス資金借入れ人の保險——モーリス式保險會社の設立——モーリス式保險會社の發展——アメリカ・モーリス・プラン會社——モーリス銀行家協會

小賣業商及び賦拂ひ手形引受……………六四

モーリス・プランに依つて如何にして商業手形引受は行はれるか——商業手形の用例——家具購入金融の様式——モーリス・プランの商業手形引受の利益——小賣商手形引受機關の活動範圍——保證貸付

セントルイス産業金融會社……………七七

産業信託貯蓄會社と産業金融會社の連絡——セントルイスに於ける産業金融會社——産業金融會社の金融方法——借入申込者とその裏書人との信用調査——貸付許可——貯金勘定

息納賦拂ひ金の處分——モーリス・プラン貸付に對する資本家團體の態度——モーリス・プラン投資に對する資本家の評價——モーリス・プラン第二抵當貸……………九四

モーリス式銀行組織に關する法規……………九四

モーリス・プラン銀行を支配する州法規——北カロリナ州の庶民銀行條令……………九九

モーリス・プランの統計的研究……………九九

モーリス・プラン制度の發達及び分布——モーリス・プラン銀行の活動——モーリス・プラン貸付の平均額——モーリス・プラン投資證券の平均額——回收不能による損失——借入れ申込者の取扱ひ——モーリス・プラン借入れ人に關する統計……………一三五

モーリス・プランの批判……………一三五

銀行機構中に於いてモーリス・プランは必要な地位を占めてゐるか——モーリス・プランは必要の機關か——モーリス式銀行と普通銀行との競争——モーリス・プランの貸付利率の基礎——商業銀行の産業資金貸付部——モーリス・プランの週拂ひ返済方法批判——モーリス・プランの利益——モーリス・プランは顧客に本當の幸福を與へるか——賦拂ひ購入——モーリス・プランの完成した事業——市中銀行の小額貸付開始……………一六七

2. サヴェット・ロシアのナロドヌキ・バンク……………一六七

信用組合の發達と庶民銀行の誕生……………一六七

庶民銀行の業務……………一七〇

庶民銀行の組織と營業狀況……………一七三

庶民銀行商品部の特徴……………一七六

新しく起された特種組合……………一七七

庶民銀行の國際市場に於ける活動……………一八〇

諸外國に於ける庶民銀行の概評……………一八五

3. 獨逸の庶民銀行

……………一九五

ライフアイゼン信用組合の起源……………一九五

ライフアイゼン信用組合の發展……………一九七

ライフアイゼン信用組合の組織……………一九九

シユルツツエ信用組合の沿革……………二〇六

シユルツツエ信用組合の組織……………二〇九

シユルツツエ信用組合の機關……………二二三

シユルツツエ信用組合の組合聯合……………二二九

シユルツツエ式とライフアイゼン式との特色の相違……………二三二

營業區域の相違——貸付期限の長短——貸付資金の使途の監視——償還方法——借入人の相違……………二三三

ドイツ信用組合の現況……………二三三

4. フランスの庶民銀行

……………二三七

庶民銀行の創立……………二三七

法制的目的……………二三七

設備資金の補助——流動資金の補助——債權の資金化……………二三三

庶民銀行の特徴……………二三三

庶民銀行の一般様式……………二三五

銀行當局にたいする政府の要求……………二三七
 對人信用であるべきこと——貸付は分散的なるべきこと——取引信用たるべきこと——補助は最初の一定期間たるべきこと……………二三七
 庶民銀行の現況……………二三九

5. 伊太利の庶民銀行……………二四七

庶民銀行の創立……………二四七
 庶民銀行の組織……………二四九
 庶民銀行の目的……………二五一
 伊太利庶民銀行とドイツ信用組合との相違……………二五六
 庶民銀行の業務……………二五八
 信用貸付(名譽貸付)——農業資金の貸付……………二五八
 伊太利庶民銀行の發展の原因……………二六七
 慈善的機關としての庶民銀行……………二七三

庶民銀行と行政機關との關係……………二七五

庶民銀行の效果……………二七六

6. 英吉利の庶民銀行……………二七九

イギリスの庶民銀行……………二七九
 友誼組合——工業および備慌組合——慈善建築組合——建築組合——保證貸付組合……………二七九
 消費組合の銀行部……………二八一

7. 蘇格蘭土のキヤツシユ・クレディット……………二八三

キヤツシユ・クレディットの概要……………二八三
 キヤツシユ・クレディットの起源……………二八六
 紙幣無制限發行の禁止……………二八九
 キヤツシユ・クレディットの效果……………二九二

8. 日本獨特の庶民銀行「無盡」.....一九九

無盡は日本特有の庶民銀行.....一九九

日本の無盡の歴史.....一九九

無盡の時代的區別.....三〇五

無盡の種類.....三〇七

業法を中心とした區別——業務の性質からした區別——掛金の拂込方法による區別——講元または親元等の有無による區別——抽籤入札の方法によつての區別——目的による區別

無盡の方法.....三二〇

無盡の目的——無盡の組織——會席および會食——會の期間、口數、一回の掛金、規模の大小——抽籤又は入札——抽籤又は入札權者——花圖および割引金——當籤者又は落札者の擔保提供——解約又は清算——無盡契約の修正

講の規約.....三二五

相互無盡と營利無盡の區別.....三三〇

營利無盡の方法.....三三六

營利無盡の取締規定.....三三四

主務大臣の免許を要する——營利無盡業者の制限——業法上の禁止事項——加入者の保護規定——營業に關する制限——無盡營業者の義務——營利無盡業者にたいする制裁

相互無盡および營利無盡の現状.....三四七

相互無盡の現状——營利無盡の現状

庶民金融機關としての無盡の特色.....三六二

冷遇された無盡.....三六四

將來における無盡に對する政策.....三六五

參考書

同じ著者によりて

動態經濟學原論	昭和二年九月刊
農業金融論	昭和三年二月刊
産業組合の新指導原理	昭和四年四月刊
産業階級金融論	昭和五年十二月刊
労働銀行	昭和六年一月刊
金融の常識	昭和六年三月刊
易「唯物辨證法的にみた」	昭和六年三月刊
生活經濟學	昭和六年四月刊
庶民銀行	昭和六年五月刊
庶民金融の實際知識	近刊
消費經濟學	近刊

庶民銀行

米國のモーリス・プラン銀行

論



米國のモーリス・プラン銀行

現代の經濟においてモーリス式庶民銀行を存在せしめる理由は何處にあるのであらうか。このことに關しては、一般人、とくに民衆の大半を占めてゐる賃銀労働者の現在の經濟能力をしらべてみれば、十分に了解されることとおもふ。

われ／＼にたしかだと思はれるところの二つのものがある、それはなんであるかといふとまづ第一に、もし人々がもう少し節約するならば大部分の借金は、その額が減るであらうといふことと、第二には、現代の經濟組織がつゞくかぎり、そして生存權を放棄する人でないかぎり、借金は否定することのできないものであるといふことの二つである。

典型的なアメリカ人にとつては、節約するといふことは、國民性の上からあまり秀れたもので

はないのである。なぜならば、アメリカ人はあまり澤山でもない賃銀で、しかも尙ほかつ、充分愉快に生活して行くと言ふ風な性格を持つてゐるからである。それ故に、労働者階級に節約の習慣を教へるといふことは、この限りにおいてはなんらの意味ももつてゐないのである。

然し金銭について注意深い人であるならば、今よりも借金は少なくてすむであらうことは疑ひのないことである。が、しかし借金といふことは、誰れでも豫見することのできない運命に弄ばれたときや、経済そのものゝ有機的關係から必要なるものであることもまた認めざるを得ないのである。

ローン・シャーク 現存する銀行能力によつて不十分な社會の經濟上の慾求が、若し他のものに依つて不満足ながらも充たされるならば、今まで經濟上の不足から、出来なかつたものの完成することのできる機會が、其の人に對して與へられるのである。又不時の病氣がときたまおこるとしても、また、かうした事によつて其の病氣が充分治癒されることと思はれる。そしてこのことは、特殊な必要のためにつくす銀行であつても、また常に悪いところを根絶しやうとする社會改革論者の努力があつても、亦行はれるのである。ローン・シャークといふのは、個人貸借の場

合のことであつてこんな特別な人のことをいふのである。

ローン・シャークといふ語は、非常に高い利息で、他にはなんらの擔保品もない人に、本當に必要な、または思惑の必要をみたしてやる仕事をして居る人々のことをいふのである。そしてこの金貸業者にも、いろいろの型があるのである。動産擔保の貸借仲介人は、借入人の家具や、自動車、證券等を擔保とするのである、これらの擔保は、借入人の不履行にたいして債權者を保護するために、質にとられてゐるのである。また俸給生活者にたいする貸付の場合には、借入人の賃銀のある割合を擔保としてとるのである。さもなければ、その一種として仲介人は、高利制限法を脱するために俸給を買入れることも屢々あるのである。

ローン・シャークの第三の形はどんなのであるかといふと、まづその質仲介人の事でこの質仲介人は、金の必要なる人から、安い値段で、その人の財産を買ひ、そして一定期間内に一定の値段で、金の借受人に再び賣り渡すのである。そして轉賣のときの値段は、その約定日數が多ければそれだけ高くなるのである。そしてこの買入値段と轉賣値段との差額が、つまり利息となるのである。かくして暴利法は普通たくみにさけられるのである。なぜであるかといふと、こゝにいふ取引

は、販賣の契約であつて貸借の契約ではないからである。そして借入人は、欲するまゝに自由に、その品物を買戻すことができるのである。これと大同小異の貸借の方法や他の型も、実際にあるのである。多くの仲介人は、大體において上述せる貸借方法を取り、時として他の方法をとることもあるのである。

庶民銀行

これらの金貸業者のする仕事は、すこぶるいかがはしい性質のものであつて、信用と秘密との名の下に行はれてゐるのである。利子もそれ故、法外に高い。非常に高い利子をとる悪辣なる手段や、暴利取締法をさける老獪なる方法は、一般にもみとめられてゐる。そして彼等のいふ危険といふことも十分に補償されてゐるのである。なぜかといふと、これらの金貸業者は、いろいろな方法で自己を保護してゐるのであるから。一千九百九年、ラッサール秀才養成財團が、救済資金分與に關して一問題をおこしたとき、金貸業者は、實にその絶頂にあつたのである。高利貸は手広く活動し、其の飽くことのない慾望をみだし、必要を充實してゐるといつても過言ではないのである。そして時代の推移によつて彼等も多少、覺醒はしたけれども、高利貸は其の魔手をちよめると云ふやうなことにはならなかつたのである。そして人口の増加するにつれて複雑なものと

はなるけれども、なほその搾取はつゞけられる。高利貸は不當なる高利を貪りつゞけたのである。これが借手人からみて不當なものであることは勿論である。だが、高利貸がなんらの干渉もなく、その高利を貪りつゞけてゐるといふことは、そこに何等かの社會的必要があるといふことを意味してゐるのである。

小額貸付の需要の増加

近年にいたるまで地方および都會の小額資金借入人は、なんらの統制もなく、獨立した設備もなく、放擲されてゐた。であるから借入人は、何處においても亦いかなる條件の下においても、之等の借入機關を必要とした。勿論ところ／＼の銀行は、これらの臨時の顧客にたいして喜んで便宜を計つてくれるやうに思はれた。だがしかし一般の小額資金借入人は、友人にでも依頼するより他に方法はなかつたのである。さもなければ、法外に高利な等質仲介人の金を借りるか、あるひは減相もなく高い利息で、最悪な條件で高利貸から借りるより他に方法はなかつたのである。比較的大きい都會にある銀行は、無論漸次相當大きい商工業者との取引を喜ぶやうになつた結果、この小額取引の面倒くさく不利なことを知つて、できればこの小額取引をさげやうとするにいたつたのである。これと同時に、小額借入者の數は、經濟界の統

制につれて著しく増加し、俸給生活者や賃銀生活者の大群は、それらの職業上の経済条件に基づける借入すらも出来なくなつてしまつた。同様にして、國內、州内、市内をとらず政府の経済的機能の急速なる拡大の爲めに、借入の機會と權利をもつてをりながら、企業にたづさはつてゐる人と同様に、もしくは同じ條件で借金することのできない人々の數が、著るしく増加したのである。

都會と農村の借入人の相違

一般的には地方農村の小額借入人と都市俸給生活者その他の賃銀生活者の小額借入人との間には、多少の差異がある。前者は、借入れをする際、擔保に提供することのできる穀物その他の固定資産をもつてゐるが、後者は、一般的には提供出来るものとしてはその人格と俸給を獲得し得る能力のほか何物をも所有してはゐない。又アメリカに於いては地方農民にたいしては聯邦法令や、地方銀行の助力および取引上の機關の助力等によつて有利なる信用能力の創建がなされてゐる。が、最近まで都市の小額借入人は看過されてゐた。

この都市の小額借入人の中、自己の生計をたてることのできない、大なり小なり間接に他人の恩恵に依頼していかなばならない人は今問題としないこととする。そしてこゝでいふのは獨立し

た俸給生活者や賃銀生活者の大部分を言ふのである。彼等は獨立的であり、自尊心をもつてをり、信用するに足り、自己の専門の範圍内においては、商人のごとく製造家のごとくまた銀行家のごとく實業を好むところのものである。これらの者の主體は、番頭店員、店舗に備はれてゐる傭人、鐵道従業員、速記者、學校教師、警察官、消防夫市州或ひは聯邦政府その他の使用者、電話電信の従業員、銀行會社の使用者等、簡単にいへば都市人口の大部分を占めてゐる人々をいふのである。さらに少からざる店主や、工業家および實質的にはこれと同様なる階級に屬してゐるものといふこともできるのである。

俸給生活者の借入權

これらの職業に従事してゐる都市勞働者は、堂々とやつてゐる商業者が借入れることができるやうな一般的な財源に缺乏してゐることは一般にみとめることができる。彼等には人格があり稼ぐ能力をもつてはゐるが、直ぐに金にかへることのできる財源はもつてゐない。しかし彼等は屢々突然金の必要が出来、又實業家と同様支拂能力の幾分かももつてゐるのである。商人の經濟生活は財の運轉にあり、またそれから利潤を獲得する事である。しかもこの過程を擴大するために自由に借金することもできる。俸給生活者および賃銀勞働者の經濟生

活は、他人への貢献でありそれによつて報酬を獲得する。もしこれらの他人への貢献の能力即ち生産能力を擴大する爲に必要な借金を増すことのできる境遇があたへられたとするならば、彼等はこの借金を利用してよりよくなり、又大衆の利益ともなるであらう。

この點に關して多くの人々は誤解してゐるのであるが、提供された勞働の代償として勞働者の受はとる賃銀または俸給は、いかなる條件の下に於いても勞働者の唯一の合法的な収入なのである。それは丁度實業家が自己の商賣あるひは投資からの純益が、實業家の合法的な収入であると同である。しかし「収入の範圍内で生活して行く」といふことは、將來の利益、將來の収入、あるひは現在の投資により將來の利潤が増大するかもしれないとしても、それは決して實行されるものではないのである。しかも人々は、又實業家が絶えず借金をしてそのとき々の需要を充足していくやうに、俸給生活者が將來の収入や、或ひは豫期してゐる投資の報酬を獲得し、または目的があるからといつて急に借金をする必要のないことは分り切つて居ることである。しかし實業家にたいして合法的であるとみとめられてゐることが俸給生活者や、賃銀勞働者にたいしては、全く不合法的であるといふことは證明することの困難なものなのである。

安全な貸付に對する取引上の原則

今必要とする問題は、今のべて來たところの信用の使用の仕方の妥當否如何に關してあるのではなく信用の使用の際、觀察される商業的條件に關してである。實業家は、自分が獲得する借金の金額を自己の現代の財産や、自己の事業の成行の保守的な調査や、自分が確信をもつて計算することのできる収入や、報酬を參酌してこれに比例して行はねばならない。俸給生活者や賃銀生活者は、借金をするに際しては、自己の活動能力や、確實に算定することのできる條件および、若しこの算定が誤つた場合にこれを補償するために如何にこの借金を處置するかを考へてやらねばならない。すなはち一般にはどこまでも實業界の原則をもつて行はねばならない。そして借金を整理するときには何等の斟酌も加へずに行へば成功するであらうことはたしかである。實業家も勞働者ともに借金は返済せねばならない。しかして彼等が、得た借金は、たとへ賃手にたいしては合理的に賠償されるものであつたにしても、すべての境遇條件および貸金の危険率をすべて算入しておくべきである。この方法によつては、たゞ獨立的な、自尊心のある經濟的責任のある借手のみが救助されるのである。

幸ひにも、これが基礎となり、多くの俸給生活者および勞働者は、彼等の需要する信用をこの

基礎づけの下に、得んとしてゐるのである。このやうな原則は、ローン・シャークの運用とは、正反對的のものであり、そしてこのローン・シャークの害毒に對しては三つの方策が行はれてゐる。

(一) 新聞紙を通じて一般に知らしめること

(二) 法規によつて暴利貸付および職業を害する如き慘酷なる行爲を罰するとともに地方において類似なものの發生を禁止すること

(三) 法令の助けのある協會を通じてローン・シャークに依る犠牲の組織的防止

ローン・シャークの代用物

アメリカ合衆國に於ける信用機構において、從來ローン・シャークが占めてゐた地位を占領するために出來た代用物として、つぎの數種の型のものがある。

(一) 純粹に恩惠的な性質を有する代用物 たとへば、無利息で必要な會員に貸付をなすための宗教的または友愛的條件による基金、また必要のある危急の場合に雇傭者側からの經濟的援助、並びに福利増進部を通じての雇傭者より提供された永續的貸付基金。

(二) 半恩惠的協會 これは最初は借手のために設立されたものであるが、次第に營利的原則の

ものとなつてしまつた。この適例は、安全貸付組合である。これらは、救濟貸付協會の國內聯盟の會員である。

(三) 自助協會 これは、いろ／＼な型の庶民銀行や協同的信用組合のことである。地方勞働組合の仕事もこれに包含されるのである。

(四) 純營利組合 これは一つの役割として社會事業をもなすものであるけれども、利潤を追求するものであり、暴利取締法規の範圍内にあるものである。この中には、庶民銀行制度も加へられてゐる。そしてこの中もつともすぐれてゐるものが、このモーリス・ブランなのである。吾人のみんとするのはこれなのである。庶民銀行とは、或る金額を、法定利率で貸付け、正規な俸給生活者や、賃銀勞働者、或は定収入者の信用能力を擴張する事を仕事とする機關をいふ。そして商業銀行あるひは貯蓄銀行には相手にされないやうな人々、自分の能力に應じて正規の支拂を月賦で支拂はんとする人々、同階級の者から證券で金を借入れんとする者、及び普通一般商業銀行並に貯蓄銀行以上の高利率に苦しめられてゐる者に對しても信用能力をあたへんとする事を仕事としてゐるものなのである。

個人的貸付認可の原則 個々の庶民銀行や貸付代理店は個人貸付をみとめてゐるが、その原則は、商業銀行によつて行はれてゐる信用擴張の原則と同様、容易に理解されるものであつて、次の如きものである。

- (一) 性温良で正直なる人を困惑せしめる偶發事故の救助
- (二) 正當なる借入れは、節約および勤勉の念をますといふこと、またわれ／＼の經濟的富源は、借入人の經濟福祉を増進させることによつて増進するものであるといふ事
- (三) 信用の不注意な使用は、贅澤を増進させ、貸借人兩方ともに有害なるものであるといふこと
- (四) 貸付の期限や條件は、借入人の地位に妥當するやうにすること。

或る銀行家や實業家は、人は如何なる環境においても借金をするにちがひなくまた不況が来たならば、必らず不用意のために困窮するにちがひないといふかも知れない。そしてこれらの寛大な考へを持つておる人々は、慈善的機關によつて貢献をなしつゝあるのである。米國の實業界が、ますます資本主義化され、尙ほ將來に於いても資本主義發展の能力と其の可能性とを認め、

同時にまた國家が、長期信用證券の發行によつて、税の妥當性を豫見し得る限り、國家の構成分子であり、生産物を生産消費する一般民衆は、必然的に指導者に從屬し、或る限界内において若し可能であるとするならば、將來の活動能力を放擲し、賃金増加の希望を放擲して現在の快樂を享樂しつゞけるであらうと思はれる。

適當に經營され維持される庶民銀行および貸付代理店は、銀行機關並に商業企業にたいする有用な補助をなすものと考へられる。醫師も診療費がとれたときには、購買力をもつ。資産家の血脈の中には勞働者嫌惡の情は、通常ないのである。又贅澤も、その有害なることが説明せられれば止むであらう。個人の誇りといふ事は、支拂契約の完成によつて刺激せられることも亦たしかである。人生幸福への思慕は、投資證券の私有によつて高潮に達するものである。

アーサー・チエー・モーリス

アメリカの庶民銀行組織にたいして貢献のあつた人は、アーサー・チエー・モーリス氏である。

氏は、一八八〇年八月五日に、北カロリナ州のターボロに生れ、ヴァージニアのノーフォークで初等教育を受けたのである。そして、ヴァージニア大學に入學し、一八九九年に、高等教育の過程をすまし、一九〇一年には、法律科を卒業するにいたつた。そして數ヶ月後、ノーフォークにおいて辯護士事務をはじめ、特に銀行法に關するものを取り扱つた。

この立派な學歷によつてモリス氏は、最初から法律に關して成功を遂げた。そして、間もなく數銀行の法律顧問として招聘されるにいたつた。このために、彼は小額資金の貸付問題に當面するにいたり、またこのことが後年彼をしてこの問題を解決するにいたらしめたのである。當時彼の許へ、勞働者や小額俸給者が、また經濟的苦境にある商人が、自分のために融通してくれるやう銀行と交渉してくれといつてやつて來たのである。このために、彼は銀行といふものが、この小額貸付や、これらの世話をすることのできないといふことを知つたのである。

この情勢から、彼は次のやうな結論に達した。「斯の如き大多數の人々に必要に應じて貸付が出來ないといふのは、如何なる國々にしても、その銀行組織に缺點をもつてゐるからである。」と。

この問題と、國中を風靡してゐるローン・シャークの攪亂の波が、みなぎつてゐるが、これらの

根據にたいする解決を得んがために、彼れは各國の銀行法を詳細に研究し、經濟上もつとも權威ある書を読んだその結果、或る形式の一つの銀行が、現存の弊害を匡正し、必要なものには信用を供給しうるものであることを信するにいたつたのである。

歐洲に於ける庶民銀行

この青年銀行法律家は、歐洲の庶民銀行にたいしてとくに特別な研究をなし、それによつて小額資金貸付問題を解決しやうとし少くとも充分解決の鍵を握りうるには至るであらうと、つとめたといふことである。この可能性ある原理が應用されてゐるか否かは未だ答案のない問題なのである。だが、此のすばらしい現存せる組織は、アメリカ制度に照應して應用のできるものであるかもしれないといふことは認識されたのである。そしてこの組織中で、最も有名なるものは、獨逸のライプハイゼンおよびシユルツユ・デーリツチ庶民銀行、およびスコットランドのコント・カレント一名キャツシユ・クレディット制度およびイタリの庶民銀行であつた。

シユルツユ・デーリツチ庶民銀行の原理はその最初の組織となんら變つてはゐない。すなはち次のごときものである。

- (一) 恩恵や同情を一切排除してゐること、組合は營利原則に適應して行ふのである
- (二) 組合の負債は、全組合員の連帶責任
- (三) この連帶責任を基礎として預金の授受をなすこと
- (四) 貸付は生産資金としてのみ貸付けること
- (五) 組合員は、組合の流動資本にたいし寄與をなすこと
- (六) 包括的組合員組織、これはすべての貸付するに足る借入人にたいして組合組織を公開してゐるのであつて、又なんら職業にたいする制限はない。また、社會階級や極小地域の地理的區域にのみ限定してゐるのではないのである。

其の他の協同組合銀行組織

シユルツツユ・デーリツチ、ライファイゼンあるひは、ラツア

ト銀行（このラツアト銀行は、前二者を合成したものである）の詳細なる研究は、こゝにする必要はない。これはすべての協同組合原理に基づける株式會社のごとく、組織されてゐる。カナダのケベック市郊外のレビスにおいて、一九〇〇年に、アルホンス、デスチャーデンスによつて組織された同様な組合は「名譽貸付」すなはち個人的信用に基づく貸付を、その營業の正常あるものと

して有名なものである。

種々なる形態を有する協同組合銀行は、世界いたるところにおいて發見することができる。しかし例外もなく、歴史は次のことを證明してゐる。すなはち國家の援助をうけた組合は、すべて其の効果といふこと、利潤といふことについてみな不成功に終つてゐる。慈善が之れをあたへるとその受領者を屢々無力に導いてしまふごとく、國家の援助はあまりにも壓制的なきらひがある、企業の基礎によつてすぐにこの價值を判斷されるものである。

モリス・プランと協同組合銀行との比較

今簡単に、協同組合銀行の様相と、今日採用

されてゐるモリス・プランとを比較し、モリス・プラン完成のために現在アメリカにおいて採用して居る所の原理を指摘してみやう。

或る點において、モリス・プラン會社は、ヨーロッパの庶民銀行に類似してゐる。第一に兩制度とも、相當なる金額を相當なる利率で貸付け、また双方とも個人信用を基礎としてゐる。第二には、双方とも、その營業は奉仕的部面のみを行つてゐる。たとへば、ローン・シヤークをなくし、期限返済を勵行し、節約を獎勵する。最後に、決して慈善のために行ふのではなく、また公

共團體から經濟的援助をうけてするのでもない。たゞ、營業を遂行することによつて安當なる報酬を受けるにすぎないのである。

しかし他面、モーリス・プランと庶民銀行との間には、多少の相違はある。第一にモーリス・プランは私的資本をもつて營業を遂行するが、ヨーロッパの制度は、協同組合原理によつて行ふ。第二に、前者は、資格のある者には誰れにも貸付をなすが、後者は、一般的にはその組合員にしか貸付を行はない。

庶 民 銀 行

特にアメリカには、モーリス・プランの或る營業形式がある。貸借金の週末拂ひは、アメリカにおける質銀の慣習的週末拂ひに適合するやう計畫されたものである。一方借入人の保證人を保護するための借り主の生命保険は、モーリス・プランの營業完成の擴張にたいする保證に他ならぬのである。

キャツシユ・クレディット制度とモーリス・プランとの比較

モーリス・プランの貸付方法と、スコットランドのキャツシユ・クレディットとの貸付方法とは、殆んど同じものである。

まづ第一に、兩制度とも、二人の保證人をもつて借入人の個人信用を保證せしめてゐる。そして

利率は割合に安い。兩制度とも、便宜であり教化的價值をもつてゐる。スコットランドのキャツシユ・クレディットは、質銀を貯蓄して資本を作るのを待たずに實社會に出て行く多くの事業家や、人格者のためのものなのである。同時に、資金なしでは行はれないところのものをなす企業機會を得せしめるためのものなのである。貸付は主として個人信用によつてなされるといはれてゐる。このために危険率を最少限度にとゞめ、伸縮性のある、そして教化的價值ある貸付となつてゐるのである。

此の點においてはモーリス・プランも、キャツシユ・クレディットも同様である。すなはち此の兩制度は本質的に類似性をもつてゐるのである。

しかし此のモーリス・プランは、ある點においてスコットランドの此の制度と異つてゐるところもある。即ち後者においては、保證人は借入人の帳簿を閲覽して、その營業状態の如何を調査する權利をもつてゐる。そしてもしその營業成績の悪いときは、貸付の回収を銀行に警告することができるのである。モーリス・プランにおける保證人は、かういふ特權はもつてゐない。またスコットランドの制度によれば、借入人は、自分の營業に必要な金額だけを引き出し残額は銀行に

のこしておくこともできる。そして毎日の受入金を預金しておき、実際に使用した金額にたいしてのみ利息は拂へばいゝのである。だがモリス・プランの下においては、借入人は、手数料ばかりでなく利息も天引きされる。そして毎週貸付額の二分に相當する金額を、五十週間拂ひつづけなければならぬ。

米國に於ける協同組合の原理

歐羅巴におけるすべての庶民銀行の形態は、協同組合の形

態に指導されてゐる。そして協同組合はまた、一團體として密接に傳統的に結合し、歐洲に於いてはまた習慣上アメリカの勞働者よりもより以上に社會主義的協同的意識が發達してゐるヨーロッパの勞働者の状態に、妥當してもゐるのである。それ故に、その純粹な形態は、その國狀を異にしてゐるアメリカにおいては、歐羅巴のごとき成功をうるかどうかは疑はしいものである。こゝにおいて吾人は、協同組合の觀念はアメリカに於いては比較的に新らしいものであることを知るのである。そしてアメリカ人の思想は疑ひもなく社會意識といふ強烈なる觀念に壓倒せられながらも、個人獨立の觀念が基本となつてきてゐるのである。このことは、原始的な個々の小規模な商業があつた時代、即ち非常に人類が自由であつた時代から承繼されてゐるものである。それ

故に、若しヨーロッパの小額資金貸付計畫が、米國における組織の基礎づけとして採用されるとするならば、その修正が必要となつてくるのである。しかしながら、その制度の中に、アメリカの國情に妥當せる價值ある形態も存在してゐるといふ事もまた争ふべからざる事實なのである。

モリス・プラン

研究の結果モリス氏が、新銀行組織の根本原理として發見するにいたつた原理は、大體次の三項からなつてゐるのである。

- (一) 人格と所得能力との和が、信用貸付の基礎である。
- (二) この信用のもとになされる貸付は、借入人の所得能力に應じて返済期を充分長くする特權をあたへねばならない。
- (三) かくのごとき貸付資金は、常に建設的な若しくは、有益なる目的に行使されることが必要である。

モーリス・プランの特徴は、満期の際支拂義務を履行することができるやうに、或る率による貯蓄を、日々の収入の中からせねばならないといふ安全なる経済的原理である。モーリス・プランでは、その貸付期間が一ヶ年以内の場合においては、満期において貯金が貸付高と等しくなるやうに、毎週乃至毎月の俵給から貯蓄するやうに借入人に命ぜられるのである。

又、貸付は経済的の必要な場合のみに限られてゐるのであるから、贅澤のために借入する事は出来ないし、銀行も従つて之れがために不必要な貸付の危険から救はれてゐるといふ特徴がある。モーリス氏は言つてゐる。借入人に儉約を教へ経済的獨立への道をたどるやうにしないものであるならば、そしてまた返済されないものであるならば、金を貸付けるといふ事は何んの意味をもないことである。そしてこのことは毎週末拂ひの原則により、また銀行そのものに少額ではあつても投資することによつて成就されると考へるにいたつたのである。そして此の組織は何等の慈善的のものであつてはならない、貸付は純營利的立場からなされ借入人にとつても經濟上のある利益があり、同時に貸付人にとつても利潤が得られるものでなければならぬ。そこでモーリス氏は、これを満足せる機關は、重要な經濟的機能を果すと同時に貨幣も蓄積することができる

と考へるにいたつたのである。

ヒデリテイ信託貯蓄會社 或る期間の間、モーリス氏は此のモーリス・プランを試験してみたのである。そしてノーフォルクの有名なる實業家や、法律友達のガーネットやコットンに接觸してゐる間に、彼の計畫の少なくとも試験してみる價值のあることを説得させることが出来た。そして遂に、新會社は二萬弗の資本金で開業する運びとなつた。こゝで其の基礎がついたので、モーリス氏は、個人的の友人である州の組合監督官に手紙で許可を依頼したのであつた。そしてこの急進的な新機關は、現存せる貸付制度の色々な機關に比較してみると、最も優れたものであるといふことは、彼が受取つた其の友人の監督官から來た返事の中から知ることが出来るであらう。

「親愛なるアーサー君、僕は君の合理的であり又複雑である銀行制度にたいして、許可狀を發するまでに熟慮せねばならなかつた。何故といつて僕はその制度をよく理解する事が出来なかつたからである。貯蓄銀行でもなければ州立銀行でもなく、さうかといつて國民銀行でもないやうだ。慈善的にも見えないし、未だかつてきいたこともない組織だ。だが、その原則はすばら

しいものであり、目的は賞讃するに十分に償ひする。僕が許可状を敢へて發せんとするのは、君に信賴すること厚きものあるからである。」
と手紙の中に書いてゐる。

かうして後年モーリス・プランとして錚々たる名聲を博するにいたつたこの制度も、一小ヒデリテイ信託貯蓄會社の名の下に、一九一〇年ヴァーヂニヤ州ノーフォークにその第一の開業をしたのである。

事務所も最初は微々たるものであつた。あるビルディングの六階の二間を借りたのであつた。

最初の間は、モーリス氏はじめ他の支配人は、個別訪問して貸付申込をうけるのがその仕事であつた。

だが、此の新らしい組織の信用貸付は、たちまち評判となるにいたつた。仕事は只一個の營利會社の開業にすぎなかつたけれども、副産物として人道主義的であるといふ事が人々を驚かせたのである。このことは、すぐ市内のローン・シャークからのひどい迫害となつてあらはれたが一方、これまで苦しめられた人達は次第にモーリス銀行と取引をはじめるにいたつた。

最初の一ケ年間に、此のヒデリテイ信託貯蓄會社は——後にこれはノーフォーク・モーリス・プラン庶民銀行と改稱されたが——三百二十三人の人に、四萬五千弗を貸付けた。そして二年目の終りには、その貸付額は、十三萬弗を超過するにいたり、一九一三年に資本金は四萬弗に増額されたのである。

モーリス式貸付の保證制度 此の新制度の發展につれて、モーリス氏は、人間の人格および所得能力との和は、もつとも確實な信用であり擔保であることを確信するにいたつた。しかし實際問題として、現實に直面するとき多少の困難がないでもなかつた。その一つは、その借用證書に二人の支拂保證人を記入させることであつた。そしてこれは保證人と言つても支拂を保證する友人でいゝのであつた。だがこの二人の支拂人は借入人をよく知つてゐる者でなければならなかつた。何となればそれ等の人にはなんら經濟上の根據はいらないが、すなはち借入人と同程度に立派な人格と、確實なる所得能力を有することが必要であり、善良であらねばならなかつたのである。

支拂保證人の裏書は、前途に見込みある借入人の性質に關して證明立をすることの時間と費用

との勞費を節約することを意味してゐるのである。理論上からいへば、支拂保證人は借入人が、支拂ふことができないときに、その支拂ひの責に任ずるものなのである。しかし銀行業の實際的研究家としてモリス氏は、もしも支拂保證人がその保證のために財産を失ふならば、此の制度を放棄するであらうといつてゐる。そして又實際においても本當のこれらの損失は殆んど僅少であつたのである。

貸付の根本原理 貸付を行ふ根本原理は次のとおりである。辨償の可能性のあると思ふ借入人は、モリス庶民銀行の貸付係へ申込み、それと同時に銀行では申込書をくれるからこれに所要の事を記入して銀行へ提出するのである。モリス庶民銀行は質屋ではないから質物はとらない。貸付の保證として動産擔保も、俸給の受領權に關する轉付もとらない。

借入人の手形を裏書きするのには單に支拂に責任をもつた支拂保證人が必要なのみである。そして善良な人格と習慣とをもつてゐる人々は、誰れにでも貸付けるのである。又これら二人の支拂保證人は、すくなくとも借入人自身と同様な地位と収入とをもつてゐなくてはならない。申込證書には、各當事者の性質、經濟上の事項、ならびに責任を表示する意味の記載のあるのは勿論、

その職業および賃銀も書かれてゐなくてはならない。

モリス・プラン制度の協同的基金は、三種類の財源から供給される。A組證券は單なる資本金株を言ふのである。B組證券は、五分または六分の利息附出資證書であつて、商業銀行や貯蓄銀行の普通の定期預金證券に類似してゐるものである。そして此のB組證券は規則によつて今日においては五分利附の投資證券に代位せられてゐる。C組證券すなはち賦拂金支拂出資證券は、二十五回目の賦拂金支拂後は利息をつける。しかし貸付金の抵當となれる場合には賦拂金額終了の上、B組證券に引きかへられるまでは利息をつけない。そして貸付の根本原理は、次の條件によつてなされるのである。

貸付申込書が貸付委員を満足させたときには、借入人および支拂保證人は、連帶して約束手形に署名し、その他の書類に署名し、割賦投資證券すなはちC組證券を引受け擔保として提供する。此の手形の期限は普通一ケ年でそれ以上のものはない。そして銀行の出納係は、その期における法定利子および調査費用とを券面額から差引いて渡してくれる。借入人は借入金額五十弗毎に或ひはその端數毎に五十弗の價值ある割賦投資證券に署名する。そして手形の支拂ひが履行された

とき、この証券は會社に譲渡され手形の擔保となり、支拂保證人を保護するものとなる。

借受人は、借入金金の支拂ひはしないのである。即ちこの証券によつて投資者の一人となつて、引受けたC組証券一通につき一週一弗の割合で五十週間賦拂ひを繼續する。五十週の終りには、C組証券への拂込金は、借入金額と同額に達する。そしてその後二週間して約束手形の期限が來れば、借受人はC組証券を銀行で現金にかへて貰つて手形金を返済するのである。しかしこの場合に借受人は、銀行の選擇のまゝにC組証券をB組証券にかへて銀行への出資者の一人となり借入金金の返済には他の方法をとつてもいいのである。

B組出資証券は、年利五分乃至六分利附の拂込投資証券である。そして利息は普通の貯蓄銀行の場合と同様に年二回支拂はれる。

不拂金の處置 貸付期間の途中において、C組証券の割賦金の拂込を怠るときは、その怠慢にたいして少額の罰金が課せられる。これは所有者を反省させるためである。ニューヨークの裁判所は、此の會社の權利をみとめて次の如く判決を下してゐる。「抵當証券については、もしその額一弗またはその端數の支拂を怠つたときには、各五セントの延滞料をとることが出来る。もし

も借受人が一週間以上遅れた場合には、保證人にたいして通知する。そして若し延滞分を拂ひこめばそのまゝ繼續して行くがもし拂ひこまなければ、相當の期間の後には、保證人は借受人に代つて毎週の支拂をしなければならぬ。かくの如くして、約束手形の期限が到來した場合他のすべての手段をつくしても効のなかつた場合、最後の手段として法律手段に依つて手形金額の回収を行ふのである。

若し申込人が、B組証券の所有者であるならば、それは借付にたいする擔保とすることが出來、そんなばあひには支拂保證人は必要でない。しかしモーリス・プランの普通の利息六分が徴收されることは勿論である。最初は、モーリス銀行の借受人であつた人が、後にはモーリス証券を所有して銀行の出資者となつたものは澤山あるのである。だがB組証券の出資者になるためには、必ずしも一度は借受人とならなければならぬといふ必要はないのである。

モーリス・プランの運轉資金の出所 モーリス・プラン組織の根本の資本金は、A組証券すなはち資本株券の發行によつて得られる。そしてこの証券の所有者のみが投票權をもつてゐるのである。この他の資本金としては一般民衆に賣出された五分利附投資証券およびC組証券の割賦

金から得られる。その他商業銀行から借入れられることもあるのである。

これらの貯蓄證券勘定や負債證券が、庶民銀行の活動上必要かくべからざるものであることは、貯蓄銀行或ひは商業銀行の預金利子と比較してモーリス・プラン證券の利率の高い事に依つてもわかるのである。しかしこれも何等かの形において收支償つてゐるのであつて、もしさうでなかつたならば、かういふ借入はしないであらうと思はれる。單に利子の上からすれば他に有利な財源もあるであらうけれども、この種類の金は廣告のかゝらない廣告ともなるからである。巨額な預金をもつてをればるほど借受人にとつては都合がいゝのであり、また多額の貸付も出来、そして容易に純利益もあげられるのである。

貯蓄といふ言葉の意味も、モーリス・プランの場合においては普通の場合とは異つてゐることを知らぬばならない。しかしこれらの制度の中のある極く少部分のもの、たとへば特殊銀行として設立されたるオハイオ州におけるこれらの銀行には、この貯蓄といふ言葉も通常の意味のものとして適用されることもできる。しかしこれ以外のものは、資金にたいする負債證券の意味となるのである。そして法律上においても差異があるのであるが、實際においては、或る制度のもとにお

ける「預金」と投資資金としての「負債證券」との間には本質的に區別はないのである。

一般貸付原則の修正

上述して来たこのモーリス・プランの活動は、實際に移されたときにはじめて効力をあらはして来たのである。州法の下に於てはモーリス・プラン制度は、一般組合法、銀行法、あるひは貸付營業、または其の形態に於いて多大の類似點をもつてゐる所の産業銀行取締特別法の下に於いて組織されることも許されてゐるのである。だが或る州においては、一般組合法の下に設立されたモーリス・プランの如き制度下に於いては宣傳したり又預金を受入れたりするとは許されなく、今日のモーリス・プラン制度の總てが確實に全部上述せる様式に従つてゐるかどうかはすこぶる疑問である。だが、この附加的條件や修正やの點を除外して考へれば、すでに述べて来た根本的な様式は、本質的には何れも同じなのである。個々の制度の組織や様式は、その組織や様式は其の地方的條件に適合するやうに修正されてゐるのである。だが、これらの修正については後述するセントルイス産業貸付會社の機能を論ずる際に併せて述べるであらう。

モーリス・プラン制度の發展

アーサー・モーリス氏がその銀行を始めて以來、國內の各地から來る手紙に依つていろいろ情報を聞かんとするものが澤山あることがわかり、又同じやうな銀行の設立を求めるものが澤山あることがわかったのでモーリス氏は、遂に此の事業を擴張すべき時が來たのだと信するにいたつたのである。そして氏は、彼の事業を行ふ餘地のあるかどうかといふことを實地に檢證するために、アトランタ・ジョウジア州に旅行したのであつた。

アトランタ貸付貯蓄會社 モーリス氏はアトランタに赴くと、この地力でローン・シヤークと永い間、競争して有名であるウッド・ホワイト氏に會つたのであつた。そしてその結果、アトランタ貸付貯蓄會社が生れたのである。これは一九一一年七月十一日資本金五萬弗で始めた。そしてホワイト氏はその頭取となり、秘書會計係を省く他のすべての事務員や支配人は何等の報酬も受けなかつたのである。

アトランタ會社においては、このモーリス・プラン完成への重大部分である此の仕事の基礎が定まつたのである。即ち借受希望者は、氏名、二名の保證人の氏名、借入れたき金額、収入、健康状態、結婚の未既および家族、借入金の使用目的、借金があればその詳細、生活費等をつむむところなく書きこむことが必要とせられた。貸付は一般銀行の貸付をうけられる可能性のある者にたいしては行はれなかつた。そして貸付けることによつて借受人のためになるものであるといふことを認めれば、其の金を貸付けて、借受人を苦難から救済してやつたのである。最初の一年間にこのアトランタ銀行は、口數一千百五十五口以上貸付を行ひ、この金額は十四萬九千五十七弗に上つたのである。そして其の成功がつけられ、資本金は後には七萬五千弗に増額された。

モーリス・プラン系の諸會社の設立 アトランタ會社が成功したので、之れに倣つて又一つの新組織がバルチモアの指導的な人々に依つて、組織されて遂に一九一一年二月一日には相互金融會社が設立されたのであるが、それが現在のバルチモアモーリス・プラン銀行となるに至つたのである。これに續いてワシントン、リッチモンド、ヴァージニアにもそれぞれ一九一一年七月十日、七月十七日に開業するに至つた。

モーリス・プラン銀行の最初の四行即ちノーフォーク、アトランタ、バルチモア、ワシントン
の四つは、モーリス氏及び氏の法律辯護士仲間の友達のガーネット、コットン氏等の支配の下に
組織されたのである。

モーリス氏の根本企圖は、ローン・シャークの撲滅にあつたことは勿論であつて、そしてその代
用物たらんとしたことは、一九一六年「全國貸付制度改善協會」にモーリス式を採用せんとした
ことに依つても充分知ることができるのである。だが、このモーリス・プランなるものは、あまり
にも新規なものであるとされ、實行することは困難であらうといふ懸念のために沙汰止みとなつ
てしまつたのである。

モーリス・プランが如何に缺點をもつてゐたにせよ、そしてまた未だその缺點が除去されてゐな
いにせよ、此の組織は好評を博して、漸次發展して行つたのである。モーリス氏は最初の四つの銀
行の設立にあつて、自分がそれらの銀行の株式を所有することの必要をみとめてそれを實行し
てゐたが、この組織の擴大發展するにつれて、それは個人の資金では遂に困難を訴へるにいたつ
た。そこで一九一二年七月十五日モーリス式による各銀行の株式所有を目的とするアメリカ信用

會社を設立するにいたつたのである。そして其の頭取にはモーリス氏自身がなり、副頭取には、フ
アーガス・リード氏が就任したのである。この會社は、モーリス式制度に關聯してゐる諸種の權利
義務、たとへばモーリス氏の著作權、既設諸銀行の株式、有名になつてゐる商號に對する權利、
すなはち「モーリス式庶民銀行」あるひは單に「モーリス式銀行」の商號權を譲り受け、資本金は三
千萬圓に達してゐた。そしてなほ、その組織の擴張政策を實行するの可能性があることを豫期し
てゐたのである。

しかし乍ら、此の新銀行にたいする要求は殊のほか好評であつて、リッチモンド以外九ヶ所、
すなはちセントルイス、メンヒス、南カロリナのチャールレストン（これは不成功に終り、間もな
く整理されたが）南カロリナのコロンビア、マサツセツツのスプリングフィールド、デンバー、ヒラ
デルヒヤ、ヴァージニアのリンチバーグ等に新設されるにいたり、一つのアメリカ信用會社の資
本金をもつてしては、尙ほ將來の發展を期するといふことは不可能のものとなるにいたつたので
ある。

産業經濟組合の形成 労働者に小額貸付をする目的をもつて、デュリアス・ローゼンワー

ルド、イー・アール・エル・ゴールド、アンドルユー・カーネヂ、ビンセント・アスターの諸氏の支配をもつて大組織の連鎖銀行が組織されるといふ評判が、一九一四年の初めに傳へられた。ローゼン・ワールド氏およびゴールド博士は、歐羅巴の庶民銀行に關する造詣深く、其の提案計畫には、その原理のある部分を適用するものとして期待されてゐたのである。もし此の計畫の内容はモリス・プランの形式をも包含したものであつて、また之れとも多少の相違のあるものであつたのである。そして此の先見的の運動も、遂に實行されないのである。この問題としてこのされてゐるが、これら四人の人々は産業經濟組合を組織した所の人々であつてモリス・プランについて有名な人となるにいたつたのである。

一九一四年二月十六日産業經濟組合が、ヴァージニア州法の下に組織せられ、しかししてその正味資本金は、優先株五百萬弗普通株二百萬弗中、優先株五百弗、普通株五十萬弗がその當時豫約せられたのである。このことが報導せられたとき、國民一般の注意は、初めてモリス・プランに向けられたのである。そして前のアメリカ信用會社の總資産、版權や信用をも含めての一切の資産は此の新會社に讓渡されたのである。そしてこの新會社の本社は、ニューヨーク市におかれ

た筈であつた。

産業經濟組合の目的 産業經濟組合の定款によれば、この組合の組織された目的は次のとおりである。

一、當組合は、左記の目的を有する商事會社を設立し、その資金を供給し、營業を監督し會計を檢査し、その他、諸種の援助をする。

- (a) 勤勉なる賃銀労働者のために、その必要とする小額資金の必要の明らかなる者にたいし、公平なる利息で資金を融通し、もつて高利貸の毒牙から、逃がれしめんとするものである。
- (b) 右の賃銀労働者にたいする資金の融通は主として借入人及び保證人の人物を信用して行ひ、擔保は手形面の保證にのみとゞめ、動産、不動産の抵當權を設定する等の繁雜なる手續はとらない。

(c) 比較的高金利なる貯金勘定を設け、秩序的の投資を奨励し、節約の習慣を養成する。

叙上の目的を實行することは、直接に好結果が得られるばかりでなく、一般財界や産業界に關する不必要にしてしかも有害なる擾亂をなくし、また勞資の間に於ける有利にして、且つ聰明な

る理解を育成するのである。そして此の貸付の決定は組合の支配人や發起人の判断に依つてなされるものである。

二、あらゆる種類の動産、不動産の購入、販賣、處分および取扱ひをなす事……また定款に定めたる事業、或ひは法規によつて許されたる商賣は、すべて行ふこと……このほか金額に制限なく動産不動産を保存し、購入し、質入し、運用すること、たゞしその地方の法令には順應すること。

三、公債、株券、證券その他の有價證券を購入し、所有し、販賣し、その他の取扱ひを行ふこと。

行 銀 民 庶

四、支配人、貸付係を決定し、また定款上においても差支のない資金の貸出し……等

此の新計畫後援の人々　ゴールド博士は此の組合の評議員の議長に選舉された。モーリス氏が頭取に、オイゲン・エッチ・アウテルブリヂ氏、レーモンド・ド・ベイ氏、ステファンシー・ミリエツト氏は副頭取に、ヂェー・ビー・デルダー氏は書記に、チャーレス・エッチ・サビン氏は、會計役に任命せられた。

その他、支配的地位におかれた人々の中にはモーリス・ブランの成功のためにモーリス氏に貢献した事多大なる人々もあるのである。すなはちチャレス・エッチ・サビン氏、(ニューヨーク信託保證會社の副頭取であつたが) 國內における最大の獨立的營業をやつてゐる無煙炭の取扱者ジョン・アークル氏、ヤール・タウネエ製造會社の創立者ヘンリー・アール・タウネ氏、前ヂー・ビー・モルガン會社のワイラード・アール・ストリート氏、西部聯合通信會社の頭取であるニューコンブ・カールトン氏、サタリー・カンフィールド商會のハーバート・エル・サタリー氏前サタリー・カンフィールド・ストーン社にゐた、そして今は米國大審院の判事であるハーラン・エフ・ストーン氏、バーヂニア鐵道會社々長であつたレイイモンド・ド・ペー氏である。

産業經濟組合の形成は、新聞紙から多大の稱讃を博するにいたつた。ウォール・ストリート・ヂャーナナルは、聯邦準備組織にたいする補足として、その指揮の下に、あたらしい銀行組織を指示したものと云つてゐる。又バンカース・マガジン誌は、産業經濟組合について次の如く書いてゐる。「モーリス・ブラン企業は、成功の可能性が多い。其れは資本を潤澤にもつてをり、また金融事業に經驗の深い人々の後援があるので、會社設立の目的は充分果せるものとおもはれる。米國

には聯邦準備銀行制度、土地信用銀行制度等の發達によつて金融機關の充實を期してゐるのであるが、モーリス式銀行またはモーリス式金融會社もまた米國の重要なる金融系統を作りあげるであらう。

組合政策の再聲明

一九一四年六月一日に産業經濟組合が形式上組織され營業を開始した

ときに、支配人間並に經濟的後援者の間に重大なる變動が起つたのである。そればかりでなく、恩惠的經濟組合の代りに純營利的なるものとみとめられるにいたつたのである。しかしてこれはまた實に、ローン・シャークに對する有力なる反對的武器として重大なる社會的影響を有するにいたつたのである。そして再び組織が改められたとき、前のニューヨーク州の知事で銀行の監督官であつたクラーク・ウキリアム氏が、その頭取の職についた。そしてウキリアム氏は組合は、營利企業を行ふことが大切であると考へ、そして遂にこのことを聲明するにいたつたのである。この聲明は、結局この事業に永續性と持続性とをあたへる契機となつた。だが、五十弗以下の貸付はしないのであるから、より小額資金を欲する人々をローン・シャークの毒牙から救ふ事はできなかつたのである。だが將來は、適當の時期において二十五弗まで引き下げる事は豫期されてゐ

たのである。しかしてこれも遂に實行され、實際においては、セントルイスの庶民金融會社は、十弗といふ小額資金の貸付をも行つてゐるのである。

産業經濟組合とモーリス式庶民銀行との契約關係

産業經濟組合は、その組合の設立

後たゞちにモーリス式銀行の擴張政策をとり、その方策として新設銀行の株式總額の一割乃至二割を會社にて引き受け、残りは、設立された地方の有志家の應募に委ねることとした。しかしその後になつて此の方策に若干の變更を施し、現在では株式の引受方法はとらず、大抵の場合は契約方法によることとした。現に最近設立された二三のモーリス銀行は、産業經濟組合の株式を引き受ける代りに新銀行と契約を締結し、モーリス式を使用する特許料を徴收することになつてゐる。これより以前に出來上つた銀行にたいしては、産業經濟組合は、親銀行の關係になつてゐり、したがつて多數の銀行株を所有する一種のホールディングコンパニーの觀を呈してゐるのであるが、しかしその場合においてもあくまでも地方自治主義を尊重し、ある銀行の株式を絶對多數まで得るやうなことはしなかつたのである。その理由は銀行營業を地方銀行の自治に委ねることとは、小資融通に成功するに特に肝要と考へたからである。

産業經濟組合が、各地のモーリス式銀行に出資してあげた所の配當金額は、一九二五年に三十二萬五千五百九十三弗、一九二六年には四十六萬七千二百五十九圓にのぼり、而してその株式所有額は一九二七年正月の報告によれば、額面六百六十五萬五千二百六十八弗である。全國中のモーリス式銀行に投資された株式資本額は、約一千五百五十六萬弗にのぼつてゐる。かくして、産業經濟組合は、地方會社の資本株式の約四分之一を所有してゐるわけなのである。

地方會社の親會社に對する關係

モーリス・プランを宣傳するものとして産業經濟組合は

地方においては活潑なる運動をなしたのである。産業經濟組合の支配人會議の議決の下に、新設地方の會社をそれ／＼調査して、其の銀行の株式を所有したり、又モーリス・プランといふ名儀や、他の權利の使用に對する報酬の支拂協定の契約を締結したりしたのである。それから新會社を創立してモーリス・プラン制度を教へ、事務員の教育までしたのである。また大抵の場合、産業經濟組合は地方銀行の帳簿検査權を有する。また社内には「奉仕部」の設けがあり、地方銀行のためにいろ／＼な法律關係あるひは役所關係の事務を所理し、最近では地方銀行の所有する引受手形、約束手形等の再割引をも行ふやうになつたのである。モーリス式銀行の當局者間では彼等が、産業

經濟組合と上述のやうな關係にあることの利害について區々なる意見があるのである。

産業經濟組合は、上述の手形再割引資金に充當する目的で一九二〇年以後擔保付信託證書を賣出してゐるのである。この證書は主としてニューヨーク・モーリス式會社を通じて民間に賣出され額面は一百弗で、賦拂は許されず、また買入後一ケ年間は償還しない。利息は六分であるからモーリス式銀行の賣出す投資證券より一分高である。しかしこの方法によつて集められる金額は、全運轉資金中の一小部分にすぎない。大部分の資金は普通の方法で借入れられるのである。

現在においては、産業經濟組合は、モーリス式銀行を通じ賦拂方法で住宅を市民に提供する計畫を完成せんとしてゐる。また産業經濟組合とは、關係なしに、すでにこの事業に着手したモーリス銀行も少くない。

ニューヨーク・モーリス庶民銀行の設立

一九一四年産業經濟組合の指導の下に、ニュー

ヨーク・モーリス庶民銀行も含めて四つのモーリス銀行が開業した。が、ニューヨーク州の州法はモーリス銀行制度に適合してゐないので、多少改革することが必要であつた。ジョージ・ヴァン・トウイル、アルフレッド・イ・スミス、セネター・ワグナー氏等の助力に依つて、モーリス氏は、立

法議會の最後の數日において、モーリス銀行が投資會社として合法的に活動することが出来るやうに銀行法の改正を提案して通過することができたのである。

かくして一九一四年十二月三十一日許可を得たので、ニューヨークのモーリス銀行は、十一萬弗の資本金をもつて開業するにいたつたのである。そして開業第一日の成績は左に貸借對照表として示されてゐるが、これはもつとも興味のあるものである。

開業に際しては、別に廣告もしなかつたけれども、その第一日目に、八十三口の申込をうけたのである。第二日目には百口以上、第三日目には二百口以上、しかして第四日目には三百口から四百口近くまで達した。一月十一日には千口以上の申込があつたのである。

ニューヨーク・モーリス庶民銀行貸借對照表 (一九一四年十二月三十一日)

資	産	
抵當證券	貸付	三〇〇弗
銀行及銀行家への貸付		一〇九、五〇〇弗
現金		二二六弗
合計		一一〇、〇二六弗

負債		
拂込済資本金		一〇〇、〇〇〇弗
剩餘金		一〇、〇〇〇弗
貸付先拂利子		一八弗
その他、貸付抵當として差出された る抵當投資證券に對する負債		八弗
合計		一一〇、〇二六弗

ニューヨークにおけるモーリス銀行の發展

モーリス氏は、紐育市の如き大都會では、市民は容易にその姿をかくすことができるからしてモーリス・プランのやうなものは、失敗するであらうと考へてゐた。ところが意外にもニューヨーク庶民銀行は、その創立當初から決定的な成功を収めたのであつた。開業二ヶ月間にして貸付口數は、五〇九口にのぼり、貸付總額は六萬一千七百八十弗、平均一口貸付高は百二十一弗三八であつた。この間、各州の支拂ひを延滞したものは、わづか七件、しかも此の中二件はたんに一週間の延滞にしかすぎない好成绩であつた。それで一九一五年には、資本金は五十萬弗に増額され、翌一九一六年には百萬弗に増額せられた。一九一九年の十二月三十一日すなはち五年間の終りに於いて、ニューヨーク・モーリス庶民銀行は、

ニューヨーク・モーリス・プラン庶民銀行貸借対照表の比較

(毎年十二月三十一日現在)

	一九二四	一九二五	一九二六
保 證 貸 付	一七、九六三、二四八	二三、六五五、九〇五	二八、〇三三、九五〇
抵 當 貸 付	一、九〇二、二八九	二、三三八、六六三	二、六〇〇、六五九
公 債 投 資	三、一七三、二五二	三、九九二、五五二	四、七〇九、一五七
現 業 手 形 引 受 金	七四、八四三	八八〇、七四〇	一、五九八、七三〇
商 業 手 形 引 受 金	七四、一七〇	七三、〇九四	五三、〇七三
利 息 收 入	八〇、〇九三	九〇、二二八	一六二、八五五
土 地 貸 付 勘 定	三、四〇〇		
合 計	三、九〇一、二四五	三〇、〇〇〇、一七三	三七、三五六、四三三
資 本	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
資 産 及 未 配 當 金	五八五、九八〇	六三九、九三三	八二七、七六二
投 資 證 券	三、五六九、八四九	一六、三四三、四四五	二一、一八九、九六五

十三萬六千三人の人々に、二千四十八萬四千四百四十六弗の貸付けをするにいたつたのである。そして一九二六年十月一日現在においては、貸付口數六十五萬一千九百四十九口、この金高は一億五千十萬九千七百七十三弗に達してゐる。

しかしてその投資證券は、二千七萬四百五十五弗に及んでおる。そして此の銀行は紐育銀行局の監督の下に屬し、營業期限は無期限であり、アメリカ銀行家協會に加入してゐるのである。一九二一年の調査によると、普通貸付は六割、個人貸付は五割、抵當證券貸付は一割投資證券貸付は

	一九二四	一九二五	一九二六
抵當證券支拂及約束手形	八、三三六、〇三三	九、七五七、七〇五	一三、五九五、四六六
約 束 手 形	五〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	
諸 積 立 金	六二五、〇〇〇	七五五、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
損 失 補 償 金	一〇八、〇九二	一三、六七七	一五八、〇九二
利 子 支 拂 準 備 金	三〇〇、九三三	四四二、二三九	五六五、〇四九
諸 税 積 立 金	四五、四一九	五二、一八四	八九、九五〇
配 當 準 備 金		一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
合 計	三三、九〇一、二四五	三〇、〇〇〇、一七三	三七、三五六、四三三

三割、商業手形引受は一割である。

こゝに示すところのものは、毎年の十二月三十一日現在におけるニューヨーク・モーリス・プラン・庶民銀行の貸借対照表の比較であるが、これによれば年々の発展のあと歴然たることを知ることが出来る。各勘定科目の意味は普通に解釋していい。

庶 民 銀 行

モーリス・プランの法律上の地位 一九一五年は、モーリス式の銀行経営法にとつて豊年でもあり、又凶年でもあつた。同年九月ヴァージニア州の或る貯蓄銀行社長はモーリス氏にたいし、訴訟を提起し、「所謂モーリス式経営法なるものゝ實際の考案者は、原告であるにかゝはらず、モーリス氏が、それを勝手に使用するのは不法である。故に紐育のモーリス式銀行は即時に營業を停止し、今日まで取得したる利益金を原告に拂戻すべし」との論告をなしたのである。だが此の裁判は幸ひにも、原告の敗訴となつてしまつた。第二の法律事件はモーリス氏側からモーリス式類似の方法を採用した某會社に對し提起されたのであるがその裁判はモーリス氏の敗訴となつてしまつた。またオハイオ州の檢事總長は、同州ではモーリス式銀行は未だ法律上承認されてゐないのであるから州廳が設立許可を與へるのは適法でないとの解釋をとつた。

かくの如くにモーリス式銀行は法律上彼れ是れと難局に出會はしたのであるが、その業務には些かの障害もなく依然として進展をつづけ同年内には十一個の新銀行が創設されたのである。

モーリス式経営法が如何なる程度まで法廷で認容されたかは産業經濟組合對共同金融會社の裁判事件によつて知ることが出来るのである。この事件を主宰した判事ブライアン氏は、判決理由書の中で次の如く言つてゐる。

「原告(産業經濟組合)は莫大なる廣告費を費しモーリス式によつて設立されたものであつて、その獨特の名稱をつけた銀行を世間に宣傳し、これらの銀行と取引する一般公衆の利益を擁護して信用を博し、かくモーリス氏の名をつけた銀行は、人民の膏血をしぼる高利貸とは全然事情を異にするものとの印象を與へることに努力した。此の結果、モーリス銀行の意味は、産業經濟組合から設立された如上の性質をおびた銀行であるといふことになり、この方法の創案者モーリスの氏名とは最早縁故はなくなつてしまつてゐるのである。個人の氏名をつけたある個人會社が、ある特殊の意味を持つやうになれば、その名稱を商號權として保護し、不當なる競争を防止するのは、法律上すでにみとめられた原則である。この原則の精神は、たゞちに本件にも應用すること

のできるものと信じる。無論被告は原告の述べたやうな特徴をもつてゐる銀行を設立する権利をもつてゐるのである。しかしながらその銀行にモーリス式云々の名稱を冠し、あるひはまたそれを聯想せしむるがごとき廣告をなす権利は現在にもつてゐないのである。かくすることは公衆を欺瞞し、原告の既得権を侵害するものである。」と。

最近のコロラド州のデンバーのモーリス式銀行（同市の地方的モーリス式經營のものである）とデンバーのモーリス庶民銀行との事件の場合においても、其の裁判所は、曩きの判事ブライアン氏がなしたと同一の理由の下に、モーリスといふ文字の使用、またはこれと類似のものゝ使用、また標語をまねることを、市中乃至はその郊外においても禁ずることを命令してゐる。

その他のモーリス式機關の創立 産業經濟組合の監督の下に、現存してゐるモーリス式會社の中で、十二は一九一五年に創立され、二十八會社は、一九一六年にその營業を開始してゐる。かのごとくモーリス式の活動範圍の擴大にしたがつて、親會社の關係にある産業經濟組合は、資本増額の必要をみとめ、遂に一九一六年に優先株を三百萬弗に普通株七十萬弗に増資するにいたつたのである。そして一九一七年にはモーリス式銀行の數は二十八行となり、その翌一九一八

年には八行が新設され三十六行となるにいたつたのである。

一九一七年より一七七八年に亘り、モーリス式銀行、わけても都市にあるモーリス庶民銀行は、政府を助けて戦時公債を賦拂販賣方法をもつて賣出し、多大の稱讚を博したのであつた。この方法といふのは、顧客は毎週銀行に向つてだん／＼少くなつて行く掛金をなし、そしてその年の利札を天引きされた戦時公債を得るといふ方法なのである。

一九一九年の經濟活動のもつとも繁榮であつた時代には、現今存在するモーリス會社は一つも創立されなかつたけれども、同年における小賣商業手形の引受制は大いに發達し、後年注意されることとなつたのである。その結果として一九二三年には二行、一九二四年には一行、一九二五には四行、一九二六年には七行も設立されて、其の地方的の發展は益々著しくなされたのである。

産業經濟組合の附帶事業

産業經濟組合はモーリス・ブランの創始者としてではなく、創立以來一般のモーリス庶民銀行の

52 金融並びに其の株式の引受業務の擴張發展につとめたのである。初期において注目すべきことは、

ストューデベーカー自動車會社に對する金融である。

自動車販賣金融

月賦制度による自動車購入法は、一九二〇年までにも既に相當に發達して

居たのである。個人の自動車の購入資金を月賦に依つて融通するといふ方法はモーリス式銀行にも好適の仕事のやうに思はれたので、産業經濟組合では早速この方面の仕事に努力しはじめたのであつた。しかしこの制度が世の中に廣まるにつれて大多數の會社が競争的に續出して、つひには自動車販賣人の保證をも要せず、單に購入者の自動車のみを擔保として、自動車の購入資本を貸しつけるやうになつたのである。しかし産業經濟組合では、此の競争が非常に激しくなつた結果、其の渦中に投ずる事を好まず、この自動車金融から手を引いたのである。すなはち自動車の購入者はカリフォルニアに住んでゐるにもかゝらずニューヨークまたはニュオルレヤンの會社に依つて貸付けられるやうなものであつたので産業經濟組合の意見としては、「非常に遠方の個人に保證人もなく貸付けるといふことは、信用調査に依つて、多少はその信用状態を知り得たにしても堅實を旨とするモーリス式經營法においては、できない」といふのであつた。

産業經濟組合が、利益の多い自動車金融に對し反對の態度をとつたことは、地方のモーリス式銀行間に多大の非難を惹起して、ある銀行は、モーリス式とは無關係に自動車金融を續行する希望を洩らしはじめた。こゝにおいて産業經濟組合は、モーリス式發起人に對して反動的のものであるとの意見や批判が生じ、地方のモーリス・プラン機關は産業經濟組合に對抗するやうな立場になつたのである。そこで産業經濟組合は、今度は財政的に影響するにいたつたので、急速に補助業を形成するの必要にせまられたのである。

産業引受會社の組織

そして遂に一九二四年十一月三日にバーヂニア州法規の下に産業引受會社が組織され、翌一九二五年一月一日開業するにいたつたのである。

そして此の會社は、ストューデベーカー會社と特約を結んで自動車販賣引受業務を取扱ふことにしたのである。すなはち五年前に産業經濟組合が創設した事業を確保し、經營することとなつたのである。

産業引受會社の活動は、産業經濟組合が統制し、そして其の株式の大部分所有してゐるのである。モーリス式銀行とは、契約關係があるだけで、その他の點においては、この引受會社と銀行

とは関係はないのである。この引受會社の活動は以上のほか大したことはないのであるから、ここでは省略することとする。

モーリス式保險會社 資金借入れの保險國產業經濟組合が、第二の附屬事業として計畫したのが、モーリス式保險會社の設立であつて、これはモーリス式銀行とは密接な關係をもつてゐるものなのである。

一九一六年の十月四日から六日までニューヨークで開催されたモーリス式關係會社の第二次聯合協議會に於いて、モーリス式保險會社の設立趣旨およびその實行方法等が公表された。これによれば此の保險會社設立の目的はあきらかになるのである。即ち次の通り云つて居る。

「モーリス式貸付を行ふ當然の結果として、庶民保險制度を設ける必要がある。此の保險を設ける事によつて、保險會社に利益を生ずるは勿論のこと、借入は借入人證書に對する裏書人も容易に得られ、又モーリス式各銀行の貸付損失を防止することも出来るし、かく借入人の財産をも作成することが出来るのである。そして地方のモーリス銀行は、すべて其の保險會社の代理店として、保險業務を取り扱ひ、保險會社では借入人の年齢に應じて保險料に差別を設け保險證券を發行す

る。元來は年齢の多少にかゝらず同一保險を適用すべきものであるが、その方法は政府の反對があつたので實行されない。保險額は五十弗およびその倍数で、保險料は毎週拂ひである。この保險の長所としては借入人は、借入金の週賦拂ひと同時に保險料を支拂ふので保險料徴収に要する手数が省略されることである。さらに第二の長所としては、モーリス式貸金がすべて五十週以内の期限であると同様に、保險期間も大體五十週以内であるから、他の生命保險のやうに保險金支拂が果して確實になされるか何うかと云ふ事を心配する必要はないのである。また保險期限が、短期間に終了するが故に保險申込人の容貌を一見すれば、特別に醫師の診斷を待たなくても保險を承諾して安全であるかどうかの見當がつけられる。この理由によつて此の保險會社では三百弗までの出来れば五百弗以下の金額には醫師の検査を免除するのである。保險加入は強制的ではなく、まつたく借入人の自由である。被保險者が死亡し、または癱疾となれば借入金支拂の義務は免除せられ、遺族は死亡當日までの拂込金を受取ることとなるのである。

モーリス式保險會社の設立 モーリス式保險會社は、一九一七年六月十一日にニューヨーク州の保險局から法定の生命保險會社としての設立許可を與へられた。そして同年九月十八日に

營業を開始した。それから二ヶ月後の同年十一月十日に、最初の株券を發行したのである。當時の拂込資本金は十萬弗であつたが十萬弗の剩餘金を得るやうに株券は販賣せられた。それから一九二四年にいたり二割のプレミアム附で新株券を發行して資本金が三十萬弗となり、剩餘金として二十萬弗が繰りこまれるにいたつたのである。それに投資したものは主として小さい組織の産業經濟組合であつた。最初の認可條項中には、一般の健康保險も含まれてゐたのであるが、一九一七年十二月九日に修正されてこれは取消されてしまつた。しかし此の株式の價格は百弗に上つたのである。

この會社は、富豪の後援者があり、株主への配當には何等の制限もつけられてゐないので、出来るだけ多くの配當を與へることにした。

すべての營業方針は、株券に記載されてゐるが、會社は相當に活動し相當の利益をあげてゐる。すべての方針は賦拂ひ政策によるので滞納の率も自然の結果として非常にひくく、その満期も一ケ年以内に来るものが大部分である。そして保險金その他の取扱ひが、簡便であるとの評判は高まり、會社は年々歳々營業の進展をみるにいたつた。そして會社は五百弗以下のものにたいして

醫師の身體検査をすることなく保險をつけたのである。此の會社の制度はあくまでも一般の生命保險制度によらず賦拂ひ制度によつたのである。有色人種の保險も受付けられ、女子も男子と同等に取り扱はれたのである。

モーリス式貸付金の借受人にたいする保險の方法には四つの區別があるが、これを簡単に示してみれば、つぎのとほりである。

- (一) 貸付總額までの保險を附した借入人が死亡の場合は保險金は勿論これを支拂ふのであるが、若し借入金の割賦金支拂能力喪失の場合は、保險給付金と未拂割賦金とを相殺する。
- (二) 貸付總額までの保險を附した者死亡の場合は全額を支拂ふ。
- (三) 貸付金の支拂殘額に相當する保險をつけた者が死亡または支拂能力を永久的もしくは全部的に喪失したる場合には保險金はこれを拂ひ渡す。
- (四) 貸付金の支拂殘額に相當する保險をつけた者が死亡の場合は保險金は給付する。

保險率もこれらの種類によつて各々異なるのである。

これらの死亡または廢疾保險のほかに保險會社は一種獨特の方法によつて、モーリス式投資證

券購入者を保護する途をたてた。その方法といふのは、すなはち或る人が五百弗の投資証券を申込み、月掛け八弗づゝで六十ヶ月に終了するとすれば、投資申込者は、その申込金額を保険することができる。しかしして投資者が死亡したばあひには、遺族はそのときまでに拂込まれた拂込金とその利息とのほかに、更らに五百弗の投資証券をうることとなつたのである。だが手数料として小額の金額が差し引かれる。しかしこれは、投資者の立場からしても、モーリス銀行の立場からしても共に好都合のものといふことができるのである。

モーリス式保險會社の發展

モーリス式保險會社は、アラバマ、カリホルニヤ、コネクテカット、コロンビア州の農村、デラウエア、フロリダ、デヨーディア、イオワ、インディアナ、カンサス、ルイシアナ、マイネ、マサツセツツ、ミシガン、北カロリナ、ニューヨーク、オハイオ、オクラホマ、ペンシルバニヤ、ロードアイランド、テネツシー、テキサス、バーヂニア、西部バーヂニアにおいて開業する許可を得た。しかし他の州におけるモーリス式會社は、此の保險會社の營業方法をとることは出来ないのである。會社に依つては比較的その資本が僅少であるといふ理由の下に數州においてしか營業することのできなかつたものである。

モーリス・プラン保險會社のすばらしい發展ぶりは次表の如くである。(第一表参照)しかしこれを簡單にのべてみれば、大體つぎのとほりである。

正確なる證券の數(一九二六年一月一日現在)	八一、四一七枚
正確なる額面高(同年月日)	一八、一七七、五七五弗
創立以來一九二六年一月一日までの發行證券	三〇四、二〇七枚
創立以來一九二六年一月一日までの保險證券額面高	六四、四一六、三三五弗
被保險者に對する給付金總額	三、三二六、一七七弗

株主側からみても、投資銀行側からみても多數の借入人の立場からみても此のモーリス・プラン保險會社は成功してゐるものであることが知れるのである。

擔保會社

産業經濟組合のもう一つの副業は、擔保會社である。これが設立は、一九二五年六月二十七日アーサー・ヂェー・モーリス氏に依つて聲明され、資本金五十萬弗をもつて開業せられる事になつた。そしてモーリス・プランをして庶民銀行としての役割を發達させるのが、この會社の目的であつた。そして此の會社の目的とする仕事は、堅實な社債發行引受およびこれを各地のモーリス式銀行を通じて地方の顧客に月賦販賣することにあつた。不動産投資証券や、保守的

第一表 モーリス・プラン保險會社の發展

年 次	新 事 業		保 險 契 約 高		資 産	負 債	剰 餘 金
	件 數	金 額	件 數	金 額			
一九一七	一、四三三	一七〇、九五〇	一、四八八	一六七、八〇〇	一九二、五六四	一、六六三	一九〇、九〇二
一九一八	二〇、八二七	二、九八八、九五五	一七、一三六	二、四六四、四七四	二〇五、七三〇	三、七四三	一七三、九七七
一九一九	二五、六六七	四、〇九三、六〇三	二四、一〇六	三、八一〇、一〇六	二二〇、九四〇	四、〇四五	一七九、八九五
一九二〇	二五、二七三	五、〇九二、六〇〇	二二、二八三	四、三八九、一〇六	二四九、二〇五	二六、七四六	二二二、四五〇
一九二一	三三、三六六	七、三六六、二〇〇	三一、一九〇	七、〇六九、七三三	三〇八、八三二	三七、〇二八	二七一、七九三
一九二二	三四、九二二	八、一八〇、六七五	三四、九〇三	八、四三七、九七五	三八二、六一四	四〇、〇八五	三四二、五二九
一九二三	三四、六一五	八、〇九〇、三五〇	三六、八二四	九、二九、七九九	四二五、五一四	四六、〇六九	三七九、四四五
一九二四	四八、七〇三	九、三八、九五五	五〇、四八二	一、八三三、〇三五	四七三、七八八	六八、七一一	四〇三、〇七七
一九二五	八〇、四二四	一七、四三五、一〇五	八一、四七一	一、七七一、五七二	六〇七、九三〇	九三、七〇四	五二四、二二五

ながらも公衆に利用され産業界を支配してゐる證券には、民衆化されたものがあるであらうといふ事が、豫想されてゐたからであつた。

今日までにおける此の會社の發展は實に微々たるものにはかすぎない。かつてある會社の社債を買とり各地のモーリス銀行を通じて地方に賣り出したが、此の賣上高は僅少なものであつた。だが、これをもつて直ちに此の會社を失敗だとするのは早計にすぎるきらひがある。此の會社の活動の餘地は今後澤山あるのである。大體において證券類の小額賣出しは不經濟のものであるといふのが一般にみとめられた意見であるが、その方策さへよかつたならば、經濟的に行ひ得る充分の理由が存するのである。擔保會社が中心となつて各地に散在してゐるモーリス銀行を代理店に使用して地方の地盤を開拓すれば、發展の可能性は相當に多いのである。かくなれば、モーリス銀行も營業費を増加することなしに、収益を増加することができるのである。

アメリカ・モーリス・プラン會社 一九二五年五月 ニューヨーク市にアメリカ・モーリス・プラン會社と稱する一會社が設立せられ、産業經濟組合の有する諸種の權利を譲受け、且つモーリス式銀行に關するすべての事項を實行することになつた。此の新設會社と産業經濟組合との關係は今日のところ明瞭でないが、すこぶる密接のものであるらしい。實際において此の二つの會社の相違は、名儀上のことだけで、たゞ内部關係ではモーリス式經營に關する事項と、その他の産

業經濟組合の機能とを分離したにすぎないのであるらしい。最近の産業經濟組合の事業報告書を見ると、アメリカ・モーリス・プラン會社が一百萬弗の資産として計上せられ、同時に以前に同金額で計上せられてあつた商標權なる科目が消失してゐるのである。

此のアメリカ・モーリス・プラン會社の機能としては國內各所にモーリス式經營法に依る銀行の創立事務に干與し、設立の認可をあたへ開業の準備を補助し、專賣特許となれる諸帳簿を供給し、また開業當初の間は、専門家を派遣して行員を指導養成し、行務を監督することにあるのである。そのほか、銀行の活動や法律上の問題について忠告を發し、各銀行の各月の營業表を作成して參考資料に供し、比較研究の便に供したのである。

又此の會社がモーリス式銀行に寄與した所のものとしては、ニューヨーク市における再割引市場の設置である。即ち地方の銀行が資金の需要に對して不充分なる作用能力をもつてゐるとき、つまり金融逼迫の折りには、その運轉資本の回轉を速かならしめるために、その手持手形を再割引してもらふ事ができるのである。

モーリス銀行家協會 すべてのモーリス式銀行は、自治的機關である。しかし各銀行が、

アメリカ・モーリス・プラン會社との間に有する關係を通じて、各銀行が各々の經驗を談合し、一度した失敗を再びその轍を踏まないやうにする目的のために協同的團體が存在してゐる。そして此の團體の利益のあることは早くからみとめられてもゐたのである。かくして此の團體は誕生したのであるけれども、必ずしもアメリカ・モーリス・プラン會社との契約關係をもつことが必要とされてゐるのではないのである。非常に多くの地方銀行は、産業經濟組合と契約を締結し、すべての事柄は此の組合と直接交渉する傾きを有つてゐる。すなはち、協同的團體は實際において存在してゐるが、それは契約關係のものとしてではなく、單に任意の機關としてモーリス銀行銀行家協會として存在してゐるのである。

モーリス銀行銀行家協會は、一九一九年モーリス銀行家達の任意的の組織として設立せられた。現在における會員數は、八十七會社である。此の協會を通じてアメリカ・モーリス・プラン會社から獨立して協同戰線を張ることも可能となるのである。會員規定に依つて會費を徴收し、協會の活動に對する費用や、セントルイスにおける役員の仕事費に當てゝゐるのである。そして協會の活動はすべて非營利的基礎のもとに行はれてゐるのであつて、事務所をセントルイスにおき、會

員銀行相互の接觸、時事問題の通知、機關新聞の發行等がその協會の事業として行はれてゐる。協會の事務は、役員および執行委員會に依つて行はれ、協會長にはセントルイス會社の副社長ロバート・オー・ボンウエル氏が就任してゐる。

總會は毎年十月中旬頃に二三日間行はれ、各會員銀行は、代表として一人あるひは二人の役員をおくり、相互の利益問題が論ぜられるのである。

尙ほ此の協會には、諸種の問題を、より屢々討論するための臨時會議も行れてゐる。

小賣業商及び賦拂ひ手形引受

一九一九年の初めにおいてモーリス銀行はモーリス式小資本引受手形制度を採用實行することとなつた。本制度の嚆矢とみるべきものは、當時産業經濟組合が、電氣裝置請負業者および電氣器具販賣業者を會員とする米國電氣協會の依頼に應じて、その會員の請負事業のために、および器具販賣にたいし金融の方法を案出し、同協會賛同の下にモーリス銀行をして實行せしめたのに

起源してゐるのであるが、此の方法は以下においてのべることにする。

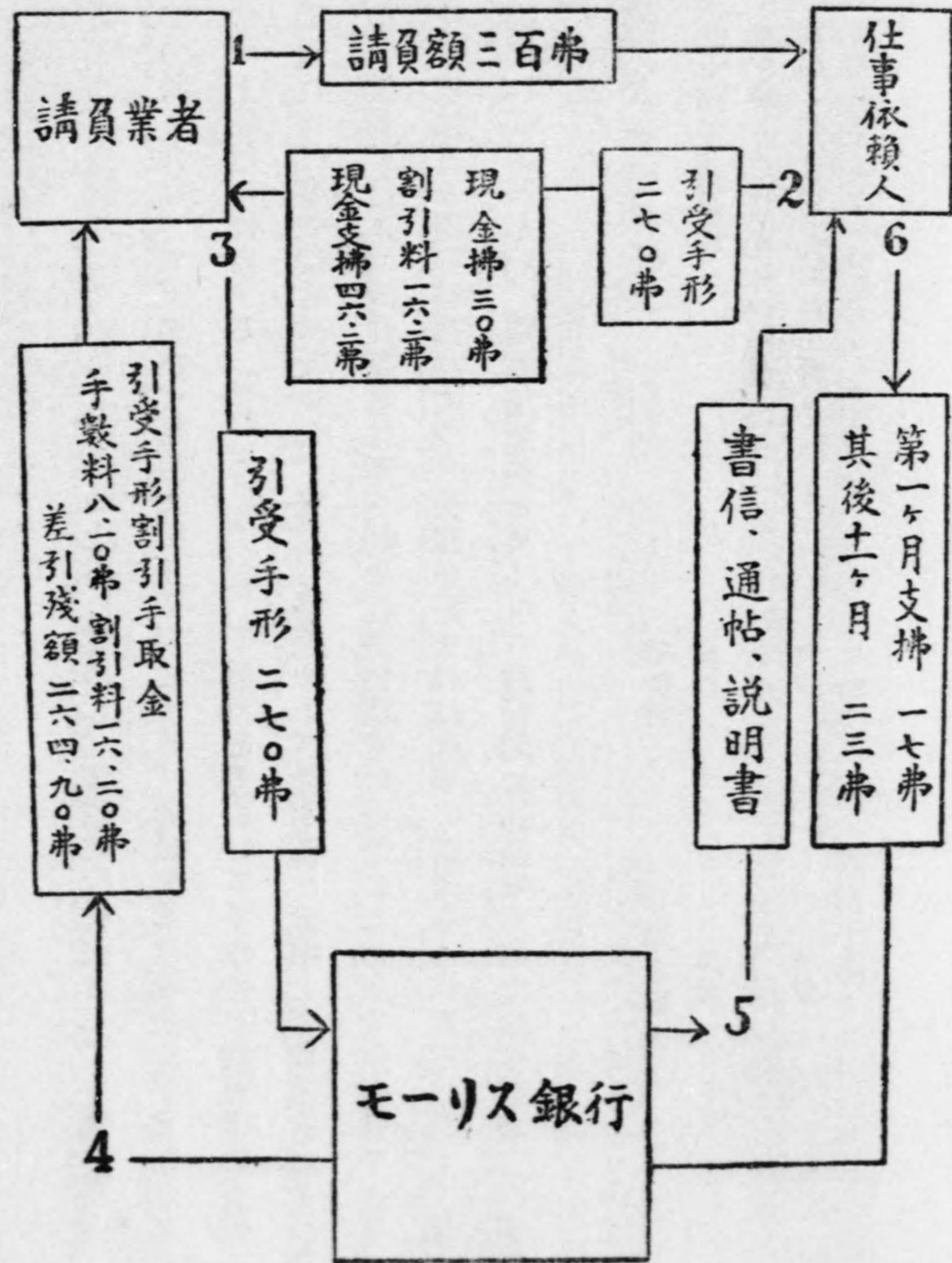
商品の賦拂制度を實行するに當たり、肝要な點は、販賣人は販賣した商品に對し抵當權を有し、支拂不履行の際はその商品を取り戻し得る權利を再得することである。しかしながら建築物に裝置する電氣設備の如き場合には、此の種の抵當權設定は色々の意味において實行困難である。であるから、かゝる仕事にたいする資金の貸付は、仕事の依頼人と請負業者の對人信用を基礎として行はれるものであつて、抵當權などには頼ることはできないのである。

モーリス式引受制度に依れば、請負業者は請負仕事の完成後、たゞちに依頼人あてにモーリス式小資本引受手形を振り出し、彼の引受を求め、引受済の上は、請負業者みづから裏書をなし、モーリス銀行にて資金の融通をうけるのである。

モーリス・プランに依つて如何にして商業手形引受は行はれるか モーリス銀行

が、此の引受手形の取扱ふ條件はつぎのとほりである。

一、引受手形が、銀行に提出されるときには請負仕事が完全に終了した證明書（仕事依頼者の捺印あるもの）を添付しなければならない。



- 二、仕事依頼人は、請負金額の一割以上を現金で請負人に支拂ふこと。
- 三、請負業者は、引受手形額面の一割を銀行に預託する。預託金は手形引受人即ち仕事依頼人が引受手形を決済するまでは返還しない。但し五分の利子を附ける。
- 四、引受手形の期限は十二ヶ月以内とし月賦拂ひとす。
- 五、銀行は或る種類の引受手形を拒絶する権利を保留す。
- 六、請負業者は必ず引受手形に裏書す。
- 七、モーリス銀行はその手形を年六分（顧客に依つて支拂はれるもの）にて割引をする。そして此のほかに取扱手数料として手形金額に應じて、若干の費用を請負業者より徴収するのである。

商業手形の利用 ある建築物に電気装置を施すのに金三百円を要するものと假定し、その金融方法を圖解すれば、つぎのとほりである。（第一圖参照）

この取引は、三百円の電気装置をモーリス式引受制度により金融した有様を示してゐるのである。すなはち取引の関係者は、仕事の請負業者、仕事依頼人、およびモーリス銀行の三者で、矢

の方向に向つて進行するのである。

請負業者は、依頼人にたいし三百弗の仕事を買却し、依頼者は代價として一割を現金（此の場合には割引料も含む）で支拂ひ、残額は引受手形にする。請負業者は現金は手元にとり、引受手形を裏書の上銀行に持参する。銀行では割引料、手数料を差引いて手取金を請負者に支拂ふ。他方において銀行は仕事依頼者にたいし、書信、通帳および説明書を送附し、依頼者はその後月賦拂ひで代金の償却を行ふ。請負業者は割引料を仕事依頼者に負擔せしめるのが普通である。しかし商略上仕事依頼者と割引料問題につき商議を好まねば仕事の請負をそれだけ増額し、割引料を自身で負擔すればよろしい。電気協會員とモーリス銀行間に締結せられた割引料および手数料は左のとほりであつた。

	割引料	手数料
五十弗以下の引受	六分	五分
五十弗より九十九弗の引受	六分	四分
百弗より百四十九弗の引受	六分	三分
百五十弗以上の引受	六分	三分

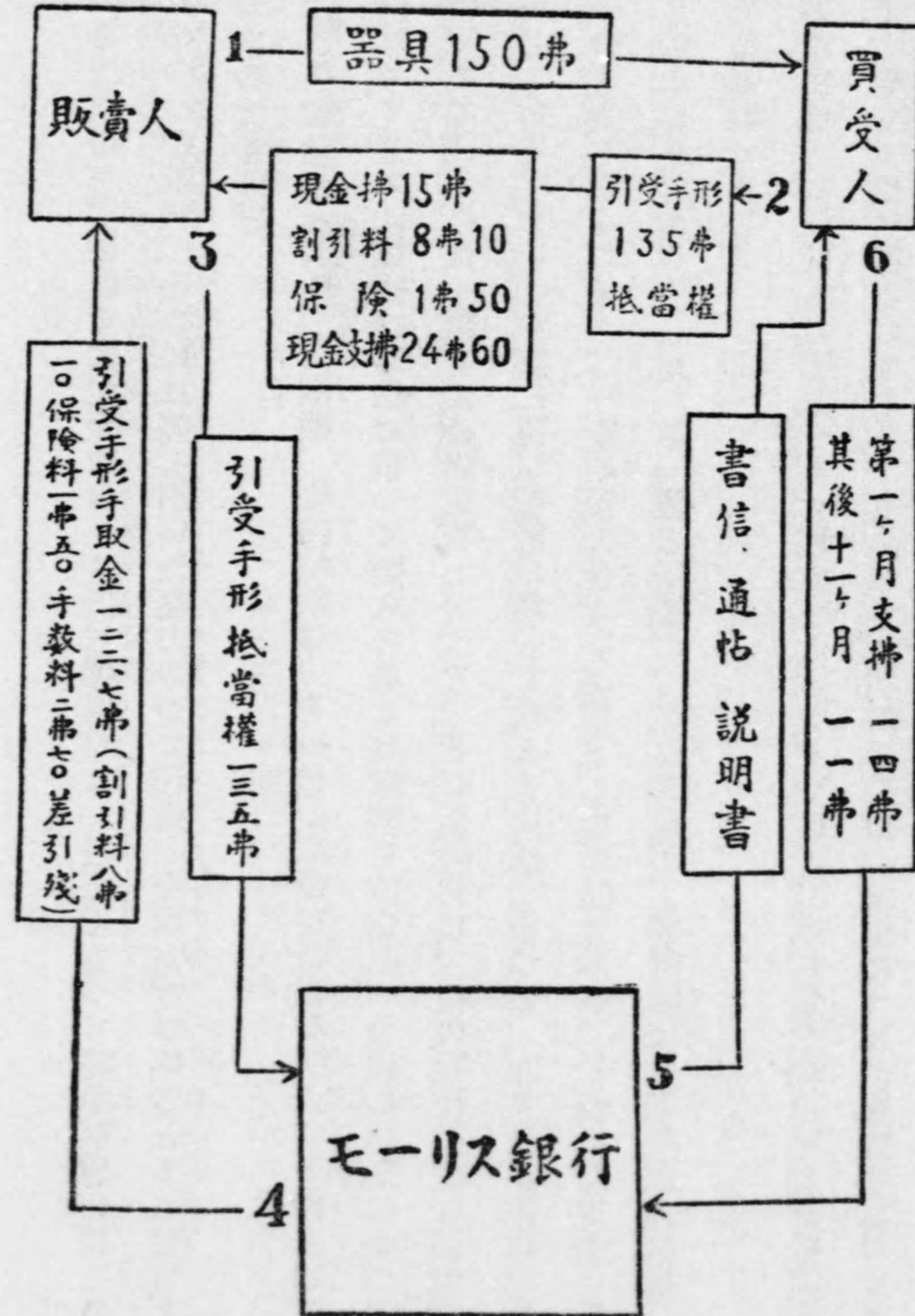
以上の方法に依り、依頼者は現金拂ひとさほど懸隔のない價格でもつて電気装置が施され、請負業者は僅少の手数料、ときには差し引いた額でもつて代金の受取が叶ひ相方ともに便宜を感じるに至つたのである。

家具購入金融の様式

洗濯器、室内掃除器、その他の高價な什器を購入する際には、モーリス銀行はモーリス式賦拂ひ方法に依つて購入什器に抵當權を設定し、金融の便をはかつてくれるのである。これは一種の條件附賣買であつて、その條件書は、その際使用する引受手形に印刷添付してある。その他の點は電気装置の場合と殆んど同様であつて、たゞ異點は、手数料として一分を差しひくこと、一割の預託金を必要としない點である。この取引方法を圖解すればつぎのとほりである（第二圖）第一圖と同様に、矢の方向および記號は、その様式の進行順序を示してゐるのである。

この方法に従へば販賣人は百五十弗に相當する家具を賣渡し、手数料二弗七十仙を差し引いて金百四十七弗三十仙を得るのである。このほか割引料手数料のほかにさらに賣渡器具の火災保険料として代金の一割を徴收せられる。

第二圖 家具購入金融様式圖解



この場合においては、第一の場合の電気装置を施す代りに販賣したものは家具なのである。そして契約者は銀行にたいして預託金をなす代りに契約者である商人は、その顧客から受けとつた抵當権を銀行に譲渡するのである。そして火災保険料や割引料は普通顧客に依つて負擔せられるのである。しかし、販賣人が割引料保険料について買入人を煩はすことが得策でないと思へるばあひには、これらの費用は販賣人において負擔し、その代りに販賣価格を増加する。かく増額された価格が所謂モーリス式価格といふのである。したがつて純然たる現金拂ひに比していくらか高價なものも止むを得ないことなのである。しかし他面この價格を採用すれば、顧客にたいし銀行に金融をうける條件について詳細説明する必要がないことになる。

全體からしていへば、割引料、保険料を販賣人に負擔せしめ、販賣價格を増加するよりか現金拂ひ價格で販賣し引受手形の割引料は買入人の負擔とする方法が商略上得策な場合が多い。何故であるかといふと、販賣人には何時でも現金拂ひに等しい價格をもつて顧客にたいし賣上げを増加する機会が多いからである。

モーリス・プラン商業引受の利益 上述せる二つの制度に共通する利益をあげてみればつ

ぎのとほりである。

- 一、販賣人乃至請負人は、物品の賣り上げまたは仕事完了とともに現金の支拂をうけるが故に掛金の残額が減少する。
- 二、賦拂金の取立は、銀行の任務であるからして請負人または契約人はそれらの此事にたづさはる必要から免れる。
- 三、銀行は一定の方法または手段に依つて滞納者にたいしては督促をする。
- 四、銀行は滞納あるときは、販賣人または請負人にたいして此のことを報告し、そして滞納者に督促せしめる。
- 五、銀行は必要あるばいには何時でも實費をもつて法律事務をも行ふ。
- 六、銀行は、販賣人または契約者の依頼に依つて必要なるときには何時でも無償で取引先の信用調査を行ふ。
- 七、普通の方法では成立困難なる商談も、引受手形に依れば成立の可能性が多量にあるのである。

- 八、販賣人すなはち契約者は、その事業にたいしての月賦金を受領することができる。
 - 九、販賣人すなはち契約者は、月賦拂ひを提供し、取引高を増加するとともに、他方に於いては銀行より現金の支拂ひを受取ることが出来るから資金の運轉回数を進め、利益が一層増進する。
 - 十、思ひもよらぬ負債がこの事業のために起るかも知れない、しかしモーリス・ブラン銀行の今日までの記録に依れば取立不能に依る損害は比較的僅少である。
- モーリス・ブラン銀行に依つて行はれてゐる此の小賣商業手形の引受は、アメリカ商業手形引受會議に於いて此の種の商事の標準型として承認されるに至つたのである。しかし此のとき以來、非常に澤山の小賣業者の手形引受月賦拂ひが行はれてゐるのである。そしてこれは販賣人すなはち契約者に依つて裏書きされたものであつて、買入人の月賦販賣手形に依るものなのである。引受手形あるひは手形は、條件附販賣契約あるひは抵當權に附屬してゐるものなのである。
- モーリス式引受手形の方法に依れば販賣人は、手形を銀行に交附後最早その勘定について記帳する必要をみとめない。それは銀行に問合はせば、何時でも未收勘定の様子が判明するからであ

る。それにまた多くの場合において、顧客は一般小賣商店よりか銀行が對手方であるときに支拂が迅速であるのは、疑ひのない事實である。

顧客が月賦拂ひを怠るときは銀行はすぐに販賣人に通告し、怠納が二期以上に互れば法律上の手續を履むことになる。かゝる場合には販賣人は自身でもつて怠納金を支拂ひの上顧客に立替を請求するか、あるひは引受手形を全額支拂の上、銀行との關係を絶ち顧客を對手に適策を講ずるか、あるひは銀行に請求して販賣器具の取戻しを行ふことができるのである。そして此の法律上の手續きに依る場合には、銀行は販賣人にたいし實費のみを請求するのである。

小商業手形引受機關の活動範圍

モーリス・プランに依る小賣商業の引受は、各銀行で行ふことは任意とされてをるのであつて、大抵は手廣く有利に行つてゐる。一九二二年においては、一〇二の銀行の中、五十六行はこれをなすやうに準備されてゐた。しかしその後の數字的狀態は不明である。

この組織は元來家庭用具や勞力節約装置や電機装置およびこれに類似した設備をするために計畫されたものではあるけれども、現在においては凡ゆるものにまで適用されてゐる。しかし割引



料の率や手續方法等は銀行所在地の事情に依つて異つてゐるのである。今もつとも普通な方法のべてみれば大體つぎのとほりである。

或る商店が、信用確實にして取引振りが眞面目であるとの評判をもち、しかして取扱商品が經濟的必需品であるばあいには、その地方のモーリス式銀行は該商店と契約を締結して商品を現金拂ひと殆んど同價格で販賣せしめ、しかも買入れ人にたいし賦拂の特權を許容する。この契約は大體つぎの要領でもつて行はれるのである。

- 一、銀行はある限度を定めて、その商店に信用附與の約束をなし、その條件を契約書に詳細記入する。
- 二、商店が賦拂ひを許容せんとする顧客は、モーリス銀行で定めた標準以上の人物で、しかして相當の収入力ある人でなければならない。
- 三、買入れ人は、買ひ入れ當初に一割の現金支拂ひを行ひ、残額に對しては商店より振出す所の手形を引受け、あるひは約束手形を交附する。手形の期限は、三ヶ月、六ヶ月、九ヶ月または十二ヶ月とする。

四、買入れ人は引受手形金額に相當するモーリス式賦拂ひ投資證券を引受け、銀行に直接賦拂ひすることを約束する。此の投資證券は、銀行で引受手形の見返り擔保とされる。

五、買入れ人は、買入れ物品にたいし抵當權すなはち條件附賣買であることを承認する。

六、買入れ人は引受手形の割引料および買ひ受け器具の火災保險料を負擔する。

七、商店は引受手形に裏書きの上、モーリス銀行で割引をうけ現金を受領する。

八、投資證券の拂込が完了せるときは、引受手形の代金に充てられる。

月賦販賣にたいする批難が、主として此のモーリス・プランの活動における、これらの點に關してなされてゐるものであることは確かである。だが、全體としての組織の批判は、此の點をも含めて後述するであらう。

保證貸付 以上において述べた所の小賣商業手形引受に類似せるものとしては、やはりモーリス式銀行であるデンバーの第一勸業銀行の保證貸付がある。この貸付は、實質的な商業施設を助成するために企畫せられたものであつて、徐々に、しかし確實に返済することを要するものである。貸付方法はどういふのであるかといふと、まづ銀行は、會社あるひは數個の會社に對

して負つてゐる負債額およびこれが正規の利息額を加へた金額を貸付けるのである。そして一個乃至數個の店舖を抵當として取り、割賦返済をさせるのである。

これが成績をみるに、今日までのところでは此のモーリス・プラン金融とほとんど大差ない。

セントルイス産業金融會社

モーリス式金融方法をより具體的に詳細に説明するためには、モーリス式會社を検討する途が一番の捷徑であらうと思はれる。

第六番目に創立されたモーリス式會社すなはちセントルイスにおける産業金融會社は、一九一三年二十萬弗の資本金をもつてその年の一月二日に開業するにいたつた。開業第一日の狀況を、當時の或る雜誌から引用してみれば次のとおりである。『開業第一日のコル・デイ・パットラーズ庶民銀行として知られてゐるセントルイス産業金融會社の成績をみるに、貸出しは少しも行はれなかつた。しかし借入申込者がなかつたわけではなく、借入に對する準備が不足してゐるものばか

りであつたために。すなはち數百名の借入申込人は、せまい會社の受附へおしかけては來た。そして彼等はすらくと借り受けられるものと思つてゐた。だが彼等は失望しなければならなかつた。何故ならば、彼等は借入に對して何等の準備もしてゐなかつたのであるからである。

借入希望者にたいしては嚴重な人物検査が行はれた。借入申込書を提出したものは約五百名にのぼつた。セントルイス産業金融會社の親銀行であるアメリカ協同會社の監査役、ヴァーヂニア州ノーフォークのフェア・ファクス・シー・クリスチャン氏は、これらの申込人の七割五分以上のものが、借入準備をして再び申込むであらうといつた。會社の實行委員は即日會合して申込書の調査をした筈である。そして貸付人の選定は會社の重役に依つて主として電話でもつて爲されたのである。

調査に依れば、五百人の借入申込者の中約六割は、百弗乃至二百弗の借入人であり、三割五分は五十弗、一割二分が二十五弗、三分が五百弗であるといふ。借入申込者の大多數は、從來高利貸の毒牙に陥つてゐるものばかりで、この借入れに依つて、その毒牙からのがれんと思つてゐる者なのである。

第二日目の貸付状態は、どうであるかといふと、口數六十五、金額五千四百弗の貸付が承認された。第一回の貸付は一月五日に行はれた、九日間における成績をみると、その貸出金額は一萬五千弗に達した。かくの如く營業成績はすこぶる良好であつたので、會社は二週間にして事務所新築の運びとなつた。

産業信託貯蓄會社と産業金融會社の連絡 産業金融會社は、ミズリー州の信託會社である産業信託貯蓄會社と密接な連絡をとつてゐる。産業金融會社株式の大部分は、一般にはあまり賣り出さずに、この産業信託貯蓄會社が所有してゐる。そして産業金融會社に依つてなされた貸付の債權は、すぐと産業信託貯蓄會社に譲渡される。だが貸付金の返済は此の貸付會社を通じてなされるのであるが多少の例外のあるのも亦怪しむに足りない。この信託會社は一般貯金および定期貯金も取り扱つてゐるのである。これら二つの會社は、その事務所を同一建築物内においてはゐるけれども、信託貯蓄會社は、金融會社支店勤定には何等の關係も持たず、産業金融會社も、ミズリー州の州令が支店銀行を禁じてゐるので信託貯蓄會社の仕事は何事に依らず行つてはゐない。たゞ支店は、借入申込書の受附所であり、貸付金の支拂場所であるにすぎないのである。

産業金融會社は、東部セントルイスに一個の支店を有つてゐる。セントルイスにおける支店はこれを加へて四ヶである。しかし二支店は郊外にあるのである。南部、西部、北部にそれ／＼一ヶ所づゝあるものであり、最後の下町にある支店は、ビー・ナーセント・プラザース・ドライブグッズ・カンムバニイ經營の大百貨店の中におかれてゐる。この支店は最初小賣商業手形引受事務を取扱ふために設立されたのである。しかし、のちになつて賦拂ひ手形を取扱ふにいたつたのである。これらの手形は、据置拂ひで、モーリス式方法でもつて此のデパートから商品を購入することのできるやうになつておるものなのである。そして此の支店においても他の支店と同様に、借入人のための申込所であり、拂渡し所なのである。だがこれら支店からの申込の可否も本社において決定せられることは勿論の事である。

セントルイスにおける産業金融會社

此の産業金融會社が、その業務を開始したときには、セントルイスには多數のローン・シャークが盛大に事業を營んでゐた。が、此の産業金融會社が活動しはじめるや、これらは著るしく減少するに至つた。そして現在においてはセントルイスには九十五の金融業を營む諸會社がありその中の割合に大なるもの三十六會社は、手形交換所に

加入してゐるのであるから、支拂ひ能力以上に借受けをしてゐる者があれば直ちにそれはこれらの諸會社に知れてしまふのである。此の交換所の所長は、産業金融會社の社長であるアーサー・ホー・プラムヤー氏が就任してゐる。

不幸にもローン・シャークからの借金で困つてゐる人から助力を求められた場合には何時でも産業金融會社は、法定の利息と元金を支拂へば金を貸付けてやり、そして高利な借金から彼等を解放してやるのである。

産業金融會社の金融方法

この産業金融會社から資金の融通を受けんとするものは、まづ同會社の本支店から借入申込書と借入希望金額にたいする約束手形を受ける。そして之の約束手形は同一金額の賦拂投資證券が添附されてゐるものでなければならぬ。申込書には申込人欄と二名の保證人欄とがあり貸出しの参考となる色々の事項を記入せねばならぬ。

保證人は資金の返済には連帶責任を有することは云ふまでもない。申込書の記入を終れば借入れ人および保證人は約束手形に記名捺印して、申込書と共に金融會社に提出するのである。會社では申込書を受ければ借入希望者に面談して、色々の質問をして人物試験を行ひ、借入希望者は

眞面目な人物であるか否か、またその貸出しが果して先方に利益をもたらすか否かの判断を決定する。何故なれば、すべてのモーリス式貸出しは、善良なる目的に使用されねばならないからである。

借入申込者とその裏書人の信用調査

金融會社では借入れ申込人との會見が終れば、申込人と保證人との信用調査に着手するのである。この信用調査は對手方が大抵は二百弗内外の貸出しを要求する無産者である限り、大商人を相手に大金額の貸付を行ふ商業銀行と同じ調子には行かないことも亦、當然のことといはなければならぬ。商業信用の場合には或ひは信用調査機關を通じ、あるひは信用録、考課状等を照合し信用状態に就いて大體の見當はつくのであるが、小額金融にはかかる便宜は望まれぬ、全く他の方面によつて信用調査の材料を獲得しなければならぬ。信用調査の一段として借入れ申込書には借入れ人及び保證人の境遇内情に關し相當突きこんだ幾多の質問がある。中でも最つとも重要視すべきことは貸金がいかなる方面に使用されるかといふことである。この點が確實に判明すれば、貸金の諾否決定に極めて大切な資料となるのである。

産業金融會社は提出された申込書の記入事項について事實相違なきや、いなやを調査し、貸出金額の範圍を決定する。又借入れ人が他に債務を有するときは債權者に照會して様子を尋ねる。借入れ人の金錢収入力はモーリス式にて借入金額の返済をなすに足る額以上に若干の餘裕をのこす程度であらねばならない、でないといふ借入れ人の身上に少しの突發事件が生ずればたゞちに行きづまつてくる。さらにまた大切なことは借入れ人の人物が良好であるか否かといふことである。この點については銀行は一點もうたがひのないまでに十分調査をすゝめる必要がある。人物の良否は、貸し出しの決定につき其の人の収入力以上に大切なる要素としなければならぬ。

銀行は、借入れ申込人の信用調査に満足な結果を得れば、同様の調査を二名の保證人について行ひ、借入れ人が支拂不能のばあひには、責任を負擔する能力があるかどうかといふことを確かめる。しかして其の結果が良好であれば貸付けを承諾するのである。信用の調査を終り、貸金の諾否を決定するまでに通常一日から三日間を必要とするのである。モーリス銀行では借入申込人の信用不良と決定したばあひには、たとへその保證人が一流人物であるにもせよ、一應保證人にその旨を通告し、それでもなほ貸出しを懇請するときにかぎり、貸出しを承諾する規則がある。

かくすることは銀行家の尊ぶべき大切な義務であるのである。

貸付許可

モーリス式貸付金額は、一口最低十五弗より一萬弗位までに達し、期限は多くの場合一ケ年で、三ヶ月の如き短期のものはいたつて少い、割引料は一千五百弗までの貸付に對しては年八分、それ以上の金額になれば年七分である。三百弗以下の貸付には少額の手數料を徴収するが、それ以上の金額は無手数料で取り扱ふ。擔保貸付けは割引料が年六歩であつて、手数料は徴收されない。しかし手数料を徴收されないときは、割引料が高くなり、手数料があれば割引料が低下するのであるから、手数料の有るかどうかといふことは實質上にはあまり問題にならないのである。

貸付金の返済は、借入れ人の収入の都合によつて、週拂ひ、半ヶ月拂ひ、月拂ひ等に定められ、拂込済金額はかねて借入れ人に交付してある通帳に記入される。此の拂込金は前にのべたやうに投資證券への賦拂金であつて、その證券は手形の擔保となつてゐる。手形金額は一定不變で、支拂期限は通常日附後五十二週後でなければ到達しない。しかし、たゞ投資證券への拂込が怠納となれる場合のみ、手形の支拂期限が即刻到來するのである。

百弗以上の貸付であつて満期日前に拂ひこみの完了したものは、その残留期間にたいし年六分の割合をもつて利子の拂ひもどしをするのである。

借入れ人は産業金融會社と契約を締結して、若し萬一借入れ人の中途死亡の場合には投資證券の賦拂未済高を支拂完了せるものとみなすことをすることもできるのである。かうしておけば、借入れ人の相続人、保證人等は未拂債務から迷惑をうける心配もないのである。しかし此の取消條項は千五百弗以上の金額、または借入れ人が六十歳以上のときには適用されない。そして此の取消しも證書面に表はれてゐるときのほかは行はれないのである。モーリス・プランに依る生命保險は、ミズリー州においてはその營業許可がないので、金融會社自體がその損失補填をなさなければならぬ。しかしこれは會社にとつてはさして多額のものではないのである。

償還方法については、若しほかに、その方法があればそれに依つて貸付金を返済してもかまはない。また賦拂ひ投資證券を五分利附拂込済證券と引きかへることもできるのである。そして此の證券も、場合や時間に無關係に如何なる人にも賣ることが出来る。證券の裏をみると以上のべたことは産業信託貯蓄會社の義務であると記されてゐる。産業金融會社が、銀行として貯金を

うけることのできないといふのは、この貯金に關する一切の業務は信託會社が營んでゐるからである。

貯金勘定 割賦の拂込貯金は、一般銀行におけると同様な方法をもつて、信託會社によつて取り扱はれてゐる。そして此の貯金にも一般どほりの預金通帳が用ひられてゐる。利息は四分、半年毎に計算される。だが、正當の豫告なしに預金を引き出した場合には、利息は附けないこととなつてゐる。

モリス・プランの著るしい特徴は引き出しの際にもつとも明らかとなる。預金引き出しの際には三十日前に書面をもつて豫め通知すること、および拂出し金額は前月の正味預入金額を超過しない額であるといふことが通帳には記されてゐる。上述のごとく預金の引き出し額は制限されてはゐるけれども、預金引き出しの要求があれば、支拂ひはするのである。この點からみれば、モリス・プラン機關は、實際的金融機關であることが知れるのである。そして此の預金引き出しの制限があるため、その自由さを失ふやうではあるけれども、安全といふ點は、ますます増加するのである。

怠納割賦拂ひ金の處分 小資金融銀行にとつて必要な問題は債務の不履行に關する問題である。借入れ人や保證人の大多數は、無産者であるが故に、財産の差押へなどは殆んど不可能である。であるからモリス銀行が延滞拂込金の回収のために支出する費用は、相當多額にのぼつて居つて全營業費の約一割位に達する所もある。そして其の回収方法も別に一定の標準はなく各行共にそれ／＼勝手な方法を採用してゐる。

セントルイス産業金融會社では賦拂金の怠納に對しては、その金額が二弗以上のときは一割、二弗以下のときは五セントの罰金を課す規則がある。しかして怠納が三日以上にわたる時は借入れ人に通知し、十日以上にわたつた時は保證人に通知する。それでもなほ効力がなければ追求的に督促狀を發送し、なほ不拂なれば法律手段に訴へるのである。無論借入れ人の事情は場合／＼により、よく調査し最上の方策をとつてゐる。法律手段に訴へることはかへつて惡結果をもたらす時もあるし、また支拂期限の延長を承諾するのが當然必要な場合もあり得る。期限延長のときは、ふるい約束手形と投資證券とは取り消しにして、残額にたいし新たに一ケ年の期限で賦拂ひを開始すれば、借入れ人の負擔が軽減せられ、拂込が容易になる。セントルイス産業金融會

社では回収不能に属する損失が一割より二分五厘までであるといふ事實は、同會社の息納金取扱係が如何に事務に巧妙であるかを物語るものである。

罰金制度は多くのモーリス銀行で採用するところであるが、ある銀行においてはこの方法は却つて支拂ひを怠慢に導く原因をなすものとして排除してゐる。

モーリス・プラン貸付に對する資本家團體の態度　モーリス銀行は、サラリーマン、労働者その他の勤勞階級を對手に貴重なる仕事を遂行してゐるのであるが、今日では雇主側でもその仕事に賛意を表し協力する者ができて來た、といふのは雇主もまたモーリス式銀行より利益を受けることができるからである。

國內多數の雇主は使用人間に何かの方法をもつて組合を組織し、彼等の間に金融の便をはかる必要をみとめてきた。これは雇主が自分等のために使用人にたいする責任認識の一端であるが、殊にかゝる機關の缺除せる社會にては何とか適當な方法を講じ、使用人を保護するのは今の社會正義でもある。しかしながら、かうした貸金制度を雇主側で設立するとすれば、其所に米國労働者の嫌忌する温情主義が混入する傾きがある。貸金といふことと慈善とは別物であると信ずる米

國労働者は、かゝる恩惠的の貸金制度には好意を持たない。しかしモーリス銀行の如き第三者の經營せる金融機關には、かゝる弊はないのである。事實においてモーリス銀行は、社内に貸金制度をもつてゐる會社の従業員にさへも多數に貸しつけを行つてゐる。そのわけは社内の制度は貸金高に制限があるといふばかりでなく、使用人が自尊獨立の觀念よりして雇主より借金をするのを好まないからなのである。

例へばシカゴにおける澤山の資本家は、從來、組織的なる資金は持つてはゐなかつたけれども、彼等の使用人に直接の貸付を行つてゐたのであるが、これらの日々の貸付金は、すでにまたモーリス銀行へ譲渡してゐる。それは會社で、これらの貸付金をするときは、その割賦金納入の延滞を請求するにしても單に營利的にばかり事業をすゝめることができないからである。又更に多くの資本家は個人的の財政基礎を條件としてモーリス銀行に金融を求めてゐる。即ち手形の裏書や保證をして銀行に之れを譲渡して居る。これは銀行の手で處理すればテキハキ進行するからである。

また他の多くの團體の中には、會社の中などでモーリス・プランを廣告してゐるものもある。そして團體自身もモーリス銀行の顧客となつてゐるものも少なくない。そして希望者があればモーリス

ス銀行へ取りついでやる。ある大會社のごときは従業員がモーリス銀行に借金に出かける時間を節約するために、社員に命じてモーリス資金申込書および拂込事務を代理させてゐるものもある。これは單に會社の従業員の便宜のためにするものであつて、貸付の諾否はモーリス銀行で全部決定し、これが最終のものとなるのである。それがためにこの會社では成績すこぶる良く、上級職員が従業員の借入のための保證人となつてゐるものも少くないのである。

モーリス・プラン投資に対する資本家の評價 ニューヨークの或る大機械會社では、モ

ーリス・プランに多大の關心を寄せ、社長は古參の従業員が住宅を有つためにモーリス資金を借り入れんとするときには、その保證人となつて呉れるのである。またこの會社は従業員に貯蓄を奨励し毎週の賃金の一割を貯金せしめ、モーリス・プラン投資證券を买入れる資金に充當せしめてゐるのである。この貯金に對する唯一の制限は勞働者は少くとも一年以上會社に居なければ、此の貯金の引き出しを行ふことができないといふことになつて居る。これがため勞働者は他の工場へかはる者も尠ない。しかし之れが爲め勤勉や能率の増進に對しての賞與や配當もなしでゐるのではない。しかも此の方法を採用する事に依つて將來は職工が各自家屋の所有を確保することができ

るやうに取り計つてゐるのである。

またある大きな自動車會社では、販賣人の手数料支拂に際して現金を支拂ふ代りにモーリス・プラン投資證券を交付する習慣のものがある。これは現金よりもこの方が安全であり、しかも五分の利子は附されてをり、價格の變動もよく何時でも現金に代へられる便利があるからである。そして一年の終りには、ボーナスや、手當以上の價值をもつて販賣人に交付される。それゆゑに販賣人は、これを以つて無益なるものを買入れたり又は不節約な奢侈に消費される金ではなく一種の投資だと考へてゐるのである。

モーリス・プラン第二抵當貸 セントルイスの産業金融會社に依つて最近新しくこゝろみ

られたことは第二抵當といふことである。しかしこれは今日までのところあまり發展してはゐない。しかしモーリス銀行のうちでセントルイスの産業金融會社の外にこの種の業務を廣く行つてゐるものもある。その一つとしてシカゴのモーリス銀行がある。以下同銀行の營業方法について述べることにする。

第二抵當の手数料徴收方法などについても標準はない。又此の方法に對する過去における批難

が今も絶滅してゐるわけでもない。しかしある銀行では貸付金の中に含まれてゐる危険を除くために従來の營業方法を或る點まで改正するに至つたのである。

シカゴ・モーリス銀行は、家屋所有者にたいしてのみ此の第二抵當貸付をなしてゐる。そして又三棟までは一戸のものを見做して居る。アパートメントや、商業上の不動産、機械等の抵當貸付はしない。そしてその家屋の平家とか二階とかいふことには無關係に、家屋の所有者にたいしては第二抵當貸付を行ふのである。

民 衆 銀 行

第二抵當の期間は三年以内である。だがこゝにのみがすことのできないのは第一抵當の期限以上には、第二抵當貸付を行ふことのできないといふ條件である。貸付金額は五百弗以上いくらまでも貸し出すのである。少額のモーリス・プラン貸付は、借受人にとつて非常に便利である。しかし第一抵當第二抵當双方の貸付金額を合計したものは、抵當物件の評價々格の七割五分を超過してはならないとせられてゐる。

利息は年六分、手数料は年四分の割合をもつて手形額面高から天引きされる。又利息は二年ならば七分、三年ならば一割である。これはシカゴの銀行の貸出條件である。

また第二抵當貸付金には、利息以外に毎月その二分あてを返済させて行く方法もある。そして貸付金が、貸付期限中に滞りなく返済された場合には、また月賦返済が滞りなく完済された場合には、割戻しがある。シカゴモーリス銀行が此の種の有利な便利な方法をもつて第二抵當貸付を行つてゐるのは、一つには、ジュリアス・ローゼン・ワルド氏の力が尠なからず與つてゐる、といふのは、氏は第二抵當貸付のみに使用しうる基金を別に支配人に保管せしめてゐるからである。もし有利にして便利な方法をもつて家屋所有者のために第二抵當貸付が行ひ得るならば行つてほしいといふのがローゼン・ワルド氏の銀行政策としての考へである。第二抵當業務を行つてゐる他の銀行の傾向も、シカゴ銀行の低利率に對抗せんとする傾向がみとめられるといふことである。

要するに此の第二抵當貸付業務も、モーリス銀行業務中において、將來主要なる部分を占めるに至るであらうとみられる。

モーリス式銀行組織に關する法規

本書中においては「**會社**」あるひは「**銀行**」なる言葉が無差別に使用してある。しかしある特別の會社に比較してみれば、其の營業が銀行であるからその用ひ方の正當であることが了解される。即ちモーリス・プラン銀行が、或るときは銀行とみられ或る時は會社としてみられるのは、畢竟それが設立されてゐる州の法律に依るものなのである。此のモーリス・プランに依る銀行業務は、米國の三十一州およびコロンビアのある一部とに行はれてゐる。しかしこれらの州の全部のものを引用することは不可能であるから州法規の例として二三州の法規を簡単に記述するにとどめておく。

モーリス・プラン銀行を支配する州法規

ミ、ヅ、リ、イ、カ、リ、ホ、ル、ニ、ヤ、フ、ロ、リ、ダ、ロ、イ、ド、島、
におけるすべての庶民銀行あるひは金融會社は、銀行以外は、一般の會社法規の下に設立されてゐる。だからしてその名稱に「銀行」なる名前を使用することは許されてゐない。即ちモーリス

銀行の投資證券は他のモーリス・プラン銀行において同様に販賣されておつて、これは投資證券と呼ばれるべきものであつて他の州立または國立銀行の預金と同様の扱ひを受けるものではない。

イ、リ、ノ、イ、ス、州、においては、モーリス・プラン銀行は州立銀行と同様に見做され、其の權利も等しく、同州における他の銀行と同様な法規に依つて取りしまられてゐる。

又吾人が既にのべたやうに、ニ、ユ、ー、ヨ、ー、ク、州、においては、特別な法規の下に於いて設立され取締りをうけてゐる。設立は投資會社に關係ある銀行法第七條に依つて許可されてゐる。そして此の一方、銀行局の監督の下におかれてゐるのであるが、これらの銀行は「銀行」と呼ばれることを禁じられてゐる。

マ、サ、ツ、セ、ツ、州、においては、モーリス・プラン銀行は、三百弗以下の小額金融法規に依つて取締りをうけてゐる。しかし國家は、三百弗を超過せる貸付に關しては何んの裁判權をもつてゐない。一般の商法によつて取締られ、これらは銀行でなく「會社」と呼ばれてゐる。

コ、ロ、ン、ビ、ア、州、のワシントン地方のモーリス・プラン銀行は、同地方の貯蓄銀行法の下に設立されてゐる。

コネクティカット州においては、モーリス・プラン銀行のために特別に設定されたる庶民銀行條令の下に取締られてゐる。この條令では、「銀行」なる稱號を使用することが許されてゐる。しかし銀行は、貯蓄銀行とか或ひは貯金を受けるとかいふやうな廣告をすることを禁じてゐる。これらの銀行は州銀行委員の裁判權の下におかれてゐる。そして時々銀行検査官に依つて検査される。オハイオ州においては、銀行や信託會社にも及ぶ取締法規第七百十條から百八十條の下に特殊事業銀行として取締りをうけてゐる。すなはち次のとおりである。「モーリス銀行は特別な事業を行ふべく組織されまた營業を行つてゐるものである。そして此の種のすべての銀行は、その借入れ人と特殊な契約をする。すなはち借入れ人の任意に、もしくは定期的無條件に貸付けをなさず、借入れ人の性格と、所得能力との保證があり、法定利率に依る利息を控除し、借入れ人の融通手形の裏書き人の性格や所得能力を調査し此の貸付が行はれたときには、貸付の期間中貸付金額に達するまで週賦拂ひに依る貯金をなすことを要求して此の貸付を行ふのである。そしてこれらの金融が一般の高利貸的のものでないといふこともまたあきらかなことである。特別事業を営む銀行は、すべての貯金にたいして貯蓄銀行と同様の保證準備金を必要とする。しかし貯金は一覽な

ならびに定期拂ひではなく、借入れ人は貸付をしてもらふことにたいして割賦的な預金さへすればいゝのである。』

コロラド州やミシガン州や北カロリナ州においては所謂庶民銀行法と考へられてる特別法がある。モーリス銀行およびこれに類似した會社はこれに依つて設立され、營業權を獲得し、監督せられてゐる。

北カロリナ州の庶民銀行條令 北カロリナにおいては庶民銀行業者は著るしい發展をなし、てゐる。これは要するところ此の州はアメリカにおける重要な産業州であり、特にタバコや綿製品においてはマセツセツ州に次ぐ盛大さであることに原因がある。また部分的には此の州の人々の性格にも依存してゐるのである。此の州の人々の収入は割合に少く、また信用附與を乞ふ際にもその額はわづかである。同州における庶民銀行は今や三十三行に達し、その中の十一行はモーリス式銀行であり、十行はフッド組織の庶民銀行である。

北カロリナ州の庶民銀行條令は、同州におけるすべての庶民銀行を合同委員の統制下におくことを規定してゐる。検査は同州の銀行課に依つて行はれ株主は他の州におけると同様に二重の責

任を負擔しなければならぬ。

庶民銀行が營業を開始することのできる制限はつぎのとほりである。

人 口	資 本 金
一五、〇〇〇以下	二五、〇〇〇弗
一五、〇〇〇以上	五〇、〇〇〇弗
二五、〇〇〇以下	一〇〇、〇〇〇弗
二五、〇〇〇以上	

庶 民 銀 行

庶民銀行は、すべて一ケ年以内の期限の貸付けをなさなければならぬ。しかし不動産擔保に依つてなされた貸付けは、例外として二ケ年以内の貸付けが許されてゐる。如何なる人、法人および會社と雖も庶民銀行の實際拂込資本および剩餘金の一割以上の貸付けをうけることはできない。

庶民銀行による貸付けの返済は、非常に小額づゝであるからして特殊の記帳法と人件費とを必要とする。これがために、庶民銀行條令は貸付金にたいして手数料を徵收することをみとめてゐる。すなはち手数料は、五十弗およびその端數毎に一弗を徵收し、二百五十弗を超過せるときは、二百五十弗毎におよびその端數毎に一弗を徵收するのである。そしてもし貸付けが不動産を擔保

として行はれた場合には、右のほかに尙ほ五弗の手數料が徵收せられる。

上に引用せるコロラドおよびミシガン兩州の庶民銀行條令は、北カロリナの條令と殆んど大差はないのである。

モーリス・プランの統計的研究

現在アメリカ合衆國においては、一〇六のモーリス・プラン制度に依る銀行があり、これらの銀行は二十八の支店をもつて、一二〇の都市およびコロンビヤの地方を含めて三十二州にわたつて營業をなしてゐる。

次に示す表は、營業開始日時資本金高および剩餘積立金ならびに一九二五年十二月末における未配當金高を示してゐる。従つてこれらの銀行の位地もあきらかとなることとおもはれる。

一九二六年一月一日から十二月三十一日までの間におけるこれらの銀行の平均合計資本は、一千五百七十六萬七千四十七弗で、一九二一年の一千二百六十一萬弗に比して著るしく増加したこ

所 在 地	設立年月日	拂込済資本	配利 當餘 利金 益及 金未
スタムホード	一九二七、三、一五	七五、〇〇〇	一七、八一〇
ウオターベリ	一九二五、八、二四	一〇〇、〇〇〇	四二、五六六
テラウエア州	一九二六、五、二九	一〇〇、〇〇〇	二六、三五二
コロンビヤ州の地方	一九二二、七、一〇	二〇〇、〇〇〇	六九、三六〇
ワシントン	一九二六、二、二三	五〇、〇〇〇	五、二五〇
フロリダ州	一九二七、六、五	五〇、〇〇〇	一七、六九七
ホートマイヤース	一九二六、二、一	五〇、〇〇〇	五、二五〇
ヂヤックソンビル	一九二九、七、二三	二五〇、〇〇〇	三三、〇三二
レークランド	一九二六、二、一	一〇〇、〇〇〇	一九、二八
ミリア	一九二五、一、二九	九七、〇〇〇	一三、二八八
セントペタースブルグ	一九二六、三、一	五〇、〇〇〇	五、九五〇
サラ	一九二七、五、一七	一五〇、〇〇〇	八八、三六一
タム	一九二五、六、二五	六八、三〇〇	七、二六八
西バームビー			
チヨーチア州			

アメリカに於けるモーリスブラン銀行表

所 在 地	設立年月日	拂込済資本	配利 當餘 利金 益及 金未
アラバマ州	一九二六、二、七	一〇〇、〇〇〇 ^弗	二八、七〇三 ^弗
カリフォルニア州	一九二七、九、一	五〇〇、〇〇〇	七九、四二五
ロスアンゼルス	一九二六、五、一五	二〇九、〇〇〇	四二、一六二
サンフランシスコ(事務所)	一九二七、二、五	三七、五〇〇	三一、〇〇〇
ストットクトン	一九二三、五、一四	一七五、〇〇〇	九、五八六
コロラド州	一九二八、一、二	五〇、〇〇〇	一七、五二五
コネクティカット州	一九二五、四、九	一五〇、〇〇〇	七二、六七〇
アンソニア	一九二五、三、二	一五〇、〇〇〇	七二、〇七五
ブリッチポート	一九二八、一、二	二〇、〇〇〇	二、一七七
ハートホード	一九二四、二、三〇	二〇、九〇〇	一〇、六二八
ミドルタウソン			
ニューハヴン			

ケ ン タ ツ キ 州	ル イ シ ヤ ナ 州	マ ニ ユ ー オ ル レ ア ン	マ イ ネ 州	メ リ ー ラ ン ド 州	マ サ ツ セ ツ ツ 州	ア ト ル ボ ロ	ボ ス ト ン	ブ ロ ツ ク ト ン	セ ル シ ー	ホ ー リ バ ー	ハ バ ー ヒ ル	ホ ー ル ヨ ー ク
一九七、六、八	一九六、一、四	一九七、一、三	一九八、八、九	一九三、二、一	一九六、六、二	一九六、四、五	一九六、七、一	一九五、二、〇	一九七、二、三	一九五、二、九	一九五、二、九	一九五、二、九
五〇、〇〇〇	九八、九〇〇	二〇〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇
二四、三三四	一八、〇三九	四四、二五	二七、一四五	三三、三七三	九九、八〇〇	三九、五八〇	二〇、三七五	二〇、七五八	二九、三七〇	四四、八四九	四四、八四九	四四、八四九

カ ン サ ス 州	イ オ ワ 州	南 ベ ン 州	イ ン デ ア ナ 州	エ バ ン ス ビ ル	ホ ー ト エ ー ネ	東 セ ン ト ル イ ス	シ カ ゴ	イ リ ノ イ ス 州	サ バ ン ナ 州	ア ト ラ ン タ
一九七、四、一六	一九六、二、一四	一九六、四、三〇	一九六、二、一八	一九七、二、一六	一九七、二、一六	一九七、二、一六	一九七、二、一六	一九七、二、一六	一九七、二、一六	一九七、二、一六
六〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
二五、二二三	一一、〇〇〇	二四、四三四	一九三	四六、九六〇	九一、八七九	二七、七、六〇九	四〇、三九七	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇

ミ ソ リ ー 州	カ ン サ ス 市	セ ン ト ヂ ョ セ フ	セ ン ト ル イ ス (事 務 所 六)	ニ ュ ー ハ ン プ シ ア 州	マ ン チ エ ス タ ー	ニ ュ ー ヨ ー ク 州	ア ル バ ニ イ	ビ ン ガ ム ト ン	バ ッ ク ハ ロ ー	ニ ュ ー ヨ ー ク (事 務 所 二)	セ ネ ク ダ デ イ	シ ラ カ ス	北 カ ロ リ ナ 州	ア シ ビ ル	バ ー リ ン グ ト ン	チ ャ ー ロ ッ ト
	一九二六、一、一八	一九二六、六、六	一九二三、一、二	一九二六、四、三		一九二五、七、二九	一九二二、五、一〇	一九二六、八、一	一九二四、二、三二	一九二六、六、二〇	一九二六、三、一	一九二六、七、二七	一九二六、七、二七	一九二六、七、二七	一九二三、一〇、四	一九二七、八、四
	二五〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇		一〇〇,〇〇〇	六二,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	二五,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇
	七六,九七八	九一,〇五四	一九五,三三三	三五,五四七		一〇九,三八三	一四,一〇七	一八五,四一四	六三九,九二二	四六,八九三	九三,一九七	三二,二〇七	三二,二〇七	一七,五〇〇	三八,九四七	

ミ シ ガ ン 州	デ ト ロ イ ト (事 務 所 二)	グ ラ ン ド ・ ロ ビ ッ ツ	ミ ネ ソ タ 州	ミ ネ ア ポ リ ス	ロ ー レ ン ス	ロ ー エ ン ル	ラ イ ン	メ ル デ ン	ニ ュ ー ベ ツ ト ボ ー ド	ノ ー ウ ッ ド	ビ ッ フ イ ル ド	サ レ ム	ス プ リ ン グ フ イ ル ド	タ ウ ン ト ン	オ ー セ ス タ ー
	一九二七、七、一五	一九二八、六、二四	一九二七、二、二二	一九二七、四、二	一九二七、二、二二	一九二七、一、三	一九二七、一、二五	一九二六、七、一	一九二六、三、一	一九二七、八、二〇	一九二七、二、二	一九二七、一、三三	一九二三、五、一	一九二七、三、六	一九二五、五、二四
	五〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二八六,三〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	四五,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
	四六一,四八一	一〇三,二五二	二四,五八三	六四,八一六	六二,八七三	四五,七四〇	六七,四三七	三五,八六五	五七,六二二	七,九六九	二四,三六一	二五,六八九	二二,四三七	二二,一三八	三九,一七六

州名	設立年	資本金額	剰餘積立金
ナシビル	一九二四、八、二五	100,000	九、一五〇
テキサス	一九二八、四、一五	100,000	三八、六一五
ダラ	一九二四、一、二	四六、二〇三	四、一〇五
ホートワース	一九二八、六、一〇	100,000	四四、四六四
サンアントニオ	一九二三、七、三	150,000	四一、八一〇
バージニア州	一九二〇、三、二	100,000	五二、五七八
ニュポートニュース	一九二四、四、一	五〇,〇〇〇	二九、三八九
ノールフォーク	一九二二、七、七	三三、七〇〇	二九、七六七
ピタースバーグ	一九二七、七、二	100,000	五〇、四二三
ポーツマス			
リッチモンド(事務所五)			
西バーチニア州			
ウキーリング			

とが知られる。一九二六年の十月一日においては、これら銀行の總資産は一億五千萬弗をはるかに超過してゐる。そしてピッツバルグ、ミルワキー、ニューアーク、チャーシー市、カンサス市、

カンサス、ロチエスター、オマハ、南オマハ、ベレイヨネ、バースアンボーイ、バタートン、ペオリア、ヨンカース、セントポール、リーデング、シアトルの諸市をのぞいたアメリカの大工業都市はみな此の銀行をもつてゐる。そしてこれらの二三の都市にも設立しやうといふ企てはあつたのであるが、州の法規の缺陷のために實行されなかつたのである。また此のほかいろいろの理由も、そのことを不可能にはしたのであるけれども、尙ほ將來モーリス・プランの發展のためには、好都合な機会があると思はれる。

銀行の大小如何は、營業と密接なる關係のある資本金額および剰餘積立金に依つて判断してはしいと思ふ。

モーリス・プラン制度の發達及び分布 次に示す第三表は、モーリス・プラン銀行の毎年の創立數および、増加した數を加へた合計數を示すものである。しかし屢々此の組織から他の組織へと變更し、あるひは整理されて消滅したものもあるが、これらに關する詳細な信用するに足る統計はないのである。しかしこれらの組織の變更乃至消滅に依つて、一セントにても損失を蒙つたものはないといふことは確かな事實である。

第三表 モーリス銀行の發展

年次	創立銀行數	計	年次	創立銀行數	計
一九一〇	一	一	一九一九	〇	九
一九一一	一	二	一九二〇	〇	九
一九一二	三	五	一九二一	二	九
一九一三	七	一二	一九二二	一	九
一九一四	四	一六	一九二三	三	九
一九一五	五	二一	一九二四	四	九
一九一六	六	二七	一九二五	五	九
一九一七	七	三三	一九二六	六	九
一九一八	八	四一	一九二七	七	一〇六
計	八	九	計	〇	一〇六

現存してゐるモーリス・プラン銀行一〇六行の中、五十七行、すなはち約半分以上は南大西洋岸およびニューイングランド州に設立されてゐる。そして一〇六行の中の八十七行は米國中産業が發展をしてゐるミシシッピ河の東にある。またマサチューセツツ州には十七のモーリス式銀行があ

る。次に多いのは北カロリナの十行、オワイオ州およびフロリダの各九行、コネクトカット州の七行、ニューヨークの六行、インディアナ州の五行である。

モーリス式銀行の一行も設立されてゐない州は、バーモント、ニュージャージー、キスコンシン、北ダコタ、南ダコタ、ネブラスカ、ミシシッピ、アーカンサス、モンタナ、イダホ、ヨージンダ、ニューメキシコ、アリゾナ、ウタ、ネバダ、ワシントンおよびオレゴンの諸州である。何故にこれらの諸州にモーリス・プラン銀行が組織されないかといふことは産業の發達程度に依つて説明することができるであらう。ニュージャージー州や、キスコンシン州や、ネブラスカ州や、ワシントン州やペンシルバニア州(たつた一行あるにはあるけれども)は何故發達がおくれてゐるかといふことは、皮相な理由に依るものではない。すでにのべた如く、或る場合においては州の法規が幾分の妨害をなしてゐることもみとめられる。

モーリス・プランの最初に發達したのは、南大西洋沿岸の諸州であつた。一九一五年においてもつともその數の多かつたのはニューイングランドであつたが、一九二六年までに設立された十一行の中、七行はフロリダ州においてあり、産業の發展からその數も第一位となるに至つた。か

くして南アトランチック諸州は行數三十をもつて第一位となり、ニューイングランドは二十七行をもつて第二位、その他の東北中央部諸州は、その行數十七をかぞへるにすぎなかつた。

第五聯邦準備銀行区内におけるモーリス・プランの目ざましい發達のために、リッチモンドにおいてもモーリス・プラン銀行が組織され營業を開始した。これは地方銀行としてばかりでなく、他の地域のモーリス・プラン銀行に對する地域銀行としてあつた。この地域的組合に加入してゐる銀行は、銀行同志が互ひに協同することに依つてまたその便利の多いことに依つてすばらしい發展の跡をみせてゐる。(第四表参照のこと)

モーリス・プラン銀行の活動 次ぎの第四表に依つてモーリス・プラン銀行の貸付状態は知悉せられることと思ふ。一九二六年の終りには、モーリス銀行の公衆への貸付額は、六千二百萬弗の多きに達した。

一九二六年におけるセントルイスの産業金融會社の貸付額は、口數三萬五千金額七百二十六萬弗に達した。そして創立以來十四年間の貸付口數は十八萬九千六百十二件其の金額は三千九百九十四萬八千五百五十二弗に達したのである

第四表 モーリス銀行貸付額増加表

年次	銀行數	年度内の貸付高		年度末に於ける總貸付高		一口の貸付高	一九一五年度を標準とせる貸付率
		口數	金額	口數	金額		
一九一〇	一	三三	四、〇〇〇	三三	四、〇〇〇	一三九・三三	
一九一一	二						
一九一二	五						
一九一三	三三						
一九一四	一六						
一九一五	二七	四六、七七	五、九〇八、四四七	五四、九四	六、七七六、七七	二六・三四	100
一九一六	五五	一〇四、四八七	一三、九九二、七四三	一〇一、七四一	一三、六八五、二四	一三三・九三	106
一九一七	八三	一八二、六〇〇	二六、二四三、五九四	二〇六、三三八	二六、六七七、九五七	一四三・七一	104
一九一八	九二	三二七、一六〇	三五、〇七八、五五六	三八八、八四八	三五、九二二、五五一	一五四・四三	114
一九一九	九二	三三三、七七	五四、六六〇、四三三	六二六、〇〇八	八八、〇〇〇、一〇七	一五四・四三	113
一九二〇	九二	三三八、九八七	六九、三六六、四六八	九二九、七三三	一四二、六六〇、五三〇	一七四・一七	118
一九二一	九三	三三五、六一四	七〇、八八七、三五	一、二五八、七三	二二二、〇二六、九九八	二二〇・八五	117
一九二二	九四	三七七、七四五	八一、三三三、二五〇	一、五八四、三三六	二八二、九一四、三三	二二七・七〇	117
				一、九六二、〇八一	三六四、一七七、五七九	二二五・二三	116

一九二六	一九二五	一九二四	一九二三
一〇六	九九	九五	九四
六三五、〇〇〇	五九二、一〇〇	五一〇、五〇〇	四八三、八〇〇
一六六、〇二八、〇五	一四一、三五七、一七一	一二三、一三四、九五	一〇四、五〇〇、〇〇〇
四、一八三、四八一	三、五四八、四八一	二、九五六、三八一	二、四四五、八八一
八九九、一九八、三四〇	七三三、一六九、七三五	五九〇、八二二、五六四	四六八、六七七、七〇〇
二五、一九七	二三八、七四	二二九、二五	二六、〇〇
一九九	一八九	一八九	一七二

總計においてこれを超過するモーリス銀行はニューヨークおよびデトロイトの二行あるにすぎない。

モーリス銀行は、開始以來人員にして四百十八萬三千四百八十一人、金額にして八億九千九百十九萬八千三百四十弗を貸付けてゐる。

そして表に依つてあきらかであるやうに、貸付口数および貸付金額ともに、一度の例外を除けば、例外なく増加して來てゐる。沈滞期すなはち一九二一年には、口数は減少を示したが、それでも平均一口金額においては増加を示してゐる。

一九一八年までのモーリス・プランの進歩の多くは、新會社の創立に依存してゐる。そのとき以後少數の銀行は創立されるにはされたけれども、營業の擴大の大部分は既設銀行の營業の發展に

依るものなのである。

モーリス・プラン貸付の平均額 次の表に依れば、モーリス・プラン貸付金の平均額は漸次上昇してゐることが知れる。しかして同時期の卸賣物價水準と比較してみると、平均貸付額が、一九二一年までは一九一五年のときよりも差が甚しく低くなつてをり、それ以後は、大きくなつてゐることも知られる。

第五表中に示されたグラフは、米國勞働調査局の統計に依つたものであつて、一九一五年を基準として米國の平均物價とモーリス・プラン平均貸付額とを比較したものである。一九一五年は、信用することのできる貸付額の統計が出來た年であつて、すべての場合の基準とされることができると思ふ。

他の事情にして等しかつたなれば、モーリス・プランの平均貸付額は、卸賣物價の平均額と共に移動する傾向を有してゐる。右の表によつてかうした傾向は觀察しうると同時に、上述せることを保證する著るしい變化もあるのである。

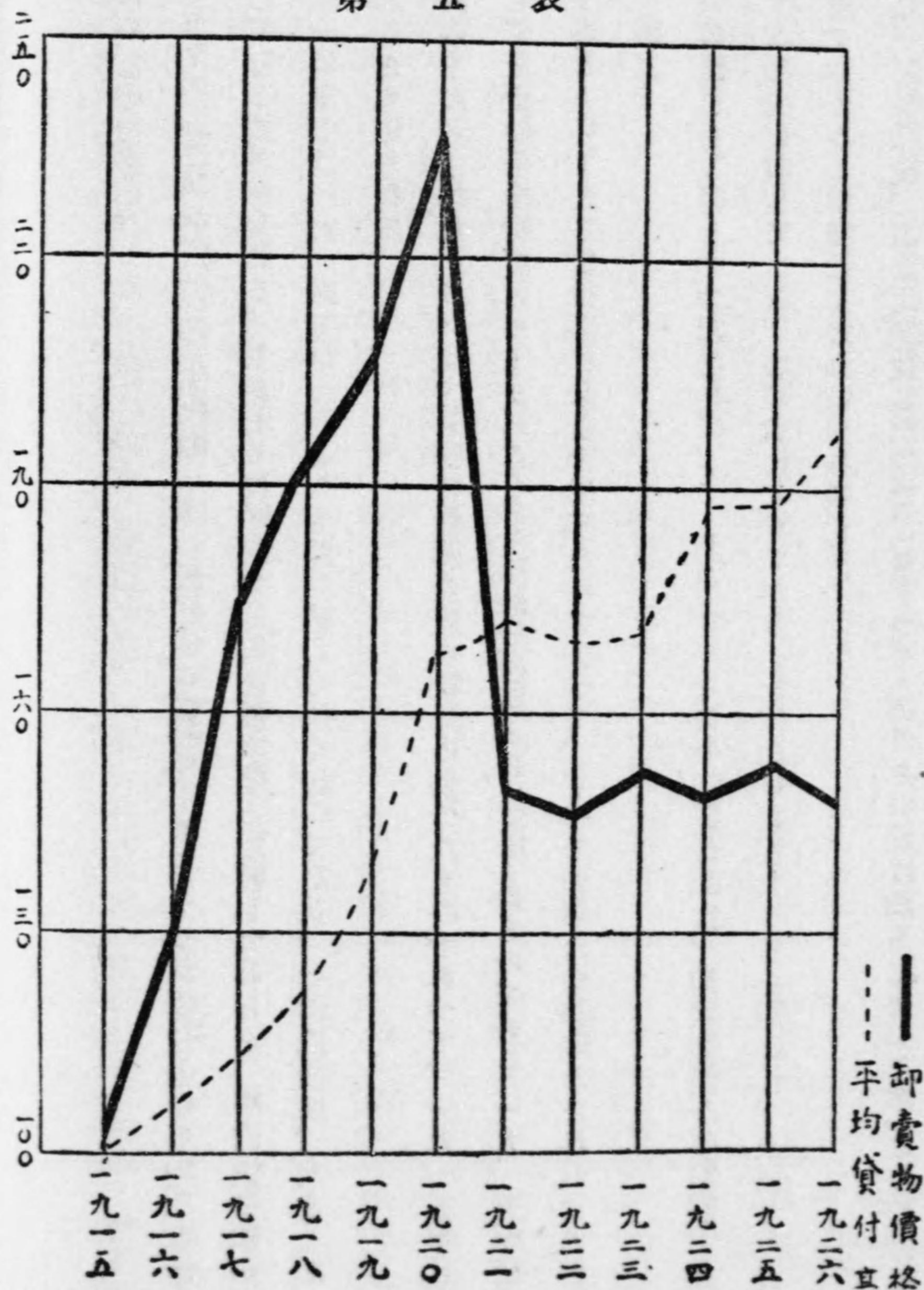
一九一五年以後、物價は騰貴したので、モーリス・プランの貸付額も上昇したが、この傾向は物

価格が、最高點に達した一九二〇年まで繼續した。一九一五年から一九二〇年の間は、物價と比較して平均貸付額は、一九一五年のそれよりも、いつもその差は大であつた。しかし一九二〇年にいたつて物價は七割一分も下落したのでモリス銀行の貸付額も前に比して著しい増加はみられない。

これを説明するには、當時各銀行間に貸付の最小限度を引き下げる傾向のあつたことをもつて足りるであらう。そしてこのことがサツとすんだならば、減少傾向はもつと甚しくなつたであらうとおもはれる。しかしこれに對する本當の理由は、銀行の信用制限の結果らしい。銀行家は借入人の必要とする信用を辛うじて満足させることに依つて借入れ人の信用膨張を制止したのである。前のグラフからみても銀行が、此の時期において信用の膨張をさせることを制止したといふことが推察される。また事實においても銀行家は、借入人の要求を充分には満足させなかつたのである。又銀行自身も餘計な借入を刺激するやうなことはしなかつた。

一九二一年に至つて平均貸付に依る購買力は始めて一九一五年におけるよりも大となつた。一九二一年の恐慌において平均貸付額が物價の激しい下落にもかかわらず止まつたのは、借入れ人

第 五 表



の希望する貸付額を、その必要最少限度に止めた賢明さに依るのである。一九二一年から一九二三年に至るまでの間は、平均貸付高は物價水準よりは高い水準にあるとはいひながらも、必然的に著るしい変化があつたのである。そしてこのときまで自由に行つて來た小賣商業手形引受の制度は、この著るしい相對的變動にたいして大なる役割をつとめたとも云ひ得るのである。何故かといへば貸付金額は、物價水準と非常に密接な關係があるからである。

物價水準は、上向的傾向を示し、一九二一年以來變動しつゞけた平均貸付水準も、一九二四年および一九二六年に著るしく増加してゐる。一九一五年から一九二〇年までの間は、窮迫せる下層階級民を救済せんとすることから、物價水準に比較して貸付の平均額は減少し、これと同時に、一九二二年から一九二六年までの間には大商業をなす上流階級民に貸付けんとする傾向が顯著となつたことを觀取することができる。これは一九二一年には普通の銀行から上流階級民にたいする貸付が嚴格となつたのでモーリス銀行に救助を求めたことに依るのである。かうした原因からして一口の貸付金額は増加するに至つたのである。かくして好景氣が來てもこれらの大商人達はモーリス・プランに依存しやうとした。此のほか一口の貸付金額を増加させるに與つて力あつた第

二の原因は、五百弗以下の貸付に對しては第二抵當貸付を行はなかつたことにも依るのである。また小實業家に依るモーリス・プランの利用の増加も、この結果を生むに與つて力があつたのである。かくして現在におけるやうなモーリス・プランの發展となつたのである。

モーリス・プランの平均貸付高は二百五十二弗であることから見れば、これらの借受人の年收は一千五百弗から二千弗位であるといふことが知られる。何故なれば、これらの年收の中から此の二百五十弗を貯蓄せねばならないものであるからである。

モーリス・プラン投資證券の平均額　モーリス・プラン投資證券の平均額に關する統計は信用するに足らない。一九一四年十二月一日から一九二〇年一月一日までの五ヶ年間に於けるニューヨーク・モーリス・プラン銀行の投資證券の平均額は、百七十七弗五十九仙であつた。しかし今日においては其の額はもう少し多いであらうと想像される。小額投資證券に依る借入れ人は、あきらかにこれを有利に利用してゐる。そして此のモーリス・プランの理解のすゝむと同時に、此の形式は將來ますます利用される數が多くなるであらうと思はれる。

モーリス・プラン貸付の解剖　モーリス・プランに依る金融は次のとき有益なる目的の

貸付金額	口	數	百分率	金額	百分率
五二五 百十 五		一九、八三三	五四%	二、九七四、八三三・四〇	二六%
四三三 百五		一〇、二九八	二九%	三、六〇六、三三〇・〇〇	三二%
千九百		五、三八七	一四%	三、三三三、〇〇〇・〇〇	二九%
千九百		七三三		八四二、九三〇・〇〇	七%
千九百		二七		一九、五〇〇・〇〇	二%
千九百		七二		一四、〇〇〇・〇〇	一%
千九百		三	三%	九、〇〇〇・〇〇	
千九百		四		一三、〇〇〇・〇〇	
千九百		一〇		二〇、〇〇〇・〇〇	四%
千九百		三		一九、〇〇〇・〇〇	
合計		四、一四〇	100%	一、一四四、一四四・〇〇	100%

第六表 デトロイト・モーリス銀行貸付内容

ためにのみなされるのである。すなはち、借入れ人の生活能力を増進させるとき、借入れ人の環境を好轉し得るとき、家族のための出費なるとき、病氣その他の突然の不幸より来る出費のとき、あるひは所得能力を増進させることのできるときにおいてのみ適當とみとめられて貸付けられる。換言すれば、モーリス・プランは「家族をくつろがする仕事」すなはち家族に喜びを與へると考へられるものに對して貸付をなすのだと言つてゐる。

逆境に沈滞してゐた人にとつてモーリス・プランが如何に恩惠深い役割をなしたかといふことについての話は澤山ある。これらのことは、經濟方面への關心をもつてゐる人にとつてモーリス・プランが看過さるべきものでないことを語つてゐるものである。しかし大部分の人達は、これらの話をたんなる面白い興味を引く話として看過してゐる。しかして、モーリス・プランを理解せんとするための捷徑として、統計はもつともその好適例である。

つぎの表は、一九二六年のデトロイトのモーリス式庶民銀行の貸付に關する統計である。

紐育モリス銀行の貸付金額別統計(自一九一九年)

貸付金額別	口		金	
	数	額	数	額
五 十 弗 以 下	三六、九七	一、七五三、二八・〇〇	二〇、三六	三、六八四、三四・九八
五 十 一 弗 以 上	五四、二四	一、〇〇四、九七・〇〇	二、五五	二、二五四、九一・五〇
一 百 一 弗 以 上	二八、七八	四、九四一、五八・〇〇	二、五五	二、二五四、九一・五〇
一 百 一 十 弗 以 上	八、六七	二、四六九、九四七・〇〇	三、六八	三、六八四、三四・九八
一 百 一 十 五 弗 以 上	五、〇六	二、四六九、九四七・〇〇	二、五五	二、二五四、九一・五〇
一 百 一 十 五 弗 以 上	二、五七	三、六八四、三四・九八	二、五五	二、二五四、九一・五〇
合 計	一三六、三九五	二〇、三六	二〇、三六	三、六八四、三四・九八

右にのべた二つの統計に依つて、その調査時期は相違してはゐるけれども、モリス銀行の貸付金額の状況は充分に知ることができると思ふ。そして右の統計に依つて知りうるやうに、五百弗以下の貸付が、口数においても金額においても多く、また一番よく利用されてゐることが知れるのである。

回収不能に依る損失

デトロイトのモリス銀行の成績表の中、貸付口数は四十三萬六千七百四十九、貸付金額は六千四百八十八萬九千八百二十五弗四十二仙の中には、回収不能に依る損失は切り捨てられてゐるのである。しかしこの銀行の九ヶ年の營業中、回収不能に依る損失は、口数にして千二百六十一、金額にして十二萬六千八百六十弗九十六仙であることは特に注意すべきことである。この金額は貸付總額の五百分の一よりもなほ少い。しかもこれらの中、三萬八千二百二十一弗すなはち三十三パーセントは後になつて回収されてゐる。これらは全く賞讃に充分價する好成绩といはねばならない。そして此のことはデトロイトモリス銀行にかぎつたことではなく、すべてのモリス銀行はその損失率は非常に少いのである。しかし一様に同率であるわけはなく、各銀行の貸付額の相違に依つてこの率もそれ〴〵多少の相違はあるのである。

借入れ申込者の取扱ひ

モリス銀行において借入の申込があつた場合、これを如何に處分するかといふことは、つぎの表に依つてあきらかにされるとおもふ。この表はデンバーの第一モリス庶民銀行の最近五ヶ年間に於ける借入申込者の處分を示してゐるものである。

第七表 デンバー第一庶民銀行五ヶ年間に於ける申込者取扱表

年次	折り合はざるもの		還附されたもの		許可されたもの	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額
一九二二	六、六四六	一、二六二、七五〇	三、九〇〇	七三九、二四八	二、七〇〇	五二〇、六五三
一九二二	七、七四四	一、四八三、〇〇八	五、〇九〇	一、二一九、〇二四	三、七〇三	八二二、一八四
一九二二	八、四三七	一、六四七、一六六	五、九八九	一、一八九、四五一	四、三〇五	八二八、五〇三
一九二二	八、三二一	一、五六四、二二四	六、八〇九	一、二三九、〇九八	四、九五三	九二〇、二〇七
一九二二	五、一六四	一、二五、二七	一、三三三・九七六	一、三〇三、九七六	四、七五三	九〇三、九七〇
一九二二	二、七〇四	五〇四、六四三	一、一〇六	二二一、〇五二	四六	二一、八九九
一九二二	三、七二六	七〇八、一三三	一、三三七	二八九、八二九	七〇	二四、〇二七
一九二二	四、一九二	八三〇、二〇〇	一、六三三	三三四、七八二	一五二	三三、三三〇
一九二二	四、九〇三	九三二、三〇三	一、六二五	三七二、六二六	三三	四六、一六五
一九二二	五、一六四	一、二五、二七	一、五三九	三三四、二四六	三三〇	七五、七九九

デンバー銀行の最近五ヶ年の状況は次のとおりである。

年次	保証並に貸付に引受業手形	不動産擔保貸付	その他	合計
一九二二	五〇四、六四三	八七、五八二	—	五九二、二二五
一九二二	六八五、二三八	三三、九〇八	—	九六四、九八八
一九二二	八〇三、〇四五	二七、一五六	—	一、〇〇七、四八六
一九二二	八四七、八四四	六四、四五六	—	一、〇四四、二九二
一九二二	八八、九二二	六〇、四七七	一七九、〇〇〇	一、一五五、二七七

右に記した表は、單に一銀行に關するものである。これら異つた様式に依る貸付の關係は他のモーリス銀行においては、有効の場合もあり、さうでない場合もあるといふことを記憶しておかねばならない。

モーリス・プラン借入れ人に関する統計 つぎの統計は、ニューヨーク・モーリス銀行の

最初の六ヶ月八ヶ月間の借入れに するものである。又そのつぎの詳細なる表は、他の銀行には此のまゝあてはまらないかもしれない。これらの表は、今日の状態からみれば少々古いものではあ

借入れ人の職業	借入れ人の職業	
	六ヶ月目	八ヶ月目
保 險 料	12	19
親 戚 へ の 補 助 費	62	29
立 退 費	1	1
書 局 員 記	27	30
郵 便 局 員	24	37
州 役 所 員	17	3
市 役 所 員	17	3
郡 役 所 員	19	3
巡 査 夫	14	34
郵 便 局 外 吏	9	21
官 公 吏	14	34
中 小 商 人 及 其 雇 人	34	10
印 刷 業 者	28	19
店 員	23	11
家 政 婦 及 記 帖 係 員	1	11
工 場 支 配 人	1	10
別な方法に依る職業	23	10
合衆國政府關係者	1	10
會 社 重 役	100	100
辯 護 士	5	5
秘 書 及 速 記 者	5	5
職 工 長	5	5
裁 縫 師	5	5
高 等 官	5	5
技 術 師	5	5
藝 術 家	5	5
電 報 並 郵 便 配 達 夫	5	5
教 師	5	5
醫 師	5	5
著 述 家	5	5
雜 家	5	5
別な方法に依る職業	5	5
合衆國政府關係者	5	5

るけれども、現在までに發展した銀行の初期のものとして多少参考になるであらうと思はれる。
第八表 ニューヨーク・モーリス銀行の借入れ人に對する調査結果表

借入れ人の種別	借入れ人の種別	
	六ヶ月目	八ヶ月目
男	2,333	3,677
女	1,133	1,997
一週の平均収入高	25.83弗	25.00弗
既 婚 者	1,833	2,777
未 婚 者	600	1,033
扶養者なき者	9	24
子供ある者	3,933	2,299
多數の子供ある者	3,933	5,849
扶養者ある者	2,601	2,601
不動産ある者	399	499
借入れの目的	六ヶ月目	八ヶ月目
高利貸への返済	173	233
抵當借受の返済	73	23
小雑費の滞納完済	670	942
病氣および出産	409	713
葬 祭 費	59	107
結 婚 費	16	30
家計の整理	25	33
家計費の増加	113	192
住 宅 購 入	3	26
交 際 費	3	7
教 育 費	5	7
商 賣 開 始	5	7
事業擴張費	37	46
抵當借受利息	37	46
諸 税	4	6
家 賃	4	6

ニューヨーク郡関係者	三	建築設計者	四
ニューヨーク州関係者	三	農産物取扱業者	三
商業者	三九	特種事業	三
工業者	三三	不動産所有者	三
新聞社関係者	三三	汽船會社	二
出版業者	二四	レストラント	二
保険業者	二八	文具商	二
諸會社関係者	二五	石油會社	二
鐵道従業員	二四	倉庫業者	二
公共團體關係者	六	醫師	二
裁縫師	四	無職	二
電信電話従業員	四	その他	三

これらのモーリス銀行の借入れ人に對する職業別の統計は、他の銀行にも大體あてはまるものであるかもしれない。しかし注意すべき事はニューヨーク、およびワシントンを除いての他の諸州においては官公吏の数は、非常に少ないといふことを知つておかなければならない。デトロイト

のモーリス銀行は一九二六年の報告によれば四百種以上にわたる職業に従事してゐる人々に貸付けをなしたと述べてゐる。これに依つても知ることができるやうに、モーリス銀行の借入れ人は非常に多くの方面に及んでゐるのである。

ニューヨークのモーリス銀行創立以來五ヶ年間に於ける貸付の、使用目的を記してみるとつぎのとほりである。

- 自動車購入資金並に營業開始または擴張するため 一五、〇九六
- 高利貸、質屋、動産擔保借受の返済資金として 一九、一一〇
- 家具、家屋修繕、税金、家賃、保険料、戦時公債、教育費、移轉費等 三九、〇九七
- 交際費として 一一、八五一

右に述べたことおよび第八表からして、此のモーリス資金の借入れ人は、主として事業の開始あるひは營業の擴張、利益増加のための資金、または必要なる消費資金として使用してゐることが知られる。しかししたゞ疑問とすべきは、個人に貸付けられた金が、はたして生産的資金として使用されたかどうかといふことである。

これを一般的にいふならば、モーリス銀行は經濟能力のある眞面目なる人には誰れにでも、年

齡とか階級とかには無關係に、眞面目なる目的のために必要であるか否かを調査しただけで金の貸付を行ふのである。

つぎの統計は、一九二六年デトロイトのモーリス銀行の調査に依る、すこぶる興味ある借入れ人の國籍別に關する報告である。

白色アメリカ人	二四、八四〇	ルーマニヤ人	一七八
黒色アメリカ人	七六九	アルメニヤ人	一二三
カナダ人	二、八〇三	スエーデン人	一一七
ポーランド人	一、二二八	デンマルク人	一〇七
ロシア人	一、一四七	スラブ人	一〇三
イギリス人	一、〇五四	シリア人	九八
イタリア人	六九〇	ギリシヤ人	八三
スコットランド人	四九六	オランダ人	四九
ドイツ人	四六七	フランス人	四六
ハンガリア人	三一二	フィンランド人	四二
アイルランド人	二五〇	ノールウェー人	四〇
オーストラリア人	二〇五	トルコ人	三七

ウエールズ人	三四	スペイン人	三
マルタ人	三〇	アフリカ人	二
ベルギー人	二五	ニューファンドランド人	二
スキズ人	二一	ハワイ人	一
ブルガリア人	一二	エチプト人	一
ガレーシヤ人	九	日本人	一
オーストラリア土人	七	計	三五、四五九

つぎに、アメリカ・モーリス銀行協會の發表せる統計を示さう。

課目	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五
拂込済資本金	一五、三六	一五、三六	一五、五〇	一五、一七
剩餘金及び未配當金	四、一四三	四、一四三	五、六四三	六、八七五
投資證券貸付金	三三七、一八一	三三七、一八一	四五〇、五三六	五五九、〇五七
總資産	六六三、三三三	六六三、三三三	七六六、五三七	九〇三、三二七
總貸付金	一、二六、八三三	一、二六、八三三	一、二九、三〇七	一、四四、四一〇
總支出名	六三、〇八七	六三、〇八七	七三、八七四	八五、一四七
純益	二七、〇五八	二七、〇五八	三〇、六五三	三二、〇一四
配當金	九、四三四	九、四三四	一〇、二〇八	一〇、五三四
貸付一非に對する手数料	五、五一	五、五一	五、六八	五、九〇
同純益	二、四〇	二、四〇	二、三五	二、一五
同拂込済資本金に對する純益	一七、八九%	一七、八九%	一九、九七%	二〇、三八%
同株の帳簿上の評價	六、二三	六、二三	六、六五	六、九二
(準備株は含まず)	一、二七	一、二七	一、三六	一、四三

第十表 モーリス銀行平均狀況

モーリス銀行數	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六
拂込済資本金	一三、九二、八三五	一四、二七、五三五	一四、九三、一〇三	一五、七七、〇四六
剩餘金及未配當金	三、七八、〇七五	五、〇八、八〇一	六、三三、七七八	七、七三、〇九五
投資證券貸付高	三、〇〇、六八九	四、八九、八二〇	五、九七、六四四	
總資産	五八、二六四、八二〇	七二、二八八、〇三五	八八、五五、二七	
總貸付金	一〇三、六六七、六八六	一二三、一三四、九八五	一四一、三五七、一七一	一六六、〇二八、六〇五
總支出名	五、五八七、八三七	六、七九六、四一〇	八、三四四、三九二	
純益	二、四八九、三七一	二、八五〇、七四〇	三、〇三九、三八四	
配當金	八八六、九九〇	九五九、五二三	一、〇三三、三七八	

(註、一九二六年度の分は庶民金融會社の年報に依る)

第九表 モーリス銀行に關する統計

つぎの統計は、資本金に依るグループ組織及び各グループの一行平均状況を示してゐるものである。

第十一表 一九二五年十二月三十一日現在に於けるグループの平均

銀行 拂込 資本金 剩餘金及び未配當金 投資 證券 債券 貸付	グループ			
	グループ(一) 自一〇、〇〇〇、〇〇〇 至一〇、〇〇〇、〇〇〇	グループ(二) 自一五〇、〇〇〇、〇〇〇 至三五〇、〇〇〇、〇〇〇	グループ(三) 一〇〇、〇〇〇	グループ(四) 七五、〇〇〇 以下
銀 行 數	七	二六	三二	三四
拂込資本金	六七八、五七一	二〇三、八二七	一〇〇、〇〇〇	五二、〇六九
剩餘金及び未配當金	三〇九、八六八	七八、八二一	四三、七八八	二二、〇〇五
投資證券	四、一七六、三三三	四四四、三五一	三〇、七九二	二八、一〇二
債券	五、七四六、六四七	八九二、二〇三	五三六、六三一	二四三、三二七
貸付	八、八五一、六一五	一、四四三、一六三	八八五、三七九	四四、三二八
總 資 本	五三六、八四一	八二、八二四	五二、三四六	二五、二二三
總 支 出	一七九、八六五	三三、二二八	一九、三七二	九、二九八
純 益	五〇、〇〇〇	一二、五六〇	七、四六八	三、六五六
配當	六・〇六%	五・六七%	五・八〇%	五・九四%
一弗の貸付に對する費用	二・〇三%	二・〇三%	二・二五%	二・一九%

拂込資本にたいする純益 拂込資本にたいする配當 株の帳簿上の評價	モリス・プラン			
	二〇・五〇%	一六・三〇%	一九・四一%	一七・九七%
七・三七%	六・一六%	七・四八%	七・〇二%	
一四六	一三九	一四四	一四四	

モリス・プランの批判

モリス・プラン庶民銀行が、新しい思想にたいする批評家達の批評を無事に通過してしまつたといふことは、いかにこの銀行が社會に有効なものであるかといふことを證據だててゐるものである。若し此の銀行に缺點があり、價値のすくないものならば、すぐ社會から見はなされてしまつたであらう。またこの庶民銀行が、實際上價値あるものであるといふことが、證明されなかつたならば、いかなる階級に屬する人々も、時間と資力とを傾注して毎年／＼この組織を後援することもなかつたであらうとおもはれる。

どんないゝ思想でも、その初期においては、社會からあらゆる批難をうけねばならないのであ

るが、この組織はこの期間においても、他のすべての無価値なるものを打破するに却つて役立つてゐるのである。凡そ、すべての新思想新組織が、初期のあいだに有効であることが示されたならば、其の後に於いて始めて後援者を得ることとなり、その組織は茲に社會において必須のものであるといふことが決定されるのである。

これらのことからみると、此のモーリス・プランが、如何に、理論的にも又社會的にも成長し繁榮し得る價值をもつてゐたかといふことがわかる。そしてモーリス・プランは創設以來既に今日までに十七年の歳月を経てゐるといふことが第一に、右の成功すべきものなることをしめしてくれてゐると思ふ。そしてこの十七ヶ年といふあいだ、試験され、批評され、議論の中心となつてきてゐるのである。そしてすべての點は、その反對者であると支持者であるとは無關係に検討されつくされてゐるのである。そしてまた、この組織の効用がないといふことが發見されたならば、つまり効用が缺點におとるものであつたならば、この組織はよほど以前に、既に其の無力なことが證明されたであらうとおもはれる。

然るにモーリス・プランが積極的に成功してゐるといふことと、堅實なる發展をなしてゐるとい

ふことは、世人の經濟的必要を満足してゐることをこの上もなく證明してゐるものである。

銀行機構中においてモーリス・プランは必要な地位を占めてゐるか モーリス式會

社機關は、われ／＼が商業銀行や貯蓄銀行から期待することのできないほどの有益な事業をなすかどうかといふことは、疑問であると論難する人がある。しかし中小産階級専門の金融機關が今日以上に發達する餘地は、現在においても早や餘地がないとはいへない。しかし、われ／＼が今日特にその必要を痛感するのは金融機關の多少ではなくして、いますこし同情心をもち常識にのみ、低利をもつて金融の便をはかつてくれる金融機關が必要だと云ふことである。吾人はモーリス式銀行こそ、かゝる必要をみたすものではあるまいかとおもはれるのである。

モーリス式銀行が發生して以來、すでに十七年、年とともに業務の發展をみた事實は今日の社會が、かゝる機關の存在價值を充分みとめるといふ、もつともいふ證查である。モーリス式銀行がいかに社會に貢獻したかは、この銀行が資金をいかに多くの人々に貸しつけたかによつても知ることができるのである。試みに一九二六年の貸付人數をみると其の人員は六十三萬五千人の多きにたつしてゐるのであるが、この數字は、モーリス銀行數が國內を通じ、やうやく百十九

行である事実とかがへあはせてみれば、相當發展してゐることが知れるであらうと思はれる。しかもこのひややかな數字の背後には六十三萬五千人の人情物語がともなつてゐる事を考へねばならない。

これらの人たちには、モーリス銀行は、必要な金をかしてくれた良友であつた。彼等のなかの或る者は高利貸しに、ひどい目にあはされてゐた人もあつたし、又ある者は、病氣、災難、教育費等の必要かくべからざる金の工面にくるしんでゐた人間もあつた。またあまり多數ではないが、商賣に、少額資金を要する小商人もあつた。これらの人々は、恐らくはモーリス銀行にあらすしては、かくのごとく容易に、しかもかほどの低利で、しかもかゝる返済條件で資金の融通をうけることが出来なかつたであらう。

おそらくは、他のいかなる場合においてもテンデ資金を得られぬ者もすくなからずあつたであらう。モーリス資金貸付に關して其の裏面にひそんでゐる實話をきいただけでも、この銀行は普通銀行では、とうてい手のつけられない方面に活動してゐることが、はつきりとわかるのである。

モーリス・プランは必要の機關

モーリス式銀行には、長所はあるにはちがいないが、銀

行や信託會社のやうに社會にとつて眞實に有用なる機關であるか、それとも必要ではあるが有害物であるであらうか。この金融機關が十七年間も存続し、幾百萬の人間をひきつけたのは、建設的の仕事がおこなはれるからであるか、あるひは社會がすこしばかり良質の高利貸くらゐにかんがへて寛大なる取扱ひをしたからであるのか、このことはすむぶんとくさんの人が、モーリス銀行にたいし抱く疑問である。

モーリス銀行が、借入れ申込人の窮乏につけこんで高利をむさぼるものとすれば、それは必要な有害物にひとしからう。社會は暫時はかゝる機關の存在をゆるし、事業の發展を默過するかもしれないが、最後にはその惡に勝つあるものを生み、有害物を葬る時節が到來するに相違ない。然らばモーリス銀行は、果してこの種類に屬する有害物であらうか。否、決してそうではないのである。

モーリス銀行は、多數の人たちにあれほどの援助をあたへてゐるにかゝはらず、今日でもまだ高利貸の一種であると批難してゐる人もある。この批難は、モーリス銀行が無産階級を對手に利益をあげ株主に配當をなすあいだは繼續するものとおもはれる。しかし業務の實際を取り調べて

みれば、かゝる批難の無稽なることもたゞちにあきらかとなることとおもふ。

モーリス銀行の課してゐる利息には、なんらの秘密もなければ、統計もない。規定どほりの利息を支拂へば、それで全部終了したのであつて、別の形式でもつて利息をとりあげられる心配も絶対になのである。利息は割引料が六分、手数料が二分、兩者をあわせて八分であるから、けつしてたかいたもいはれない。ときには一割の利息をとることもあるけれどもそれはいたつてまればあいのことである。多くの銀行では擔保があり、あるひは相手が確實であれば、六分の利息で満足することが多い。しかし大多數のモーリス・プランの顧客は、百弗毎に八弗または九弗を支拂ふことになるのである。

また、モーリス・プラン批評家の注意をひくところのものがある。それはなんであるかといふと借入れ人が商業銀行にいけば、六分の利息丈でなんの手数料も出さないといはれてゐる。もし借入れ人が商業銀行へ行けば、成る程さうである事が知れるであらう。しかしモーリス銀行に來る借入れ人が金融のため普通銀行へ行つて果して金融をしてくれるかどうかは疑問である。

モーリス式銀行と普通銀行との競争 非常な成功ををさめてゐるモーリス式銀行は其の

自分の營業してゐる特別な状態を調査するためにセントルイス市地方における、銀行や信託會社のすべてに、人を派して或る種の問題をたゞしたのであつた。所がその返答はこの疑問をとくに十分な結果を齎したのであつた。それは何であるかといへばモーリス・プラン銀行からの借受人の多くの者は、普通の銀行業から融通をうけることはできない人達であるといふことを信ぜしめるやうな返答であつた。

「普通銀行に於ける借受人の資金の需要に對する借入條件の質問に答へて、附屬擔保を要求するもの三十四通、顧客の裏書を要求するもの二十四通、財産目録を要求するもの十六通、借入れ人の信用を必要となすもの、そして同時に店舗をかまへてゐることを必要とするもの十四通であつた。モーリス・プランの借入れ人が、すべてこの附屬的擔保を提供し得るかいはなは疑問である。また大多數の人々が銀行の取引者に依つて裏書をしてもらふといふこともほとんどできないことであらう。また商賣をしてゐる顧客の数は、モーリス・プランの顧客の数は、資金借受人の中の小部分をしめてゐるにすぎないのであるから、財産目録を提示することもほとんどできないのである。そしてもしも借受人が普通銀行に、立派な信用をもつてゐるならば、その借受人は、モーリス・プ

ランから借りやうとはしないであらう。これによつてセントルイスのモーリス銀行からの借受人は、普通銀行から金融してもらふことのできない者のみだといふことが知られる證據なのである。しかしこのことのほかに、この證據となりうるものは、たくさんあるのである。

又普通銀行に對して「小額の貸付すなはち十五弗乃至三百弗の金融を行つて居るか」との質問にたいして、可能なりとの返信をだした銀行は、三十三通の中に僅かに三通あつた。(そしてこの返事をした銀行は、モーリス式銀行の平均の大きさよりも、小資本の田舎の銀行ではあつたけれども) しかして、四銀行は不可と答へ、他の二十六銀行は、条件つきでおこなふと回答した。これらのものは、「やつても条件つきで」とか、「やらないですまないとすれば」とか、「ときたまには」とか、「ほんのちよつと」とかいふがごとき回答であつた。であるから此の回答から考へてみて三百弗以下の金融は普通銀行から受けることはできないといつても敢へて過言ではないのである。また、「期限一ヶ年の貸付をおこない、その返済を賦拂つまり毎週いくらといふ条件で資金の貸付が實施できますか」との問にたいして、三十三行からの回答中、二十五行は「不可」といひ、わづか二行は「可なり」といつたにすぎなかつた。しかしこの二行は、ともに資本金および積立金

を合して十萬弗に達しない小銀行なのである。「一般には行つてはゐない」といふのが二行の回答であつた。然かし、このほかの二行は月々の支拂ひを行なつてゐる。残る二つの銀行は、若し元金の支拂ひが二回か三回ぐらゐで支拂つて貰へるならば、要求されたる貸付または、短期の貸付の書き換へを行なつて一年間繼續させることを述べてゐる。これに依つて見ても、賦拂ひによる一年毎の書き換への貸付けは普通の商業銀行においては望めないことである。賦拂ひ貸付のときには、人件費、帳簿費、取立費用等が、不当に多くかゝるのだといふこと、二十二行の回答中十八行までが、さう述べてゐる。そんな費用はなんでもないと云つたものは、僅かに一行であり、他の一行は、モーリス式貸付け方法は、まだ充分民衆に理解されてないと述べてゐる。そしてこれらの銀行の中のあるものでは、この貸付けの回収を良好ならしめるために、預金を奨励してゐる。そしてこれはモーリス・プランの投資證券制度と、ちよつと似通つたものなのである。

以上に述べたことからして、セントルイスのモーリス銀行からの借受け人の大部分のものは普通銀行から融資を受けることの出来ないものであるといふことが、了解されることとおもふ。たとへ借入れの申込を試みたところで、普通商業銀行では、耳にも入れないことと思ふ。そし

てまた、強いて貸付をなすべきならん原因ももつてはゐないのである。又借受人が、商業銀行にたいして借入金額に相當する貯金をしてゐないことも、また、擔保として適當なるなものをももつてゐないことも、たしかなことといひうる。しかし、たとへこの擔保のことなどを、大して意に介さないとしても、普通銀行では五十弗や三百弗くらゐの貸付けは五月蠅いこととして、寄せ付けないであらうと思はれるのである。また、たとへ貸付けをするにしても、人件費とか取立費のために法外な利息を要求するであらう。

われ／＼は以上においては、セントルイスのモーリス銀行についてのみ觀察してきたのであるが、この銀行は、普通一般の銀行からさう多くの仕事を奪はつてはゐないのである。それは次の事實で知ることができる。

即ち普通銀行が、貸出しにおいてモーリス銀行と競争してゐるか、いなにかについての質問の答へとして返送された三十三通の手紙のうち、この競争を肯定したものは四行であつた。このほか三行は、猛烈ではないが、競争的であると答へ、残りの二十六行は、「否」とこたへてゐる。又貯蓄の方面においては三十二行のうち、十七行は、モーリス・プランとなんら競争してはゐな

いといつてをり、七行は猛烈ではないが競争的地位にあるとし、残りの九行は猛烈なる競争的地位にあるといふことを表明してゐる。

しかし、セントルイス庶民銀行は、競争といふことを重大視してはゐない。まだ決定もされないう貸付けにたいして競争などといふことができるか否なかも疑はしいものであるとしてゐる。しかし、モーリス銀行による附屬擔保貸付、利率六分の貸付に對しては競争があきらかにおこなはれてゐる。そして貯蓄方面においては競争のおこなはれてゐることはあきらかなことであるけれども、これについての議論は二つにわかれてゐる。モーリス銀行の貯金利率は四分又は四分五厘であつて、もしこの組織がなかつたならば、これらの預金はみな商業銀行にむかつてなされたであらうとみられてゐる。

非常に大きい商業銀行があり、最低貸出金額もセントルイス・モーリス銀行におけるよりも多額であるニューヨークその他の都市においては、この商業銀行と、モーリス銀行との競争は、次第にその激烈さを減じて行くやうであるが、しかし、モーリス銀行と、一般銀行との大いさが、ほとんどおなじやうな都市においては、兩者の競争は、はなはだ激烈なるものがある。すなはち借入

希望者は、かくのごとき小都市においては、いろいろな種類のものから借り入れることができるけれども、大都市においては、さうはいかないことは、セントルイスのモーリス銀行についてわれ／＼がすでにみたとおりなのである。しかし、期間や貸付金の返済方法について、さうも本當の競争があるかどうかといふことは、すこぶる疑問に屬することである。

モーリス・プランの貸付利率の基礎 次にモーリス・プラン銀行の利率について考察してみよう。一般銀行において課するところの利率と、モーリス銀行が課するところの利率とを比較してみると其の関係には何も變つたことはないといふことが云ひ得るであらう。

小額貸付を試験的に行つてゐるマサツセツツ銀行においては、三百弗以下の貸付には一ヶ月三分で貸付を行つてゐるが、これは決して高い利率ではないであらう。マサツセツツ銀行の小額貸付課の課長は、最近一ヶ月三分がもつとも適當であると述べてゐる。またニューヨークの慈善組合であるラツサル・セーチ・ファンデーションは、種々調査研究の結果、一ヶ月三分五厘が合理的であることを述べてゐる。また實際において、二十二州においては、三百弗以下の小額貸付にたいし、三分五厘の統一的小額貸付利息法が通過してゐる。またハーバート大學の教授は、調査と

研究の結果、ラツサル・セーチ・ファンデーションとおなじ結論にたつたと報告してゐる。ところが、モーリス銀行における貸付は利率は六分であるといふことを理由にして、これは一種のローン・シヤークにすぎないといふものがあるとすれば、それはまことにモーリス・プラン銀行をよく知らない結果であるといふのほかはないのである。

このことは別のことではあるけれども、普通商業銀行が三百弗位の小額貸付をなすならば、またモーリス・プランがなしてゐると同様な條件、すなはち同様な返済方法、同様な擔保、同様な手續をもつて行ふとするならば、商業銀行側においても六分の利率を課すであらうとみられてゐる。こゝに一つの例がある。それは最近のことであるが、クリーブランドやオハイオの商業銀行では一千二百萬弗の貸付を十二人の人に對してなして居るのにクリーブランドのモーリス銀行では一年内に三百萬弗の貸付を二十五人の人たちにやつて居る。しかも大體においていへば、モーリス銀行は、普通商業銀行が商賣に必要とする四分の一の貸付をなすにたいしてその二倍の額を貸付けて居る。

總べてのものの本質に關していへるがごとく、數百人以上の人たちに、百萬弗が貸付けられた

ときと、同額を十人たらずの人たちに貸付けたときと、同様の小額の實費や、其他の費用や回收成績等を同一に考察することは、できないことである。

小さい需要者のために、普通商業銀行で一萬圓を貸付けるとするならば、多分三口から十口くらゐにして貸付けるであらうとおもはれる。しかしこれをモーリス式銀行では、同額の貸付金をなすために、これを三十五に分割して貸しつけるであらうと思はれる。そしてこのために、商業銀行の場合においては帳簿上の手数は、二十四五回くらゐのものであつたけれども、モーリス銀行のばあいには、四百二十回から一千七百五十回くらゐの記入がなされるのである。何故かといふに、モーリス銀行においては、殆んど、週末拂ひ、もしくは、月末拂ひであるからである。そして北カロリナや、その他の數州において、これにたいして手数料を徴收してゐることは、すでにまへに述べたとほりである。

また普通商業銀行においては、この貸付、つまり右の金額を三口か十口に分割して貸付けるとしても、借入れ人は數年來の取引先で知つてゐるとか、あるひは明瞭な財産目録を提出させることもできるのである。それ故に借入れ人の信用調査に要する費用は、いたつて少額のものである。

しかるに、モーリス銀行の貸し付けの場合においては、同額一萬弗を貸しつけるために三十五口の申込み、つまり保證人を加へると百〇五人についていち／＼これが信用調査をしなければならぬのである。そして借入申込人およびその保證人ともに、信用を調査されたことのないものが多いのである。それ故に、一般の商業銀行において、もしこの種の貸付をなすとしても二分の利率ではとうてい事業を續行してはいけないといふことが、明らかとなつてゐるのである。

商業銀行の産業資金貸付部 いまにいたるまで商業銀行が、一般の産業金融にのりだし得なかつた理由としては、多大な人件費を必要とすること、それに比して利率がひどいといふこと、危険率が多いといふこと、自行の取引先のほかはいかにして貸付つけるべきかといふことにたいしての無知であつといふこと、などのために、産業金融をおこなふことができずにゐたのである。しかしながら、最近、大都市における多くの銀行は、信用のある堅實な労働者の需要に應ずるために、**産業資金貸付部**を開設してゐる。しかし、これらの労働者は、なんらの擔保物を所有してゐないので、これらの銀行との取引においても高率であることはまぬかれることはできないのである。

ニューヨークのある労働銀行はすでに、この産業貸付課を開設し、ルイスビルにおいても一九二五年の八月一日にルイスビル国民銀行はこの産業貸付課を開設するにいたつた。この銀行は、ルイスビルにおける最古の融資會社であり、小企業家や、賃銀労働者に特別の廣告をしてゐたものであつて、「今日の小金額も明日は大金額となるものである。」といふことを此の地方民によく了解せしめるにいたつたのである。

このルイスビル銀行の庶民金融計畫は、モーリス・プランの利率六分、手数料二分といふことまでも類似してゐるのである。そしてこれはまた、當座預金の検査官の承認も得てあるのである。次に、他の商業銀行によつて、モーリス・プランに類似の計畫が採用されたとき、モーリス・プランはいかなる影響をうけるであらうか。といふことを考へてみよう。

大體において、モーリス・プランは幾分かの影響はうけるであらう。たとへば、シカゴにおける銀行は、小額貸付業者取扱ひ上について、モーリス銀行と協議し提携することを約してゐる。これは右のことを實證してゐる一つのれいである。だがこの場合、シカゴの銀行がモーリス銀行と無暗に競争をしたならば、モーリス銀行も、銀行として一般商業銀行と同様な事業を

営み、したがつて商業銀行のうける影響はますます大きなものとなるであらうと思はれるのである。しかし、モーリス銀行は、商業道德の立場から、さうしたことはさけてゐるのである。

モーリス・プランの週拂ひ返済方法の批判

モーリス銀行にたいして理解ある批判者は、モーリス銀行は、六分以上の利率を課さねば引合はないといふ者もあるやうである。だか一、百弗の貸付金にたいして、八弗も九弗もの利息をとつてはならないといつてゐる。しかしこれとてもよく理解してゐない人たちから見ただけならばまだ十分議論の餘地は、あるやうにおもはれるであらう。そしてこの種の理解のない人たちは、第一にモーリス・プランの週賦拂ひにたいして何よりも反對の意あることをのべてゐる。

しかし、もつともよくこのモーリス・プランについて研究した人たちの言によれば、モーリス・プランの最良の方法はやはり週末拂ひ、もしくは、月末拂ひといふことである。一九二六年末までに、モーリス・プランの貸付けた人数は六十三萬人の多きにたつしてゐるけれども、もしこの人々を彼等の思ふまゝに放置しておいたならば、一ケ年にモーリス・プランに支拂ふ百弗または二百弗の貯金すらも、到底できなかったであらうといふことは明らかなことである。

モーリス・プランにしてこの週末拂ひの支拂方法を採用しなかつたならば、このプランもすぐと葬りさられたことであらう。かつまた、この週末拂ひ制度および月末拂ひ制度は、モーリス・プランの利用者にたいして便利であるばかりでなく、社會の上にも多大の感化をなしてゐるともいひうるのである。そして、この場合モーリス・プランが恩惠的のものから發生してゐるかどうかといふことは問題ではないのである。モーリス・プランからの借入れ人は、毎週の支拂金のために、相當はげしい困苦とたゞかつてはゐるけれども、しかもその鬭争生活のうちに喜びを感じてゐるのである。であるから、批評家たちもモーリス・プランが、借入れ人にたいしてひとつの恩惠をほどこしてゐるといふことを否定することはできない。

モーリス銀行から百弗を借りいれんとする人は、六分の利息および手数料をさしひかれた九十二弗をうけとる。そして毎週二弗づゝ五十週間返済する。したがつて、銀行の側からみれば、一週目の終りには、二弗、二週目の終りには四弗、三週目の終りには六弗、四週目のをはりには八弗の返済をうけることとなる。かくして三十週もしくは四十週のをはりまでには、その大半を返済することとなる。それゆゑに、モーリス銀行は、この返済されたる金を他の顧客にたいして融通

することもできるのである。すなはち、ある批評家の言のごとく、同時に二重の利息をとることとなつてゐるのである。

かくのごとくして、モーリス銀行よりの借入れ人のほんとうに利用することのできる金は、五十弗だといふことができる。そしてモーリス銀行は、他の借入れ人に融通する百弗のうちに、返済されたる五十弗を融通することもできるのである。かくしてモーリス銀行は、百弗の資金をもつて、八弗の二倍十六弗の利息をうることができるのである。このことに関して實際上経験のある、實行家は種々なることを述べてゐる。

たとへば、彼はかういつてゐる。賦拂金が銀行へ納められるやいなや、すぐにこれを他の資金として融通するなどといふことは、とうてい出来るものではない。また、この多數の人たちの、しかも厄介千万な賦拂ひ制度のための人件費だけでも、相當かゝるであらう。かつて銀行が経験したクリスマス貯金の失敗は、もつともよく、このことを證明してくれるであらう。なぜならば、この貯金によつて収益をあげたものはほとんど一行すらもなかつたといつてもいゝくらいだから。そしてこれは單に、銀行の名もしらないやうな階級のものに、銀行を宣傳したといふこと

のみに終つてしまつた。

こんな種類の銀行においても、百弗の資本金をもつて、しかもそれが毎週二弗づゝ賦拂されてゐるといふ事のみをもつて、一弗五十仙の利息をうる事ができるかどうかといふことは、すこぶる疑問のことである。銀行間のはげしい競争は、銀行に對して不必要な支出を強いてゐるやうである。だから、このモーリス銀行の賦拂ひ金制度は、ますます銀行の経費を多くするばかりであつて、大なる収益の源とは考へられないのである。そしてまた、モーリス・プランにおいては、これらの貸付口のたゞ一つでもが滞納したばあいにおいては出かけていつて催促することはできないけれども、普通一般の銀行ではそれをすることはできない。そしてこのプランが實質的に収益があるならば、銀行は、普通の貯金勘定にたいしておこなふがごとく、賦拂勘定にも高率の利子を支拂はねばならないこととなるのである。

しかし、實際において、モーリス銀行では、借入れ人から返済された金をすぐに他に融通することに依つて、二重の利息をうることはほとんど不可能の事となつてゐる。貯金部をもつてゐる普通銀行におけると同様に、モーリス・プランによつてその収益をあげるといふことは、なかな

か容易のことではないのである。

モーリス・プランの利益

相當理解のある批評家は、かうもいつてゐる。手数料として徴収する二弗あるひは三弗は、あまりにも高すぎる。またクリスマス貯金部において相當の利息をつけてゐるがごとく、モーリス銀行においては、毎週の支拂ひにたいしては相當の利息をつけてやるか、あるひはまた、手数料はとらない方がいと述べてゐる。しかし、このことを解決する方法は、モーリス銀行が、それほど儲けてゐるかどうかといふことに依存してゐるのである。そして、もしもモーリス銀行が、實際において儲けがあるとすれば、右の批評は妥當であり、またさう改革すべきであらう。しかし、概括的にいへば、モーリス銀行が、あまり儲けてゐるといふことはあつてゐない。

だが、これにたいして、もつとよく解決をみせてくれるものがある。一九二五年におけるモーリス銀行の純利益金は、同銀行當局の發表するところによれば、貸付額一百弗につき二弗十五仙となつてゐる。また、ボストンの聯邦準備銀行の一九二五年の發表するところによると、ニューヨークの全國立銀行二百十六行は、平均一分六厘の利益をあげてゐるといひ、貸付金二百

萬弗以下の國立銀行は平均一分七厘から二分一厘の利益だといふことである。聯邦準備銀行の説明によると、一九二五年はこれらの銀行にとつて平常の収益をあげることのできた年であつた。

すなはち百弗の貸付金から二弗十五仙の利益をあげてゐるといふことは、各銀行利益の数字よりそれほど大きいといふほどでもないのである。そして、全貯蓄にたいする定期貯蓄の増加とともに、その利益も増加しやうとする傾向にあることも、その報告のなかにしめされてゐる。定期貯蓄は、モーリス・プランの貯蓄の大部分をしめてゐるが故に、上に述べたところからかんがへてみてもモーリス銀行の儲けは定期預金がモーリス・プラン預金の大部分を構成してゐるのであるから定期預金の率の低い國立銀行よりは、それだけ利益率が高いとみられてゐる。

ニューヨークのモーリス・プラン銀行は、毎年三萬弗以上の取扱ひをなしてゐるが、一九二五年においては、貸付け百弗につき、一弗四九仙の経費を要したと報告してゐる。しかし、モーリス銀行の大部分は、百弗につき三弗より以下の経費ではすまされないと述べられてゐる。しかも、平均の経費は三弗五十仙にちかく、あるものは、五弗八十六仙の費用を要してゐるものもあるのである。モーリス銀行はすべての業務をいとなまなくてはならない。そして、その経費を各百弗

につき、三弗から三弗五十仙の平均水準にさげるやうに努力しなければならない。だが、これだけでは、たゞ經營費をきりつめるだけの役にしかたない。それよりも、業務を擴張して、投資資本家にたいして證券を賣却して追加流動資本をうるやうにとめることが必要である。そしてこれらの資金は年五分の利息を要するであらう。この利息に、經營費をくわへても、借入れ人が支拂ふ八弗からは幾分か利益が生ずるであらう。そしてこのことは、ますます事業を擴張するに役立ち、モーリス・プランを發展せしめるためにも役立つものである。しかしその費用をきりさげることが熟練した經營法によつてのみ可能となるのである。今のところではモーリス銀行は、借入れ人にたいして、不公平な利率を課してゐるものもあるかもしれない。しかし、このモーリス・プランをして、「體裁のいゝローン・シャーク」と呼ぶものもあるけれどもこれは、中傷のほかのなにもでもないのである。

モーリス・プランは顧客に本當の幸福を與へるか さらに、もうひとつの重要な問題がかんがへられねばならない。モーリス・プランは、本當にその借入れ人にたいして幸福をあたへるものであるのだらうか。あるひはまた顧客をたゞ一時苦境におちいることから救ひあげてやるも

のなのであらうか何うか。といふことが、モーリス・プランにとつて最大の問題なのである。モーリス・プランの借入れ人の大多数のものは時代おくれの商賣に従事してゐる人たちのみである。だが、これらの商賣も、モーリス銀行と取引をすることによつて、發展して行つたであらうか。

モーリス銀行から融資を受けた人たちが、いつたいその金をどうするかといふことは、われわれがすでにみたところである。しかし借入れの場合について、もう一度述べてみるならば、第一に借入れ人は、面會を要求せられ、種々の質問に答へなければならぬ。銀行からみるならば、この事によつて、貸付金が相違なく返済されるかどうかといふことを、その面會によつてみきわめんとするものである。

モーリス銀行は、營業しつゞけてくるうちに、いろ／＼の眞理を發見するにいたつたのである。同時にそのほかにも目的のあることがだん／＼と理解されて來た。貸付けが借入れ人にとつて有利なものでなければ、モーリス・プランにとつても有利なものといふことができないといふこともまた本當のことである。そして面談によつて、借入れ人の金の使用目的を知り、借入れ人の収入

が、モーリス資金の週賦または月賦拂ひのために、大丈夫であるかないかといふことも知らんとするのである。モーリス銀行は、生活必需品のみを購入する際にのみ資金を供給することになつてゐて、贅澤品の購入資金には融資しないことになつてゐるのである。しかし一人の人にとつて贅澤品であるにしても他の人には贅澤品でないばあいのあることも、亦眞理である。そしてまたモーリス銀行は、いかに有用な品物の購入の資金であつても、その人にとつて重荷すぎるとみたるときには、この貸付けを拒絶するのである。そしてモーリス銀行は借入れ人が、借りてはならないとみられた資金は、けつして貸しつけやうとはしないのである。

しかし、今まで話したところは、モーリス銀行についての話しのやく半ばを、終つたばかりである。アメリカの國民ほど貯金を奨励しないところはおそらく世界中にあるまい。貯蓄銀行なども、たゞ貯金者に忠告する委員を設けてゐるにしかすぎない。またアメリカの家族家長は、貯金をすればいくらぐらゐできるかといふことも知らないほどノンキなのである。

ひとり、このモーリス・プランから百弗をかりたと假定してみやう。するとこの人は、毎週彼の収入のうちから二弗づゝをいやでも償還しなければならぬ。そして他の事を延期してもこの

ことだけは實行しなければならぬ。そしてこの結果は、一つの習慣をつくりだすこととなる。そして節約さへすれば、週二弗ぐらゐは貯金することのできることをさとり、この週拂ひが完了してしまつてもなほこの貯金をつゞけていくやうになるであらうとおもはれる。

モーリス銀行は、もし借受人が、やらうとするならば、貯金のできることを、過去數千人の例をもつて示めてゐるのである。そして數千人の借入れ人は、利附モーリス・プラン証券の所有者となつてゐるといふことは、何よりの證據なのである。モーリス銀行では、再び借入れ申込をする信用のあまりよくない状態の借入れ人にたいしては、非常に精密の調査をするのである。そして、信用があまりよくないとすれば、なるべくは、この貸付はしない。モーリス・プランから借り入れをしてゐる四百萬人の人々は、この精密な調査のために、収入は減少しないけれども毎週二三弗の貯金のために生活費はきりつめられてゐるのである。しかしこれにたいする細密な數字は、まだ出來てない。しかし、モーリス・プランのよき理解者は、このモーリス・プランがアメリカにおける銀行機構に重要な價值ある地位を有してゐるといふ最上の證明をなしてゐる。

賦拂ひ購入 過去二三年のあいだにおいて賦拂ひ購入についての弊害に關しては多くのこと

が書かれ、また言はれてゐる。しかし、一般生産品の生産業者や、販賣業者のあいだには、最初現金で商品を購入することのできないものゝために、最初いくらかを拂ひ、のこりを週拂ひとして拂ひ込ませやうとする販賣方法が、研究せられてきた。だが、これにたいする批評家の言はどうであるかといふと、かうすることによつて身分不相應の贅澤品を購入するやうに刺激するといつてゐる。そしてまたあまりにも、それは購入者にとつて重荷すぎるといふにある。

だが、モーリス・プランによつてこの資金を得んとする爲めには、その購入品は彼にとつてよいものであり、またけつして贅澤品でもないといふことをしめさなければならぬ。しかし現金であるならば、品物はやすく購入することができるので、モーリス銀行ではこの弊をのぞくべく努力してゐるやうである。

しかし、小賣商引受制度ないしは賦拂ひ手形制度は、ちやうど反對の効果をみせることもあるのである。このことは、顧客が商品購入のためにモーリス銀行で割引される賦拂ひ手形あるひは引受手形を商人にあたへるといふことによつてしることができるのである。手形割引のうへにおいて、商人は連帶責任をもつてゐるのであり、このことのために擴張せんとする信用を束縛せ

られることとなり、販賣人はこの信用を擴張させんとする賦拂ひ購入がなほ一層擴張されることとなるのである。しかしこの事は、銀行機能を利用して商人をすくふといふ點で、商人にとつて利益なるものであり、現金をすぐわたすといふ點においても利益なのである。このことからして彼の商品を現金賣によりちかい値段で販賣せしめることとなるのであり、この結果、賦拂ひ購入はますます増加するのである。信用が擴大されるのは商人にとつて利益であり、そしてモーリス・プランの商人にたいする寛大さは、ますますこれを擴大せんとする傾きがあるのである。

モーリス・プランの完成した事業

モーリス銀行組織を要素としてゐる庶民銀行は、疑ひもなく商業銀行によつて資金の融通を拒絶された大多数の價值ある人々に、信用を附與してゐるのである。モーリス式庶民銀行は、副産物として、重要視しすべき人道主義者をつくりだして、社會の進歩に貢献してゐるのである。

單に困窮してゐる人々に資金を融通して財政上の困苦を救済してやつたといふばかりではなく、また、それらの人々に貯金といふことを教へたばかりでなく、實に彼の生産能力が、資本的生産能力をもつてをり、善良なる性質又はその人格的の善良さは、取引の基礎とすることのでき

るものであるといふことを知らしめ、自信や、人格や、生産能力をつくりあげてやり、産業労働者を向上させてやつたのである。

モーリス銀行は、コムマーシヤル・アンド・フィナンシヤル・コロニクル、ウォールストリート・ジャーナル、ジャーナル・オブ・コムマーシヤル、ニューヨーク・タイムス、アナリスト、ユナイテッド・ステーツ・インベスター、アメリカン・バンカー、バンカース・マガジン、バンキング・ロー・ジャーナル誌や、サターデー・イヴニング・ポスト、アメリカン・マガジン、エプリーボデイス・アウトルック、インデペンデント、システム、ネーションズ・ビジネス、イース・コムパニオンやその他ニューヨーク・タイムス、ヘラルド、ワールド、アメリカン・トリビューン、グローブ、イヴニング・ポスト、ボストン・イヴニング・トランスクリプト、セントルイス・グローブ・デモクラット、ポストデイスパッチ、ロンドンスペクテーター(英國)などの賞讃の的となつてゐるのである。

モーリス・プランをいかにかんがへてゐるかといふことにたいして、セントルイス商業銀行の調査によると、二十七の返答のうち、わづか二つのみが、このプランを賞讃しなかつたのみであつ

た。

すべてのモーリス銀行の支配人についてみるならば、地方のモーリス銀行が細民の費用をもつて、その銀行の株主をのみ肥すために存在してゐるものではないといふことが明らかとなるであらうとおもはれる。なぜならば、これらの支配人は、自己の私財を投じて、この事業に寄與せんとする立派な市民のみなのである。

彼等支配人たちは、モーリス・プラン組織によつて、公平な利益をあげると同時に、銀行に助力をもとめてきた人たちの利益を増進させるためにつとめ、そしてそれによつて社會を益せんとし、實にすぐれたる人たちであるのである。

市中銀行の小額貸付開始 最近アメリカにおいては産業金融方面における、いちじるしい發展が世の中の注意を喚起した、そして同時に産業金融は金融界における議論的となり、その結果として従前よりも、より重要な地位を經濟界においても占めるにいたつたのである。

即ち最近に、アメリカ最大の銀行であるニューヨークのナショナル・シチー・バンクにおいて小額貸付課の設置を發表した。この小額貸付をおこなふ原理や、方法は、モーリス・プランによつて採

用せられ、發展せられた原理や方法と本質的には同様なものである。

かくして他の國立銀行や、州立銀行にも同様な小額貸付課が設けられるにいたつたのである。しかも、これがナショナル・シチー・バンクをこの産業金融にますます専心せしめるにいたつたのである。そして今や、われわれの近代的信用機構中に、モーリス・プランの組織が、嚴然として重要な地位をしめてゐることは、うたがふ餘地のないことなのである。

さらに、この産業金融方面における尖鋭なる競争の進展に、われわれは充分注意しなければならぬ。勿論モーリス銀行はいつはやく創立され、適當なる資本と、機を得たる統卒とによつて、モーリス・プラン組織は、特に近代の新組織に妥當するやう充分にうまく組織されてゐる。だがしかし、もしもモーリス・プランは、産業金融界における過去の成功と指導的地位とを今後もなほ保持することができるといふことを充分認識して、これを阻害するところのものを將來驅逐すべくつとめなければならぬことは勿論である。(此の一編は Herog の The Morris plan Industrial Banking の全譯である)

サヴェツト・ロシアのナロドヌキ・バンク

信用組合の發達と庶民銀行の誕生 サヴェツト・ロシアにおいては、純農業的の二つの信用組合組織がある。これはなんであるかといふと、貸付貯蓄組合と信用組合の二つである。この二つの根本的の相違は、持分の存否であつて、そのほかには區別すべき重大な點はないのである。何となれば、信用組合として両者は、ともにサヴェツトの農民の農村經濟に重大なる影響をおよぼすものであつて、その生産力を助成し、販路を擴大しこれに多額の生産用具および農耕用機械を供給してきてゐるのである。

貸付貯蓄組合の創立されたのは、一八六六年のことであり、信用組合の創設されたのはそれより三年後の一八六九年のことである。そしてこれらの組合運動は、サヴェツトの官界および一般社會の注目するところとなり、一八七一年モスクワの農會は、此の種の組合を援助するために特別の委員會を設置したのである。そして國庫も、この運動に同情して此の委員會に五千ルーブル支

出したのである。そして地方の議會もまたこれに參與して以來、かくして信用組合は、各個の地方的組合の形式をもつて、次第に普及していつたのであつた。一八七二年七月一日には、農村信用組合はその數三十六にたつした。さらに一八七二年から一八七七年にいたる五年間に、この組合は七八二増加した。だが、この後露土戰役があつたために、信用組合の發達は停頓したばかりでなく、衰退しはじめにいたつた。しかし、一八七七年から一八八三年にいたるあいだにおいて新たに興つた組合は三二九組合であり、一八八四年から一八八八年までの五年間に、八十組合増加したのである。しかし、これらの組合のうち解散するものもあり、これがため一八八八年現在において組合數は、總計三百九十五組合であつた。

かくのごとくして一時おとろへたがごとくみえた、これらの組合運動も純行政的性質のある種の壓迫がやみ、國立銀行の條令が一八九三年施れるにいたつて自動的に、あらたに勃興の傾向をあらはすにいたつたのである。そしてこれと同時に、一八九五年および一八九六年に、貯蓄および信用兩組合の模範定款が公布されるにいたり、設立手續も非常に簡便のものとなつた。

しかして、サヴェットにおける信用組合等の組合運動が、ほんとうに發展しはじめたのは、一

九〇四年および五年の革命時代であつて、この當時においては政府もまたこれらの組合運動の價値をみとめ、すゝんで農業小信用組合を扶植しはじめたのである。そしてこれと同時に、信用組合の模範定款そのものを改正するにいたり、信用組合はその定款にもとづいて預金と融資とを取りあつかふ純然たる信用組合事業のほか、組合員の生産する生産物の販賣と、農業上必要な物品や生産用器の買入れとに際し、仲介的の業務をもする權利を得たのである。そしてそれと同時に新法律では、組合聯合を組織し、これによつて大合同信用組合を組織する權利も得たのである。そしてサヴェットにおける、これらの信用組合は、その組合の組織されてゐる地方の農業の生産物につれて、多少とも事業上において特殊的な色彩をおびてゐるのである。たとへば、サヴェットの南および南東方面においては、穀産物の販賣について信用組合は、特にひろく發展してゐるのである。そして、北方および西北方においては、亞麻業、樹脂業等に力は注がれてゐるのである。

サヴェットにおける、かの革命が、各個の信用組合の地方的聯合のために、非常なる有力の役割をなしたのであるが、これについての詳しいことは不明であるが、しかし、これらの聯合の數

が、一九一三年においては十一であつたのが、一九一七年末においては、百三十六に増加したのである。

かくして各組合の合同は、着々として進んでいつたのである。そして合同事業が、ますます進展するにつれて、信用組合は必然的に中央集権的方面に向つてあるきはじめるにいたつた。そしてこの傾向の必然の結果として合同信用制度が生まれ、小地方的組合から大地方的聯合へ、そしてさらに、それは中央的組織へとすゝみ、かくしてモスクワ庶民銀行が創立されるにいたつたのである。

庶 民 銀 行

モスクワ庶民銀行の創立されたことは、サヴェットの協同組合運動上の一轉機を劃するものであつた。銀行の中央勢力のもとに、組合はその基礎をかため、發達をとげた。各協同組合はこのモスクワ銀行によつて後援され支持されたのである。

庶民銀行の業務

このサヴェットの庶民銀行、すなはちモスクワ庶民銀行の設立といふことは、創立前、久しい間、すでに論ぜられて、一八九八年モスクワで、貸付貯蓄組合および信用組合大會がひらかれたとき、この案は議決されたのであつた。そしてこの銀行が、はじめて創立さ

れたのは、一九一二年だつたのである。この銀行を、條令といふ形式的方面からみると、普通一般の株式銀行に近いものであるけれども實質上において、この銀行は創立された當初から、サヴェットの協同組合の利益と要望とを充實するための、中央信用機關であつた。

このモスクワの庶民銀行の組合的性質を有するものであることは、その株券の分配をみても明らかにこれを知ることができる。すなはち一株の金額は二百五十ルーブルであり、株数は四萬株したがつて、資本金總額は、一千萬ルーブルに達してゐた。一九一八年一月一日現在において、信用組合の所有する株券は、三萬九千三百五十三株その金額九百八十三萬八千二百五十ルーブル、たゞし總株数の六割八分五厘は、各個の組合でなく、組合聯合の所有であつた。銀行の株主は中央組合聯合の全部および地方組合聯合の過半数であつた。一九一八年六月一日新株の發行に際して、その申込は總株数の約九十二パーセントまで、組合聯合に屬するものであつた。だから銀行の株券は、個人や取引所などに分散することなしに、巨大なる組合團體がかたく所有するところであつて組合側においては當然モスクワ庶民銀行をもつて自己の組合的の信用中心と考へることができたのである。

同年の十一月一日現在のモスクワ銀行の貸借対照表をみると十二億八千三百四十二万二千ルーブルにおよび、同期の預金額は六億ルーブルを超過したのである。しかしこの銀行の此の方面の事業は主としてサヴェット協同組合の内面事情のためにのみするのであつて国際市場においては、直接の關係はもつてゐないのである。そして協同組合事業といふことからみると、モスクワ庶民銀行は、それよりもむしろ商品部にたいして深く關係をもつてゐるのである。

行 銀 民 庶

モスクワ庶民銀行商品部は、銀行が開業してから一年をへてから出來た。この商品部の營業は二つの部類にわかれてゐる。その一つは、主として農業信用組合の必要とする物品の購買であり、その第二は、主として農業諸組合の生産品販賣といふことである。商品部は、販賣營業に關しては、各種農業組合團體の仲買業者であり、主に外國市場における生産者および消費者の仲介業者となるものである。

この銀行の外國商事營業は、ハノーバー組合聯合との穀物賣捌契約締結のころみをもつて嚆矢とするものであるが、これはいろいろの事情から實現するにいたらなかつたのである。また、この銀行の實際的な企圖は、外國の市場にむけて組合生産の原料品であるものを直接に提供せん

とするものである。たとへば、ペンゼン縣下のバンジエン組合の委託をうけて鶏卵を賣りさばいたことである。またこの商品部を経て海外に賣り捌いた、第二の原料品は亞麻であつた。

かくして外國貿易の發達は、やがて在外商品委託販賣店や、支店を開設するの必要にせまられたのである。モスクワ庶民銀行の委託販賣店は、一九一六年ロンドンにはじめて設けられた。商品部は、外國における購買に關して、いろ／＼の中央組合の仲買業者となつたばかりでなく公共機關としては、地方議會の購買組合ならびに官省としては、たとへば農務省のごとき方面の委託をも引きうけたのである。

この庶民銀行の商品部の取引高は、最初數十萬ルーブルに達したのであるが、數年を経ないうちに國民的な性質を有つやうになり、ついに國際的組合運動の機關たるの性質をおびてきて、その運轉金額は、數千ルーブルの多きにおよんだのである。そして同部は、生産用具および農業必要品の買入に集中し純消費的性質の商品の買入を拒絶したのである。

庶民銀行の組織と營業狀況

モスクワ庶民銀行の商業機關であるところの商品部の特色的意義は、その多數専門部の活動によつて判斷することができる。商品部の組織は、はじめて國

際市場に活動したサヴェットの協同組合のきわめて顯著なる事業を標識するものである。

しかして、その後國際關係が發達して國內においても協同組合運動が發展するとともに、モスクワ庶民銀行の多數専門部は、銀行と分離して經濟的に各方面にわたつて有力であるところの中、央機關を組織したのである。そしてモスクワ庶民銀行自らもまた商業機構としてその機能を全うしたが、その純財政上金融上の業務を専門としたのであつた。そして、かくすることによつて、銀行はサヴェット協同組合の金融上における唯一の根本機關となつたのである。

この商品部の最大の特徴ともいふべきものは、その技術局の仕事である。この局の任務とするところは、農事用の器具、機械をつくる個人工商業者と、局とのあいだに取りむすぶ契約條項の研究をするものなどである。一九一七年中におけるこの技術局をへて組合團體に供給された物品をみると、犁が一萬四千二百三、長柄鎌が九萬五千、手鎌が二十九萬五百五十、播種機が六十、收穫機七千八百八十二、結束機が五百八十七、馬犁七千五百二、簸別機一萬一千七百九十、製繩機五十六萬四千五百十九、トラクター五千五百七十三臺であつた。しかして、翌一九一八年に技術局に註文された額は、どれくらゐであつたかといふと、右にのべた額をはるかに超過するものであつたのである。

であつたのである。

この技術部について出來たのが種子係であつた。この係は、買入や賣捌の方面にわたつてその活動を開始した。そして一九一七年に同係が供給した種子の額は、一萬八千八百噸にのぼつてゐる。そればかりではなく、この係は種子試験所を設けて、種子の撰別や撰淨も行つた。そして買入れた種子は、賣りさばかれるまでモスクワ農科學院およびモスクワ農會の種子試験所で試験をし、買入種子の良否については同所から證明をうけることとしたのである。さらに、種子の買入や、賣捌上の監督は、特別機關である「種子評議會」にまかせられた。

そしてさらに、右のほか「種子常設委員會」があつて、これは専門家と經驗家とによつて組織せられたのである。この委員會の目的とするところは、サヴェットの種子の標準をひきあげるこのために、種子の改良方法種子經濟の合理化をおこなはんとするものであつた。

さらに、一九一六年には、特種係といふものが設置されて、害蟲驅除法に必要な物品の販賣をせんとしたのである。モスクワの庶民銀行は、農務省と特殊の協議をなし、特種係を通じて外國品を提供する主要なる機關の位置にいたのである。そして同時にまた此の係は、農業上の必

要品を自給する方法を企て、それがひいては、同國における害蟲豫防に要する一物の必要品の生産をも可能ならしめたのである。そして、その一方において、此の係は、パンフレットや、直接の示教をもつてひろく害蟲豫防の宣傳をやつたのである。

モスクワの庶民銀行は、右においてのべたところの係のほかに、さらに礦物肥料係を設置した。そして一九一七年この係が供給した新種の肥料は一萬六千六百トンであつた。この係は、「礦物肥料委員會」の指導をうけてはゐるけれども、同委員會のもとには、設備の完全した作業所があり地方研究事務所が設けられてゐる。

このほか、この銀行に設けられたものとしては、木材乾溜所をあげることが出来る。これは、これらの業務をいとなむ小組合のために、その生産物の賣捌をひきうけて、事業の後援をしてやるものなのである。そしてその援助の目的は十分に達せられてもゐるのである。

庶民銀行商品部の特徴 以上においてのべたところの此の庶民銀行商品部の特徴ともいふべきものは、サヴェットの農業上必要缺くべからざるものとなつてゐるのである。そしてこの部課的な様式は、やがて不満足のものとなり、この銀行の指導者自身もこの商品部の根本的改革を

唱へるにいたつたのである。すなはち、庶民部のうちに設けられた各部門の任務が増すにつれてこれをそのままの特種の組合に引渡すのもつて、もつとも合理的であると考へるにいたつたのである。そしてこの特種組合は、モスクワ庶民銀行の關係者の直接に參與することによつて勃興し、その機能も發揮しはじめたのである。そしてこのことは、一般のサヴェットの協同組合、とくに農村の協同組合の發達を、いちじるしく刺激したのである。

新らしく起された特種の組合 それは他のものから全然獨立したものであつたが、信用組合や農業組合とは密接な關係にあつたのである。そして庶民銀行の商品部は、これらの特種組合の代理人であり、指導者であり、これらの發展の源泉でもあつた。故に、この商品部は、組合のために買入註文をあつめ組合名儀の賣込に盡力し、購買の際にも組合のためになるやうに努力したのであつた。

かうしたことをなす一方において、商品部の果すべき役割もなし、その任務も充分考察してゐた。商品部は、小さい組合から、特種部門をも包含する中央的大組合團體の構成をみるまでのあいだ、その過渡的役割をつとめるものであるといふことも、よく自覺してゐたのである。それ故